

給水装置工事設計施行基準

令和4年4月

東根市上下水道部

目 次

I. 総則

1.	目的	I	-	1
2.	用語の定義	I	-	1
3.	給水装置の定義	I	-	1
4.	給水装置の種類	I	-	2
5.	給水装置工事の種類	I	-	2
6.	給水装置工事の申込	I	-	2
7.	工事の施工と検査	I	-	3
8.	加入金	I	-	3
9.	手数料	I	-	4
10.	給水装置の管理に関する責務	I	-	4
11.	指定給水装置工事事業者	I	-	5
1.	指定工事業者制度	I	-	5
2.	指定工事業者の事業運営基準	I	-	5
12.	給水装置工事主任技術者の責務	I	-	7
1.	主任技術者の役割と職務	I	-	7
2.	主任技術者の建設業法上の位置付け	I	-	7
3.	給水装置工事に従事する者の責務	I	-	7
13.	給水装置工事配管技能者	I	-	7
1.	給水装置工事配管技能者の業務	I	-	7
2.	制定の必要性	I	-	8
3.	給水装置工事配管技能者	I	-	8
4.	資格の要件	I	-	8
14.	個人情報保護	I	-	8
	(参考図)給水装置修繕区分図	I	-	9

II. 手続

1.	給水装置工事の順序	II	-	1
2.	給水装置工事の申込	II	-	2
3.	給水装置工事の設計変更	II	-	2
4.	給水装置工事の取り止め	II	-	3
5.	修繕工事の内容	II	-	3
6.	給水装置の軽微な変更	II	-	3
7.	所有者等の変更	II	-	4
1.	所有者の変更	II	-	4
2.	代理人の選定	II	-	4
8.	河川・道路等の占用	II	-	5
9.	事前協議が必要な工事	II	-	6

10.	検査	II	-	7
III. 設計				
1.	設計の基本条件	III	-	1
2.	設計の基本調査	III	-	2
3.	給水方式	III	-	3
1.	直結式給水	III	-	3
2.	受水槽式給水	III	-	3
3.	直結・受水槽併用式給水	III	-	4
4.	受水槽式給水又は他の給水から直結式給水への改造	III	-	5
4.	計画使用水量	III	-	6
1.	用語の定義	III	-	6
2.	計画使用水量の算定方法	III	-	6
3.	同時使用水量の算定方法	III	-	6
4.	時間平均使用水量の算定方法	III	-	7
5.	受水槽等の有効容量	III	-	7
5.	給水管の口径決定	III	-	8
1.	管口径決定の手順	III	-	8
2.	管口径決定の基本条件	III	-	9
3.	管口径の決定	III	-	9
4.	所要水頭の計算	III	-	12
5.	表	III	-	13
	III-1 用途別業態別標準使用水量表	III	-	14
	III-2 建築用途別給水対象人員算定基準表	III	-	16
	III-3 種類別吐水量と対応する給水用具の口径	III	-	19
	III-4 同時使用率を考慮した給水用具数	III	-	19
	III-5 戸数から求める瞬時最大流量早見表	III	-	20
	III-6 人数から求める瞬時最大流量早見表	III	-	21
	III-7 動水勾配早見表	III	-	22
	III-8 給水用具等損失水頭の直管換算表	III	-	23
	III-9 各流量における口径別流速表	III	-	24
	III-10 給水戸数と同時使用戸数率	III	-	30
	III-11 ウェストン公式流量図表	III	-	30
	III-12 ヘーゼン・ウィリアムズ公式流量図表	III	-	31
	III-13 メーター口径別許容流量表	III	-	32
	III-14 管口径均等表	III	-	33
IV. 給水管及び給水用具				
1.	基準適合品の使用	IV	-	1

1.	認証品	IV	-	1
2.	規格品(特別認証品)	IV	-	1
3.	第三者認証機関のマーク	IV	-	2
4.	給水管の種類	IV	-	4
2.	給水用具	IV	-	5
3.	使用材料の指定	IV	-	6
	(参考) 給水管及び給水用具の性能基準の適用例	IV	-	9

V. メーター

1.	設置目的	V	-	1
2.	一般的事項	V	-	1
3.	メーターの設置基準	V	-	1
4.	メーターの設置位置	V	-	2
5.	メーターの設置方法	V	-	2
	1. メーター前後の配管	V	-	3
	2. メーターの仕様	V	-	4
6.	臨時給水	V	-	7
	(参考)メーターボックス標準図	V	-	8

VI. 配管・施工

1.	水の安全・衛生対策	VI	-	1
	1. 給水装置の耐圧	VI	-	1
	2. 水の汚染防止	VI	-	2
	3. 破壊防止	VI	-	3
	4. 施工等による破壊防止	VI	-	4
	5. 浸食防止(防食)	VI	-	5
	6. 逆流防止	VI	-	6
	7. 凍結防止	VI	-	8
	8. クロスコネクション防止	VI	-	8
2.	配管の原則	VI	-	9
	1. 分岐から給水用具までの配管	VI	-	9
	2. 分岐から宅地内第一止水栓までの施工	VI	-	9
	3. 宅地内第一止水栓から給水用具までの施工	VI	-	10
	4. ヘッダー配管標準施工	VI	-	11
	5. 管の明示	VI	-	11
3.	埋設深度	VI	-	12
4.	分岐・分水止め	VI	-	12
	1. 配水支管からの分岐・分水止め	VI	-	12
	2. 分岐の原則	VI	-	12

3.	給水管口径	VI	-	13
4.	管種別分岐表	VI	-	13
5.	分岐の方法	VI	-	13
6.	分水止めの方法	VI	-	14
5.	仕切弁・止水栓	VI	-	15
1.	仕切弁・止水栓の設置	VI	-	15
2.	種類及び使用区分	VI	-	15
3.	設置位置	VI	-	15
4.	設置方法	VI	-	16
5.	仕切弁筐及び止水栓筐の設置	VI	-	17
6.	保護・防護工事	VI	-	17
1.	分岐から宅地内第一止水栓まで	VI	-	17
2.	宅地内第一止水栓から給水用具まで	VI	-	19
7.	保温工	VI	-	19
1.	分岐から宅地内第一止水栓まで	VI	-	19
2.	宅地内第一止水栓から給水用具まで	VI	-	19
8.	凍結防止給水器具	VI	-	20
1.	水抜装置	VI	-	20
9.	機能水器具	VI	-	21
1.	機能水器具種類	VI	-	21
2.	設置方法	VI	-	21
3.	機能水器具の取扱い	VI	-	22
10.	スプリンクラー設備	VI	-	22
1.	特定施設水道連結型スプリンクラー設備	VI	-	22
2.	住宅用スプリンクラー設備	VI	-	22
11.	特殊器具	VI	-	23
12.	管の末端	VI	-	23
1.	宅地内メーターから給水用具までの配管	VI	-	23
2.	分譲地等の幹線給水管の配管	VI	-	23
13.	逆流防止	VI	-	23

VII. 土工事

1.	一般事項	VII	-	1
2.	事前調査	VII	-	2
3.	掘削	VII	-	2
4.	土留め	VII	-	3
5.	埋め戻し	VII	-	3
6.	残土処理	VII	-	3
7.	建設副産物処理	VII	-	3

8.	仮復旧	VII	-	4
9.	本復旧	VII	-	4
10.	工事写真	VII	-	5
	1. 掘削・埋め戻し・舗装復旧工	VII	-	5
	2. 分岐工事	VII	-	6
	3. 分水止め	VII	-	6
VIII. 検査				
1.	検査	VIII	-	1
	1. 一般事項	VIII	-	1
	2. 完成検査	VIII	-	1
2.	完成検査の申込	VIII	-	2
3.	完成図	VIII	-	2
4.	検査内容について	VIII	-	9
5.	水圧試験について	VIII	-	9
6.	提出書類	VIII	-	10
	参考資料	VIII	-	12
	給水装置工事申請等の流れ	VIII	-	12
	完成検査申込、提出書類について	VIII	-	13
IX. 基準・要綱等				
1.	3階建て直結給水施行基準	IX	-	1
2.	受水槽以下設備の指導基準	IX	-	4
3.	水道直結式スプリンクラー設備設置基準	IX	-	9
4.	共同住宅等における遠隔指示装置付きメーターの設置基準	IX	-	13
5.	分譲地等の給水工事要領	IX	-	15
X. 様式集				
	様式一覧	X	-	1
	施行基準様式			
	様式第1号 給水装置工事申込書・完成届(給水装置台帳)	X	-	3
	様式第2号 給水装置工事変更届	X	-	5
	様式第3号 給水装置工事取りやめ届	X	-	6
	様式第4号 給水装置所有者異動届	X	-	7
	様式第5号 代理人選定(異動)届	X	-	8
	様式第6号 給水装置工事事前協議書	X	-	9
	給水装置工事事前協議書工事概要	X	-	10
	様式第7号 給水装置工事事前協議回答書	X	-	11
	様式第8号 メーター設置に関する念書	X	-	12

様式第9号	共同給水管(アパート等)に関する念書	X	-	13
様式第10号	臨時給水装置工事申込書	X	-	14
様式第11号	臨時給水施設使用期間変更届	X	-	15
様式第12号	給水装置工事完成検査表	X	-	16
様式第13号	簡易専用水道施設台帳	X	-	18
様式第14号	水道直結式スプリンクラー設備設置条件承諾書	X	-	20
様式第15号	共同住宅等の各戸検診及び水道料金等の徴収に関する協定書	X	-	21
様式第16号	共同住宅等における私設メーターの無償譲渡届	X	-	24
様式第17号	オートロック装置の解錠(解錠の変更)届出書	X	-	26
様式第18号	管理人選定(異動)届	X	-	27
様式第19号	分譲地等給水水理計算書	X	-	28
	記入例	X	-	29
	参考図	X	-	30
様式第20号	分譲地等給水工事申込書	X	-	31
様式第21号	分譲地等の給水工事に関する協定書	X	-	32
様式第22号	分譲地等給水工事監督職員指定通知書	X	-	34
様式第23号	分譲地等給水工事着工届	X	-	35
様式第24号	分譲地等給水工事打合せ簿(工程表及び使用材料承諾願)	X	-	36
様式第25号	分譲地等給水工事配管技士承認申請書	X	-	37
様式第26号	分譲地等給水工事材料確認願	X	-	38
様式第27号	分譲地等給水工事段階確認書	X	-	39
様式第28号	分譲地等給水工事完了届	X	-	40
参考様式				
道路占用関係				
参考様式第1号	県道関係 道路占用許可申請書	X	-	41
参考様式第2号	工事着工届	X	-	42
参考様式第3号	工事完了届	X	-	43
参考様式第4号	道路掘削届	X	-	44
参考様式第5号	市道関係 道路占用(掘削工事)協議書	X	-	45
参考様式第6号	道路掘削届	X	-	46
参考様式第7号	道路占用に伴う道路作業協議書	X	-	47
参考様式第8号	通行制限について(警察署長あて)	X	-	48
参考様式第9号	通行制限について(消防署長あて)	X	-	49
参考様式第10号	法定外等 法定外公共物使用等許可申請書	X	-	50
その他様式				
参考様式第11号	図面写しの交付申請書	X	-	51
参考様式第12号	給水装置工事台帳複写交付申請書	X	-	52
参考様式第13号	給水管(共同管)の移譲願	X	-	53

XI. 条例・規則等

東根市水道給水条例	XI	-	1
東根市給水条例施行規則	XI	-	14
給水装置の構造及び材質に関する規則	XI	-	32
東根市指定給水装置工事業者に関する規則	XI	-	36
分譲地等の給水工事に関する規則	XI	-	55
臨時給水装置工事承認取扱要綱	XI	-	57

I. 総 則

1. 目的

この給水装置工事設計施行基準(以下「施行基準」という。)は、水道法及び東根市水道給水条例に基づき、給水装置工事に係る設計・施工等の技術上の基準及び事務処理について必要事項を定め、適正な施工を確保することを目的とする。

2. 用語の定義

この施行基準における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 「法」とは、水道法(昭和32年、法律第177号)をいう。
- (2) 「施行令」とは、水道法施行令(昭和32年、政令第336号)をいう。
- (3) 「施行規則」とは、水道法施行規則(昭和32年、厚生省令第45号)をいう。
- (4) 「基準省令」とは、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令(平成9年、厚生省令第14号)をいう。
- (5) 「条例」とは、東根市水道給水条例(平成9年、条例第34号)をいう。
- (6) 「条例施行規則」とは、東根市水道給水条例施行規則(昭和63年、規則第9号)をいう。
- (7) 「構造材質規則」とは、東根市が規定する給水装置の構造及び材質に関する規則(昭和52年、規則第10号)をいう。
- (8) 「指定工事業体規則」とは、東根市指定給水装置工事業体に関する規則(平成10年、規則第14号)をいう。
- (9) 「管理者」とは、水道事業等の管理者の権限を行う東根市長をいう。
- (10) 「部」とは、東根市上下水道部をいう。
- (11) 「指定工事業体」とは、東根市指定給水装置工事業体者をいう。
- (12) 「主任技術者」とは、給水装置工事主任技術者をいう。
- (13) 「給水台帳」とは、給水装置工事申込書・完成届をいう。
- (14) 「水道使用者等」とは、給水装置の所有者又は水道の使用者若しくは管理人をいう。

3. 給水装置の定義

1. 「給水装置」とは、需要者に水を供給するために、配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。(法 第3条第9項)
2. 「給水装置工事」とは、給水装置の設置、又は変更の工事をいう。(法 第3条第11項)

- (1) 配水管とは、配水池又はポンプを起点として配水するために布設した管をいう。

(2) 給水管とは、需要者が給水の目的で、配水管及び他の給水管から分岐し布設する管をいう。

(3) 給水用具とは、給水管と直結して、有圧のまま給水できる用具をいう。

4. 給水装置の種類(条例第4条)

1. 給水装置は、次の種類とする。

(1) 専用給水装置 1世帯又は1箇所専用するもの。

(2) 共用給水装置 2世帯若しくは2箇所以上で共用するもの。

(3) 私設消火栓 消防用に使用するもの。

5. 給水装置工事の種類

1. 「新設工事」とは、新たに給水装置を設ける工事をいう。

(1) 新規に水道メーターを新設する工事。

2. 「改造工事」とは、既存給水装置の原形を変える工事をいう。

(1) 給水管及び給水用具の口径を変更する工事。

(2) 給水管及び給水用具を建築物の改装や建て替えて一新する工事。

(3) 給水管及び給水用具の位置を変更する工事。

3. 「増設工事」とは、既存の給水装置の原形を変えずに給水管及び給水用具を新たに増設する工事。

4. 「撤去工事」とは、不要になった既存の給水装置を、分岐箇所撤去(以下「分水止め」という。)する工事をいう。

5. 「修繕工事」とは、既設の給水装置が破損した場合、これを修復する工事をいう。ただし、軽微な変更は除く。(法第16条の2第3項)

6. 「軽微な変更」とは、単独水栓の取替え及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え(配管を伴わないものに限る。)とする。

(施行規則第13条)

6. 給水装置工事の申込(条例第5条)

1. 給水装置工事をしようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更及び修繕工事については、この限りでない。

2. 給水装置工事のうち、修繕工事については、管理者又は指定工事業者に電話又は口頭で申し込むことができる。(条例施行規則第3条)

7. 工事の施行と検査(条例第7条)

1. 工事の設計及び施行は、管理者又は指定工事業者が行う。ただし、軽微な変更については、この限りでない。
2. 指定工事業者が工事を施行する場合は、工事着手前に管理者の設計審査(使用材料の確認を含む)を受け、かつ、工事完成後に管理者の検査を受けなければならない。ただし、法第16条の2第3項に規定するものについては、この限りでない。
3. 指定工事業者に関する事項は、管理者が定める。

8. 加入金(条例第12条)

1. 給水装置の新設又はメーター口径を増加する改造の工事の承認を受けようとする者は、管理者の指定する期日(=メーターの設置を必要とするとき)まで加入金を納入しなければならない。
2. 加入金は、下記の表に掲げる額に消費税等相当額を加えて得た額とする。
3. 納入した加入金は、還付しない。ただし、工事着手前に工事を取り止めた場合又は工事中における設計変更により生じた差額については、この限りでない。

口径別加入金一覧

メーターの口径	金額(円)	メーターの口径	金額(円)
13mm	55,000	50mm	510,000
20mm		75mm	1,400,000
25mm	100,000	100mm	2,800,000
30mm	150,000	150mm	7,400,000
40mm	300,000		

メーター口径を増す工事の加入金の額は、新口径に係る加入金の額と旧口径の加入金の額の差額とする。

9. 手数料(条例第30条)

1. 手数料の種類及びその金額は、下記に定めるとおりとする。
2. 手数料は、申込者から申込みの際これを徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、申込み後徴収することができる。

(1) 給水装置工事に係る手数料

① 給水装置工事設計審査手数料

- ア 新設 1工事につき 2,000円
- イ 増・改造等 1工事につき 1,000円

② 給水装置工事完成検査手数料

- ア 新設 1工事につき 2,000円
- イ 増・改造等 1工事につき 1,000円

(2) 証明書交付手数料 1件につき 300円

10. 給水装置の管理に関する責務

1. 水道使用者等の管理上の責任(条例第21条)

- (1) 水道使用者等は善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異常があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。
- (2) (1)において修繕を要するときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、管理者が必要と認めるときは、これを徴収しないことができる。
- (3) (1)の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。
- (4) 水道使用者等は、次に掲げる事項を守らなければならない。
 - ① 給水装置を、水道水が汚染される器物又は施設と連絡して使用しないこと。
 - ② メーターの点検、検査又は修繕の障がいとなる建築物、工作物若しくは物件を設置しないこと。
 - ③ メーター及び止水栓等を操作しないこと。

2. メーターの貸与(条例第18条)

- (1) メーターは、管理者が設置して、水道使用者等に保管させる。
- (2) 水道使用者等は、善良な注意をもってメーターを管理しなければならない。
- (3) 水道使用者等が、(2)の管理義務を怠ったために、メーターを亡失又はき損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

1. 指定工事業者は、給水装置はお客様の所有物、メーターは市からの貸与物であることを引き渡し時にお客様に説明し、お客様が責任をもって管理しなければならないことを明確にすること。

2. 水道使用者等は、既存の建物を解体する等、メーターが不要となる場合、メーターを返却しなければならない。

11. 指定工事業者の責務

1 指定工事業者制度

1. 指定工事業者制度は、給水装置の構造及び材質が、施行令に定める基準に適合することを確保するため、水道事業者がその給水区域において給水装置工事を適正に施行することができる、と認められる者を指定する制度である。
2. 指定工事業者が行う給水装置工事の技術力を確保するため、核となる給水装置工事主任技術者(以下「主任技術者」という。)について、国家試験による全国一律の資格を付与することとし、指定工事業者についても、水道事業者による指定要件を法で全国一律に定めている。
3. 平成30年の水道法改正により、指定の有効期限を5年とする更新制度が導入された(令和元年10月1日施行)。

2 指定工事業者の事業運営基準

事業の基準(法第25条の8)

指定工事業者は、厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適切な給水工事の事業の運営に努めなければならない。

1. 事業の運営の基準(施行規則第36条)

給水装置工事の事業の運営に関する基準は、下記に掲げるものとする。

- (1) 給水装置工事(軽微な変更を除く)ごとに、法第25条の4第1項の規定により選任した主任技術者のうちから、当該工事に対して法第25条の4第3項各号に掲げる職務を行うものを指名すること。
- (2) 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施工する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることのないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他のものを実施に監督させること。
- (3) 水道事業者の給水区域において前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ当該水道事業者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。
- (4) 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。
- (5) 次に掲げる行為を行わないこと。

- イ 施行令第6条に規定する基準に適合しない給水装置を設置すること。
- ロ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。
- (6) 施行した給水装置工事(施行規則第13条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。)ごとに、第一号の規定により指名した給水装置工事主任技術者に次の各号に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から3年間保存すること。
 - イ 施主の氏名又は名称
 - ロ 施行の場所
 - ハ 施行完了年月日
 - ニ 給水装置工事主任技術者の氏名
 - ホ 竣工図
 - ヘ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項
 - ト 法第二十五条の四第三項第三号の確認の方法及びその結果

2. 指定工事業者の指定要件は、次のように定められている。(法 第25条の3・指定工事業者規則第5条)

- (1) 事業所ごとに、主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。
- (2) 次に定める機械器具を有する者であること。
 - ① 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
 - ② やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
 - ③ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
 - ④ 水圧テストポンプ
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ① 精神の機能の障がいにより給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を行うことができない者
 - ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ③ 法に違反して、刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者。
 - ④ 法第25条の11第1項の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者。
 - ⑤ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者。
 - ⑥ 法人であって、その役員のうち①から④←⑤までのいずれかに該当するものがある者。
- (4) 水道事業者は、指定要件を満たす工事業者から申請があれば、指定しなければならないこととしている。一方、指定工事業者については、施行規則第36条各号で定める事業運営の基準に従って事業を行わなければならないことと、水道事業者の要求があれば、水道事業者が行う給水装置の検査に主任技術者を立ち合わせたり、報告又は資料の提出

をしなければならないことなど、水道事業者が法に基づいて行う監督に服さなければならないこととしている。

12. 給水装置工事主任技術者の責務

1 主任技術者の役割と職務(法第25条の4第3項)

主任技術者は、給水装置工事事業の本拠である事業者ごとに選任され、個別の工事ごとに事業者から指名されて、調査・計画・施行・検査の給水装置工事の管理等、次の職務を誠実に行う。

1. 給水装置工事に関する技術上の管理
2. 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
3. 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が施行令第6条の基準に適合していることの確認

2 主任技術者の建設業法上の位置付け

1. 給水装置工事主任技術者免状の交付を受けた後、一年以上の実務経験が有れば、建築業の許可基準の一つである営業所選任技術者になることができる。

3 給水装置工事に従事する者の責務(法 第25条の4第4項)

1. 給水装置工事の現場において工事の作業を行う、又は監督する従事者をはじめとして、給水装置工事に従事する者は、法 第25条の4第4項により、「主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。」こととされている。

これは、主任技術者が、前述した職務を十分に発揮できるようにするには、主任技術者が職務上行う従業員に対する指導に実効性を持たせることが不可欠である。

13. 給水装置工事配管技能者

1 給水装置工事配管技能者の業務

1. 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付け口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。
(法 施行規則36条第1項第2号)

2 制定の必要性

1. 平成8年に改正された水道法において、国家資格者である給水装置工事主任技術者の責任の下に適切に配管の技能を有するものを配備することとしている。
特に、給水装置工事の中でも、配水管の分岐から水道メーターまでの工事は、水道施設という公共物の加工を伴うものであるとともに、公道下で行われることが一般的であり、その不適切な施工は社会的に重大な影響を与えることから、当該工事に従事するものに厳格な技術水準を求めることとなったものである。
2. 従来、多くの水道事業者等では個々に類似の資格等を制定して、給水装置工事の技術向上に努めてきたが、今回全国一律に通用する資格としたものである。

3 給水装置工事配管技能者

1. (公財)給水工事技術振興財団が、配水管からの分岐穿孔及び以降の配管工事等において、適切な技能を有すると認めたものに対し付与した全国統一的な資格者である。

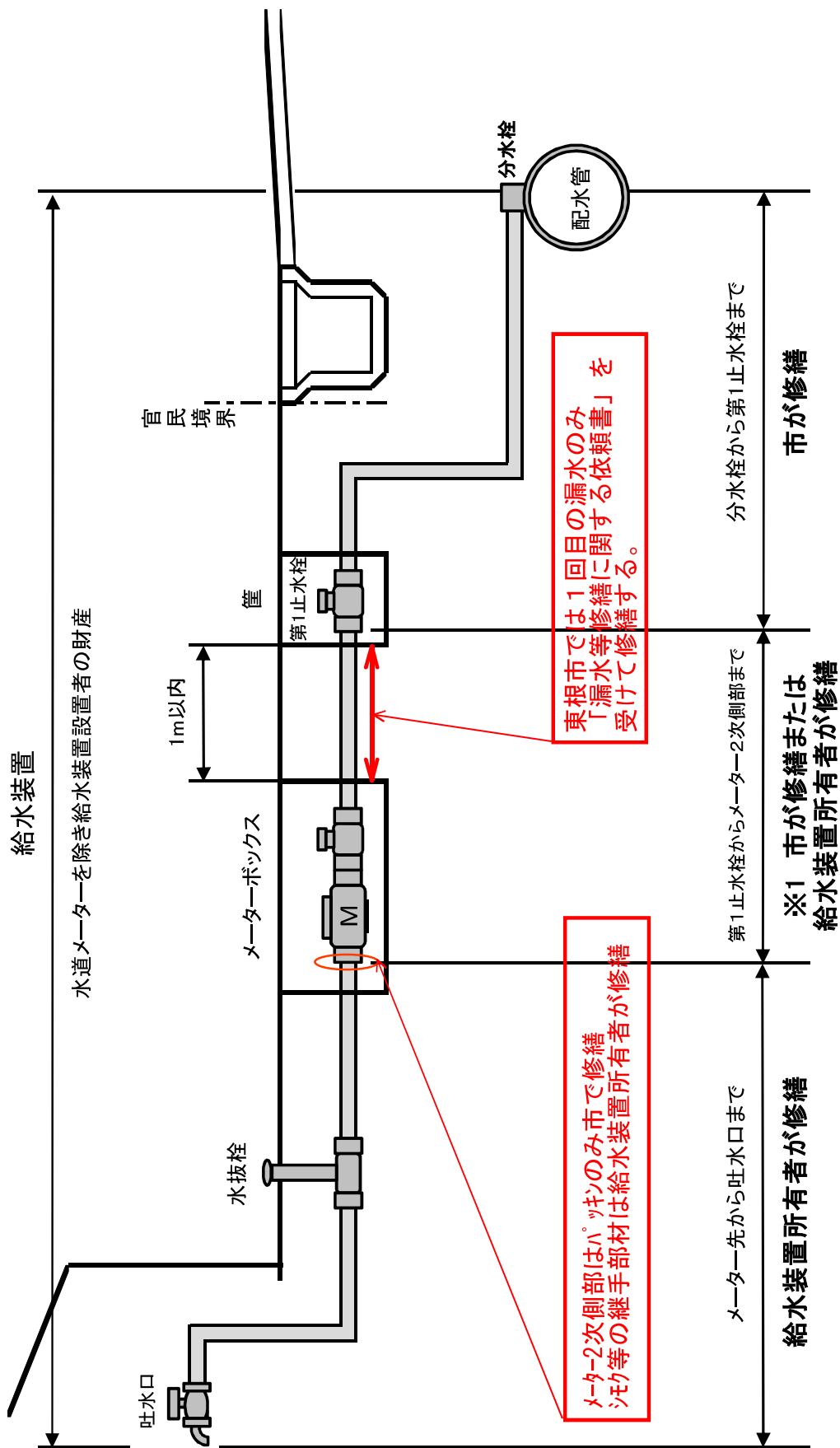
4 資格の要件

1. (公財)給水工事技術振興財団が実施する、「給水装置工事配管工技能者講習会」の修了者。
2. 既に各水道事業者等において類似の名称の資格を取得しているものが、3. の「給水装置工事配管工技能者講習会」と同等、又は同等以上の講習過程を経てその資格を取得したと認定できるもの。

14. 個人情報保護

1. 個人情報保護の重要性を認識し、取り扱いについては、東根市個人情報保護条例を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。
2. 業務上知りえた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
3. 個人情報を含む図面類は、当該工事関係者以外の第三者に漏れることのないように管理するとともに、不要となった図面類は裁断・焼却等復元できない方法により処分しなければならない。
4. 部との給水装置に関する相談、協議の際は、会社名、氏名等が確認できるようにすること。

給水装置修繕区分図



※1 1回目の修繕は市で実施するが、2回目以降の修繕は給水装置所有者にて実施する
(メーターボックス内のメーター-2次側部迄の修繕は基本市で実施する)

II. 手 続

1. 給水装置工事の順序

1. 指定工事業者は、申込者等と工事契約を締結した後、部に対し必要な手続きを行う。

1. 給水装置工事手順の主な流れ

(1) 工事受注

① 申込者等からの給水装置工事依頼を受け、見積、契約を行う

(2) 基本調査

① 現地調査

② 関係官公署等の調査

(3) 計画・設計

① 給水装置工事の計画

② 設計図の作成

③ 使用材料の選定と構造材質基準に適合していることの確認

④ 工事方法の決定と機械器具の手配

(4) 工事申込

① 部による設計審査

② 加入金、設計審査手数料、完成検査手数料納入

(5) 施工承認

① 部の承認後に着工

(6) 工事の施工

① 工程管理、品質管理、安全管理の徹底

② 配水管からの分岐工事に係る部との連絡調整

③ 関係建築業者等との連絡調整

④ 使用材料の構造材質基準適合の確認

⑤ 分岐工事等で道路占用等が必要な場合、許可・承認後に着手

⑥ 申込み内容と相違が発生した場合、着手前に工事変更申請

(7) 工事の完了

① 指定工事業者が行う検査

② 使用材料の型式、社名、認証番号等再確認

③ 道路占用等の工事完了に係る手続

(8) 社内検査

(9) 完成届

① 竣工関係図書提出

(10) 完成検査

① 部が行う検査

② メーターの貸付

(11) 引き渡し

- ① 給水装置工事完了後の給水台帳の写しにより、申込者に対する給水装置の使用方法・凍結防止等についての説明

2. 関係書類の保存(施行規則第36条の6)

指定工事業者は、施行した給水装置工事に係る記録を整備し3年間保存する。

(申込者の氏名、施行場所、施行完了年月日、主任技術者の氏名、竣工図、使用材料のリストと数量、工程ごとの構造材質基準への適合確認の方法、及びその結果、竣工検査の結果等)

2. 給水装置工事の申込

- | |
|--|
| 1. 給水装置の工事を行うときは、あらかじめ管理者の承認を受ける。(条例第5条第1項) |
| 2. 当該工事に関する利害関係人がある場合、工事申込者はその者の同意を得なければならない。(同第5条第2項) |
| 3. 給水装置工事の設計及び施工は、管理者が承認した指定工事業者が行う。
(同第7条第1項) |
| 4. 指定工事業者は、設計について管理者の審査を受ける。
(同第7条第2項) |

(1) 提出書類

「給水装置工事申込書・完成届(給水台帳)」(別紙様式第1号)

給水台帳は、1 給水装置につき1枚とし、必要事項を記入し部に申込を行う。

詳細は別記「給水装置工事申込について」に定めるとおりとする。

※ 「給水装置工事申込書・完成届(給水台帳)」は東根市管工事業協同組合にて販売しています。

3. 給水装置工事の設計変更

- | |
|---|
| 1. 申込をした給水装置工事が設計変更の対象となる場合は、着手前に給水装置工事変更届を提出しなければならない。 |
|---|

1. 提出様式

給水装置工事変更届(別紙様式第2号)

2. 次の場合は、設計変更の対象とする。

(1) 工事の種類を変更する場合。

(2) 給水方式を変更する場合。(例 受水槽式給水を直結式給水に変更)

- (3) メーター口径の変更、又は設置位置を極端に変更する場合。
- (4) 分岐位置を変えることにより被分岐管の口径が変更する場合。
(例 分岐位置変更で配水支管の口径が変更)
- (5) 新たな特殊器具を取り付ける場合
- (6) 申込者、指定給水装置工事事業者、主任技術者等に変更が生じた場合。
- (7) 分岐口径を変更する場合。(例 ϕ 20mmをアパート建設予定のため ϕ 50mmに変更)
- (8) 給水装置工事の完成予定日の延長を行う場合。
- (9) その他、部が設計変更を行う必要があると認めた場合。

4. 給水装置工事の取り止め

- | |
|--|
| 1. 指定工事業者は、申込をした給水装置工事を取り止める場合は、給水装置工事取り止め届を、速やかに管理者に届けなければならない。 |
|--|

- 1. 提出様式
給水装置工事取り止め届(別紙様式第3号)

5. 修繕工事の内容

- | |
|--|
| 1. 修繕工事は、給水装置の原型を変えないで給水管の部分的な交換及び破損個所を修復する工事及び給水用具の取替工事とする。
なお、給水用具の取替工事とは、メーター下流側での配管工事が伴わない給水用具の取替をいい、次のようなものがある。 <ul style="list-style-type: none">① 便器、洗浄便座の交換② 流し台、洗面器、洗面ユニット、システムキッチンの交換③ 湯沸器、給湯器の交換④ 水栓器具(シャワーヘッド等)の交換 |
| 2. 修繕工事については、管理者又は指定工事業者に電話又は口頭で申し込むことができる。(条例施行規則第3条) |

6. 給水装置の軽微な変更

- | |
|---|
| 法第16条の2第3項の厚生労働省令に定める給水装置の軽微な変更は、単独水栓の取替え及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え(配管を伴わないものに限る。)とする。 |
|---|

7. 所有者等の変更

1. 所有者の変更(条例第19条第2項第2号)

給水装置の所有者に異動があった場合は、「給水装置所有者異動届」に必要事項を記入し、給水装置工事申し込みまでに、管理者へ提出する。

1. 提出様式

「給水装置所有者異動届」(別紙様式第4号)

2. 申込者又は、指定工事業者が、現所有者と一致するか確認し、一致しない場合は届け出が必要となる。

(1) 給水装置所有者異動届の事由

- ① 売買 (売買契約書の写し添付)
- ② 譲渡
- ③ 相続
- ④ その他

(2) 手続内容

- ① 給水装置所有者・新所有者の記名を必要とする。
- ② 法人・団体等は、代表者の記名とする。
- ③ 給水装置毎に届出を行う。
- ④ アパート等で設置場所及び旧所有者が同じで、新所有者が同一の場合に限り、一括して1枚の届出に省略し、備考欄に水栓番号及び部屋名等を明記し、届けでること。

2. 代理人の選定(条例第15条)

「代理人選定(異動)届」に必要事項を記入し、管理者に提出する。

1. 提出様式

「代理人選定(異動)届」(別紙様式第5号)

2. 代理人選定(異動)届の事由

- ① 給水装置の所有者が、東根市内に居住しない場合。
- ② 代理人を変更した場合。
- ③ 所有者が市内に転居し、代理人の必要がなくなった場合。
- ④ 代理人に異動がある場合。

(2) 手続内容

- ① 給水装置所有者・新代理人の記名を必要とする。
- ② 法人・団体等は、代表者の記名とする。
- ③ 給水装置毎に届出を行う。
- ④ アパート等で設置場所及び給水装置所有者が同じで、新代理人が同一の場合に限り、一括して1枚の届出に省略できる。

8. 河川・道路等の占用

給水装置工事施工にあたり、河川・道路等の占用、掘削又は廃止等を要する場合は、事前に各管理者と協議を行い、工事の内容等について了承を得た上で、給水装置工事申込み時に、占用許可申請書、廃止届等の必要書類を部に提出すること。

各種占用許可申請等については、各管理者との事前協議等が伴うなど申請受理から許可までの期間に、相当の日時を要するため、給水装置工事申込み時期及び工事の工期の設定には十分配慮し、下記の件について留意すること。

(1) 部が申請を行うもの。

- ① 河川及び砂防指定地
- ② 国・県・市道(未供用道路及び施工中の道路等を含む)
- ③ 官地及び法定外道路(官公庁署が所有又は管理する道路等)
- ④ 土地改良区が管理する農道・水路等
- ⑤ その他、部が必要と認めたもの

なお、占用等の許可がなされた場合は、速やかに指定工事業者へ連絡する。

(2) 指定工事業者の責務

- ① 指定工事業者は、事前に各管理者と協議を行い、工事の内容等について了承を得た上で、給水装置工事申込時に必要書類一式を揃え部に提出すること。また申込み後に、各管理者と協議等が必要となった場合は、同様の書類を速やかに提出すること。
- ② 添付書類については、占用等を許可する各管理者が定めるものであり、これを受け部が指示する必要書類を作成すること。
- ③ 道路の復旧方法については、各道路管理者が定める復旧を速やかに行うこと。
- ④ 占用等申請箇所において、関連する工事がある場合は、関係機関と十分に調整し、申請書類に記載するとともに、施工すること。
- ⑤ 占用等工事着工にあたり着手届等が必要な場合は、各管理者が定める期日に、部が手続きに要する期間を加えた期日までに、部に提出すること。
- ⑥ 占用等に伴う完了届は、工事完成後必要書類を添えて速やかに部に提出すること。
- ⑦ 道路使用許可申請は、工事着工前に所轄警察署に行くこと。(道路交通法第77条第1項)
- ⑧ 消防隊の通行その他消火活動に支障を及ぼす恐れのある道路工事を行う場合は、道路工事届出書を所轄消防本部に提出すること。(東根市及び天童市火災予防条例第53条第3項)
- ⑨ 工事に伴い、一時的に通行を規制し又は妨げる場合は周辺住民とのトラブルを回避するため、あらかじめ工事を周知すること。

9. 事前協議が必要な工事

次の給水装置工事を行う場合は、部と事前協議をしなければならない。

- (1) 分譲地等の給水工事に関する規則に基づく工事
- (2) 配水管からの分岐給水管口径が25mm 以上となる工事
- (3) 水道(公設)メーター口径が25mm 以上となる工事
- (4) 3階建て建物直結式給水工事
- (5) 受水槽式給水及び直結・受水槽併用式給水工事
- (6) スプリンクラー設備を設置する工事
- (7) 受水槽式共同住宅で各戸検針及び料金徴収の取扱を受ける場合
- (8) その他管理者が必要と認めた場合

1. 提出様式

「給水装置工事事前協議書」(別紙様式第6号)

2. 協議内容

(1) 分譲地等の給水工事に関する規則に基づく工事

- ① 個人若しくは団体等が住宅の建設及び分譲することを目的として造成する土地に給水する工事
- ② 申請者は、「分譲地等の給水工事に関する規則」、「分譲地等の給水工事要領」に基づき関係図書を添えて、協議を行う。

(2) 配水管からの分岐給水管口径が25mm 以上となる工事

- ① 施工基準に基づき、平面図・水理計算書を添えて、協議を行う。

(3) 水道(公設)メーター口径が25mm 以上となる工事

- ① 施工基準に基づき、平面図・水理計算書を添えて、協議を行う。

(4) 3階建て建物直結式給水

- ① 新設・改造工事にかかわらず、事前協議を行う
- ② 申請者は、「3階建て直結給水施行基準」に基づき関係図書を添えて、協議を行う。

(5) 受水槽式給水及び直結・受水槽併用式給水工事

- ① 新設・改造工事にかかわらず、事前協議を行う
- ② 申請者は、「受水槽以下設備指導基準」に基づき関係図書を添えて、協議を行う。

(6) スプリンクラー設備を設置する工事

- ① 新設・改造工事にかかわらず、事前協議を行う
- ② 受水槽式スプリンクラー設備を設置する場合、申請者は、「受水槽以下設備指導基準」に基づき関係図書を添えて、協議を行う。
- ③ 消防法の規定に基づき、水道直結式スプリンクラー設備を設置する場合、申請者は、「水道直結式スプリンクラー設備設置基準」に基づき関係図書を添えて、協議を行う。

(7) 受水槽式共同住宅で各戸検針及び料金徴収の取扱を受ける場合

- ① 新設・改造工事にかかわらず、事前協議を行う
- ② 申請者は、「共同住宅等における遠隔指示装置付きメーターの設置基準」に基づき関係図書を添えて、協議を行う。

3. 協議結果については、「給水装置工事事前協議回答書」(様式第7号)で通知する。

10. 検査

1. 給水装置工事が完成した時は、管理者が定める検査の手続きを行う。
2. 主任技術者は、工事が完成した時、管理者の検査前に自主検査及び社内検査を行い、結果を給水装置工事完成検査表に記入し、管理者に提出しなければならない。
3. 指定工事業者は、完成検査合格後、申込者に対し給水装置の引渡しを行う際、完成図面を提出すると共に、給水装置の構造及び使用方法、維持管理等について十分な説明を行う。

給水装置工事が完成したときは、部に下記の手続きを行うこと。

- (1) 給水工事が完成したときは、速やかに部へ給水台帳に必要書類を添付し検査を申込みこと。
- (2) 給水装置の完成検査は、部の職員若しくは部より委託された検査立会員(以下、「検査員」という。)が行う。
- (3) 完成検査には、当該工事の主任技術者が立会うこと。
- (4) 再検査は、検査員の指示により行う。
- (5) 詳細は、別記「検査」に定めるとおりとする。
- (6) 工事写真は、検査により部が指定する写真を添付する。

Ⅲ. 設 計

1. 設計の基本条件

1. 給水装置は、水道事業者の施設である配水管に直接接続し、申込者に安全な水道水を供給する設備であることから、給水装置の構造及び材質は法の定める基準に適合するよう設計する。
2. 設計に当たっては、次のことに配慮する。
 - (1) 水の逆流を防止するための措置を講じ、特に汚水等が配水管に逆流しない構造となっていること。
 - (2) 使用材料の材質が水質に影響を及ぼさないこと。
 - (3) 内圧・外圧に対して必要な強度を有していること。
 - (4) 漏水等が生じない構造となっていること。
 - (5) 給水装置においてクロスコネクション(誤接続)等がないこと。
 - (6) 凍結防止のための必要な措置が施されていること。
 - (7) 給水装置において、止水栓止め、排水設備、空気弁等以外は行き止まり配管が生じないこと。
 - (8) 維持管理が容易であること。

下記事項を考慮し、給水装置の設計等を行うものとする。

- (1) 給水装置工事は、事前の基本調査や諸条件に基づき、建築物の工程と十分調整し、無理や無駄のないように施工する。

又、申込者の意向が反映される給水装置を提供することや、工事の品質を確保するため、様々な制約が生ずることがあれば、最善の協議を最大限行い、建築工程等に生かされる設計が必要である。

そして、工事従事者に対して設計図に基づく技術上の指導などを周知徹底しておくことの対策を講じ、迅速かつ確実に仕上げていくことが大切である。
- (2) 配水管取付口から水道メーターまでの使用材料は、災害時による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適正に行えるように、使用材料の構造及び材質を指定していることも考慮する。
- (3) 給水管の分岐等で、上下水道・電話・電気・ガス等が埋設されている道路等の掘削が必要となる場合は、事前にもれなく埋設確認するとともに、必要に応じて各管理者の立ち合いを求めるなど、埋設物の破損事故や誤接続の防止に努めなければならない。

2. 設計の基本調査

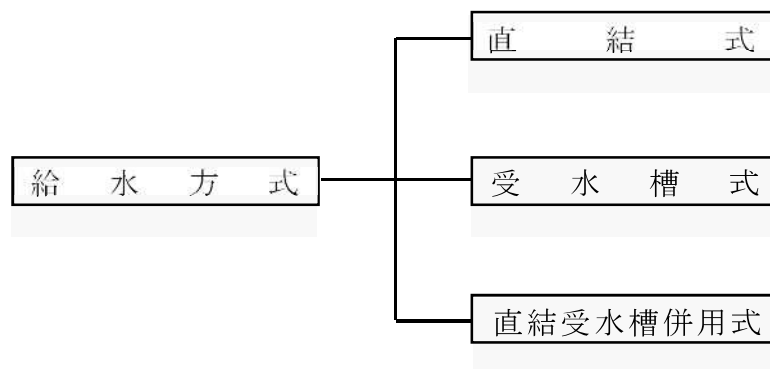
1. 給水装置工事の依頼を受けた場合は、現場の状況を把握するために、必要な調査を十分行う。
2. 基本調査は、計画・設計・施工の基礎となる重要な作業であり、調査の良否は計画・設計の策定・施工、さらには給水装置の機能にも影響することから、慎重に行う。
3. 基本調査は、事前調査と現場調査に区分され、その内容によって「申込者に確認するもの」、「部に確認するもの」、「現地調査により確認するもの」、「土地地権者や関係官公署に確認するもの」等がある。
4. 調査項目及び調査内容は、特に計画・設計の基礎となる重要な作業であり、慎重に行われなければならない。なお、調査項目及び調査内容については、参考として表Ⅲ－2－1を挙げるものとする。

表 Ⅲ－2－1 調査項目及び内容

調査項目	調査内容	調査確認場所			
		申込者	部	現地	その他
給水装置の場所	町名、丁目・番地・番号、住居表示番号等	○		○	
使用水量	使用目的、使用人員、取付け栓数等	○		○	
既設装置の有無	所有者、布設月日、口径、管種、布設位置 使用水量、給水装置番号等	○	○	○	所有者
屋外配管	メーター・止水栓の位置等	○	○	○	
屋内配管	給水栓の位置、給水用具等	○		○	
配水管の状況	口径、管種、布設位置、水压等		○	○	
道路の状況	種別(公道・私道等)、舗装等			○	埋設物管理者 道路管理者
埋設物の状況	下水・ガス等の布設位置・深度等				埋設物管理者
施工環境	施工時間(昼・夜)、関連工事等		○	○	埋設物管理者 道路管理者
給水管からの分岐	所有者、給水戸数、布設月日、口径、布設位置 既設建築物との関連、土地所有者等	○	○	○	所有者
同意書・承諾書	分岐の同意、私有地給水管理設の同意 その他利害関係者の承諾等	○		○	利害関係者
建築確認等	建築確認通知、建築高さ等	○			
開発行為等	都市計画法に基づく開発行為許可申請の有無等	○			

3. 給水方式

1. 給水方式には次の方式があり、給水高さ・所要水量・使用用途及び維持管理面を考慮し決定する。



1. 直結式給水

1. 直結式給水は、受水槽式給水と比較して維持管理費の節減、設置スペースの有効利用、省エネルギーの推進等が図れるが、災害・事故等による水道の断滅水時には、給水の確保ができなくなるため、建物の用途も踏まえて給水方式を検討する必要がある。

(1) 直結式給水

配水管の水圧及び配水管口径が必要範囲で確保されており、水理計算上可能なもの。

(※給水階層が3階までの給水)

(2) 直結式給水対象外の建物の例

- ① 一時に多量の水を使用する施設または使用水量の変動が大きい施設、断水のできない施設

例) 病院、使用水量の変動が大きい医院、学校、ホテル、飲食店中心の雑居ビル、24時間営業施設、興行場、食品冷凍機・電子計算機等の冷却用水を必要とする建築物等

- ② 有毒薬品を使用する工場等又は逆流によって配水管の水を汚染するおそれのある施設

例) クリーニング店、写真及び印刷・製版場、メッキ工場、理化学研究施設、石油化学工場、生物化学研究施設等

- ③ 部が直結給水に適合しない建築用途及び施設、給水設備と判断した場合

- (3) 疑義がある場合については、部と事前協議を行うこと。

2. 受水槽式給水

1. 建物の階層が4階以上の場合、又は一時に多量の水を使用する場合等、受水槽を設置して給水する方法である。

(1) 受水槽式給水

配水管の水圧及び口径が必要範囲で確保されており、受水槽内吐水口から水を供給するもので、使用水量等の算定が計算上可能なもの。

なお、受水槽設置に伴い下記の効果が挙げられる。

- ① 配水管の水圧が変動しても給水圧・給水量を一定に保持できること。
- ② 一時的に多量の水使用が可能であること。
- ③ 断水時や災害時に給水が確保できること。
- ④ 建物内の水使用の変動を吸収すること等の効果があること。
- ⑤ 逆流によって配水管の水を汚染するおそれのある有害薬品を使用する工場等で使用する
とき。

ただし、使用水量の算定に誤りがある場合、受水槽内において停滞水又は濁水等が生じ、これを起因する水質悪化、給水量・給水圧不足等が発生する恐れがあるため、建物及び使用用途等を十分考慮のうえ給水方式を検討する必要がある。

(2) 受水槽の構造及び設置位置

受水槽は、「受水槽以下設備の指導基準」等に基づき、安全上及び衛生上支障のない構造とし、保守点検が容易にできる位置に設置する。

- ① 受水槽は、構造的に直接配水管と連結されてない構造であり、法第3条第9項に規定する給水装置は該当しない。しかし、これからの設備は、構造及び衛生面からみて給水装置同等に重要な施設のため、受水槽以下については、受水槽施設に関する規正法等を遵守する。
- ② 受水槽に給水するときは、逆流防止のため基準省令第5条(逆流防止に関する基準)に規定する排水口空間を確保する。

(3) 非常用給水栓の設置

受水槽式給水には、停電用・その他非常用の給水として、受水槽立ち上がり管手前の屋外で、受水槽近接箇所に給水栓を設置する。

- ① 受水槽式給水で給水装置にメーターを設置した他、受水槽先に私設メーターを設置し集中検針が出来る構造の場合は、非常用給水栓にメーターを別に設置する。
- ② 非常用給水栓の設置場所は、維持管理及び給水作業に支障のない受水槽近くの屋外の地上に、設置すること。ただし、管理人が常駐している場合は、管理人室近くの屋外の地上に設置することができる。

(4) 配管

- ① 管自体の伸縮たわみ、温度変化、地震等による変形の恐れのある所には、伸縮継手を設けるなど有効な管損傷防止を講ずる。
- ② 防火水槽、プール等への給水施設は、排水口と満水面との間隔は、20 cm以上とし逆流することのないようにする。

3. 直結・受水槽併用式給水

1. 直結・受水槽併用式給水は、一つの建物内で直結式及び受水槽式の給水方式を併用するものである。

給水方式を併用する場合は、以下の点に留意する。

- (1) 同一建物内で、使用用途が同一の場合は、併用できない。
- (2) 同一建物内では、使用用途が異なり、それぞれが独立した区画である場合とする。
- (3) 同一敷地内で給水方式を併用する場合の取り出しは、それぞれ別に取り出すことができる。
- (4) 給水方式を併用する場合は、クロスコネクション(誤接続)等の事故を防止する配管形態とする。
- (5) 集合住宅に併設される店舗等がある場合は、住居と店舗等との併用はできる。ただし、それぞれが独立した構造となる場合に限る。
- (6) 併用方式の維持管理を容易にするため、給水系統が識別できるよう配管等に表示を行う。
- (7) 疑義な点については、部と事前協議を行うこと。

4. 受水槽式給水又は他の給水から直結式給水への改造

給水装置の「構造及び材質」は、性能基準に適合していること。

1. 受水槽式給水又は井戸水等の他の給水から直結式給水へ変更する場合は、既設設備の配管・用具類を新しいものに交換することが望ましいが、再使用する場合は次の要件を満たしていること。
 - (1) 給水申請書図面に既設管種を明記すること。
 - (2) 水圧試験で0.5MPaを1分間保持できること。またこれを証明する資料を以て確認できること。
 - (3) 赤水・濁り水等の障害が発生しないこと。
 - (4) メーター以降の配管がメーター口径以下であること。
 - (5) 既設設備の配管・用具類の現況写真を提出すること。
2. 高置水槽の経由は認めない。

- (1) 既設配管を直結給水装置として再使用する場合は、水圧上昇による成分溶出、配管漏水、赤水等の問題が発生する恐れがあるので再使用に必要な要件は必ず確認すること。
- (2) 既設配管をやむを得ず再利用する場合は、材質・構造・口径・給水器具類、使用期間等を十分調査し、再利用する部分を最小限にすることが望ましい。
- (3) 既設配管を直結給水装置として再使用する際に、配管・用具類が法第16条、基準省令で定める構造及び材質の基準に適合していない場合は早急な改善を実施すること。
- (4) 既設配管を直結給水装置として再使用する場合は公的機関の水質検査を実施し、水質基準を満たしているという報告書を各自で保管すること。

4. 計画使用水量

1. 用語の定義

1. 計画使用水量は、給水管の口径・受水槽容量等、給水装置系統の主要緒元を計画する際の基礎となるものであり、建物の用途や面積、水の使用用途、使用人数、給水栓数等を考慮した上で決定する。
2. 計画使用水量の算定にあたっては、各種算定方法の特徴を踏まえて使用実態に応じた方法を選択する。
(水道施設設計指針・2012年版)

- (1) 計画使用水量は、給水装置工事の対象となる給水装置に、一日当たり給水される使用水量(ℓ/D)をいい、あるいは計画一日最大使用給水量とも表現されるが、ここでは「計画使用水量」に統一する。
- (2) 計画使用水量は、給水装置の計画基礎となり、給水管の口径を決定する基礎となるものである。
- (3) 同時使用水量(ℓ/min)とは、給水栓・ボイラー等の給水用具が、同時に使用(同時使用率)された場合の使用水量であり、瞬時の最大使用水量(ℓ/min)をいう。
- (4) 時間平均使用水量とは、計画使用水量を使用時間で除した水量をいう。

2. 計画使用水量の算定方法

1. 使用人数から算出する方法

⇒ 一人一日当たり使用水量(表Ⅲ-1)) × 使用人数(表Ⅲ-2) = 計画使用水量(ℓ/D)

2. 建築物の単位床面積から算出する方法

⇒ 単位床面積当たり使用水量(表Ⅲ-2)) × 延床面積 = 計画使用水量(ℓ/D)

3. 同時使用水量の算定方法

1. 一戸建て等の場合

(1) 同時に使用する給水用具を設定して算出する方法

使用する全給水用具数から、表により同時使用給水用具数を決定し、給水用具別の瞬時最大流量を乗じて算出する方法である。

なお、給水用具の種類に関わらず1栓当たりを一律 $12\ell/\text{min}$ として扱っても良い。

⇒ 1栓当たりの使用水量(表Ⅲ-3)) × 同時開栓数(表Ⅲ-4))

(2) 標準化した同時使用水量により算定する方法

この方法は、給水用具の数と同時使用水量との関係について、標準値から求める方法である。

⇒ 給水用具の全使用水量 ÷ 給水用具総数 × 同時使用水量比

2. 共同住宅等の場合

(1) 戸数から同時使用水量を求める方法

瞬時最大使用水量は、下記の式により算定(表Ⅲ-5))

$$10\text{戸未満} \quad Q = 42N^{0.33}$$

$$10\text{戸以上}600\text{戸未満} \quad Q = 19N^{0.67}$$

ここに、Q:同時使用水量(ℓ/min) N:戸数

(2) 居住人数から同時使用水量を求める方法

ワンルームの集合住宅の計画にあたっては、部との協議の中で下記の算定式を用いても良い。ただし、1部屋あたり2名を目安とする。

瞬間最大使用水量は、下記の式により算定(表Ⅲ-6))

$$1 \sim 30(\text{人}) \quad Q = 26P^{0.36}$$

$$31 \sim 200(\text{人}) \quad Q = 13P^{0.56}$$

ここに、Q:同時使用水量(ℓ/min) P:人数(人)

4. 時間平均使用水量の算定方法

1. 受水槽式給水の管口径を決定する。

⇒ 計画使用水量(計画一日最大使用給水量) ÷ 使用時間(表Ⅲ-1))

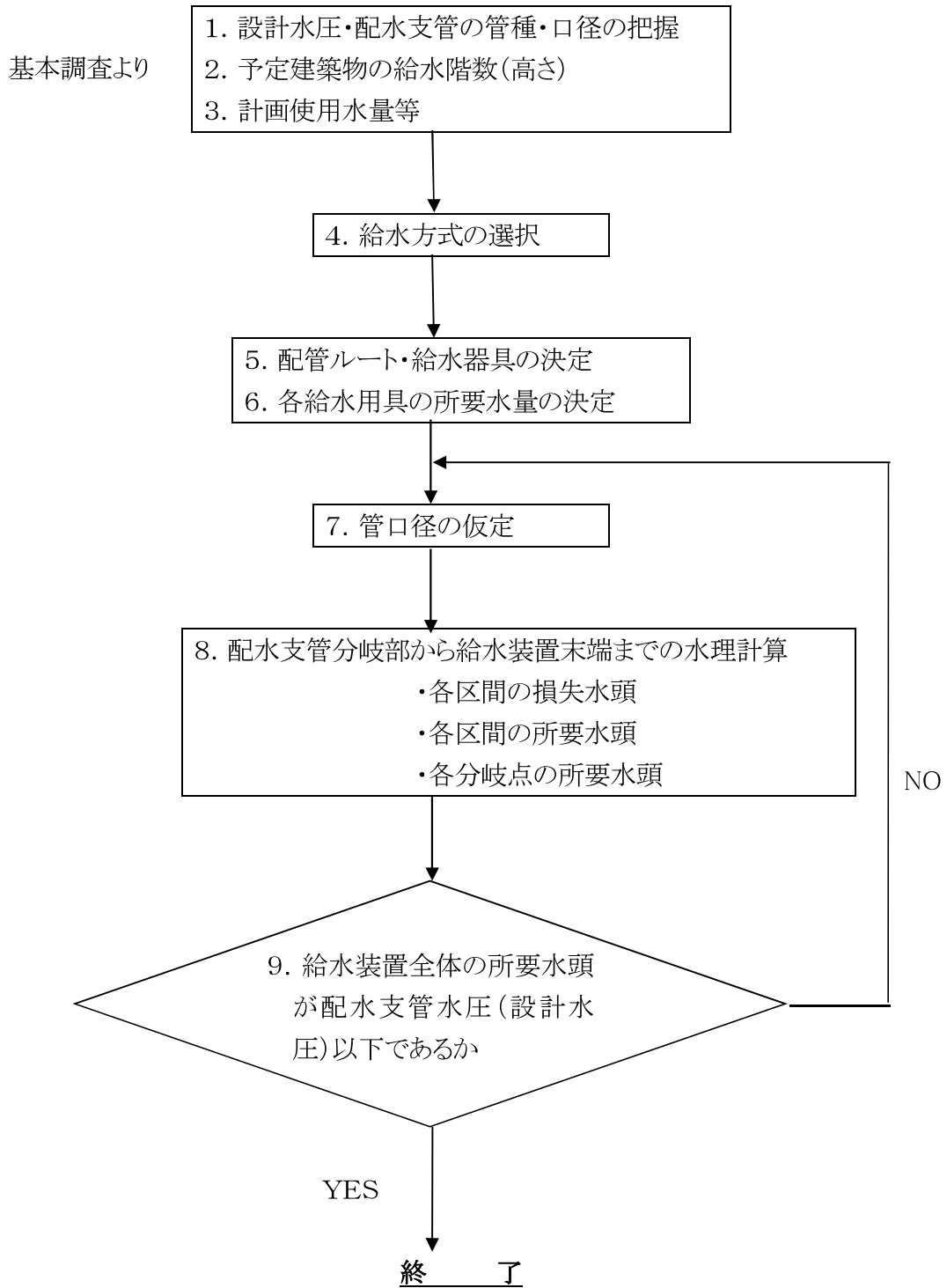
5. 受水槽等の有効容量

1. 受水槽の有効容量は、計画使用水量の4/10~6/10とする。

2. 高置水槽の有効容量は、計画使用水量の1/10以上とする。

5. 給水管の口径決定

1. 管口径決定の手順



2. 管口径決定の基本条件

1. 給水管の口径は、部が定める配水支管の水圧(設計水圧:0.2Mpa)において、計画使用水量を供給できる大きさにする。
2. 給水管の管内流速は、ウォーターハンマー・騒音・管路や器具の損傷が考えられるため、管内流速は 2m/sec 以下となる口径とする。

3. 管口径の決定

1. 計算の条件

- (1) 給水栓数は、湯・水混合栓の場合は1栓とし、湯単独・水単独の場合はそれぞれの栓数とする。
- (2) 分岐水栓に接続した先止め式給湯器等で、その下流側に単独の給水栓が設置される場合は、単独の給水栓を給水栓数に含むものとする。
- (3) メーター上流側の管口径は、原則としてメーター口径と同口径とする。
- (4) 接続する給水用具の流入口径は、メーター口径以下とし原則先太り配管等を禁止する。
ただし下記の場合は先太り配管を特例的に認める。
 - ① メーター口径13mmの場合に限り、給水管の立ち上がり箇所のみ、凍結防止等を考慮し、建物の構造に応じて、給水管口径20mmまでの先太り配管
- (5) 配水支管の分岐部から末端給水栓まで計算する。
- (6) 集合住宅は、各戸毎に同時使用水量を算定し、全戸数の水量の合計とする。
(瞬時最大流量早見表参照)

2. 2階層以下建物への直結式給水

- (1) 給水階数が2階以下でメーター口径13mm・20mm の場合
2階以下の建物で、給水用具の最高取付け位置の高さが、配水支管の布設されている道路面から5.5m以下で、配水管分岐部より末端給水用具までの給水管布設延長が50m 以内の場合で、下記条件が適用するときは、水理計算を省略することができる。
 - ① メーター口径13mm の給水用具数は、6栓以内とする。
 - ② メーター口径20mm の給水用具数は、14栓以内とする。
 - ③ 接続する給水用具の流入口径は、原則としてメーター口径以下であること。
 - ④ 建物の給水階層が2階以下であること。* 上記条件によらない場合は、水理計算又は所有者による念書(押印)を用いて部と協議する。
- (2) メーター口径25mm 以上の場合
損失水頭に器具の最低動作圧及び給水栓の高さを加えたものが、設計水圧以下となるよう

に水理計算を行い、口径を決定する。

3. 直結式給水の分岐口径の決定

- (1) 直結式給水の分岐口径は、下記により決定する。
- ① 本施行基準に基づき、水理計算により口径を決定する。
 - ② 設置するメーター口径と給水管分岐口径は、必ず同口径とする。
 - ③ 新規分岐給水管の最小口径はφ20mmとする。
 - ④ 配水管と同口径での給水管分岐は認めない。
 - ア. 区間ごとの使用水量を「種類別吐水量と対応する給水用具の口径」(表Ⅲ-3)より求める。ただし、一般建築物等の直結給水の設計にあたっては、1栓あたりを12ℓ/minとして算出することができる。
 - イ. 同時使用率を「同時使用率を考慮した給水用具数」(表Ⅲ-4)より求める。
 - ウ. 口径別動水勾配を「動水勾配早見表」(表Ⅲ-7)より求める。
 - エ. 区間ごとの相当配管長を「給水用具等損失水頭の直管換算表」(表Ⅲ-8)より求める。
 - オ. 損失水頭を求める。損失水頭 = 管延長 × 動水勾配 ÷ 1000
 - カ. 区間ごとの損失水頭を求め、その和が総損失水頭となる。
 - キ. 設計水圧は、0.2MPaとする。

4. 直結式給水で、給水階数が3階の場合

- (1) 3階建の直結給水における管口径決定は、取出し管の給水能力が、建物内の使用水量の変動と直接に影響し合うことから、管口径においては、建物内の使用実態に沿った同時使用水量を的確に把握して計画使用水量を求め、その水量に応じた取出し管口径を決定する。
- (2) 3階建に直結式給水を行う場合の配水管水圧は、0.2MPa以上とする。

5. 共同住宅(アパート)の場合

「3. 直結式給水の分岐口径の決定」と原則同様とする。ただし使用水量は瞬時最大使用水量早見表(表Ⅲ-5、Ⅲ-6)から求めることができる。

共同住宅で給水管の延長が50m以内の場合は、管口径均等表(Ⅲ-14)を適用し給水管口径を決定することができる。

6. 分譲地の場合

「3. 直結式給水の分岐口径の決定」と原則同様とする。ただし使用水量は共有管(連合栓)の標準使用水量(表Ⅲ-3内)から求めることができる。

7. 受水槽式給水

計画使用水量から時間平均使用水量を算出し、管口径を決定する。

計画使用水量 ÷ 使用時間(表Ⅲ-1)

$$H + h + h_1 \leq \text{設計水圧}$$

ここに、H : 配水支管からボールタップ、又は定水位弁までの高さ(m)

h : 総損失水頭(m)

h₁ : 所要水頭(m)

- (1) 「用途別業態別標準使用水量表」(表Ⅲ-1)、及び「建築用途別給水対象人員算定基準表」(表Ⅲ-2)により計画使用水量を求め、単位時間(min)の水量を求める。
- (2) 動水勾配を「動水勾配早見表」(表Ⅲ-7)より求める。
- (3) 区間ごとの相当配管長を「給水用具等損失水頭の直管換算表」(表Ⅲ-8)より求める。
- (4) 損失水頭を求める。 損失水頭 = 管延長 × 動水勾配 ÷ 1000
- (5) 区間ごとの損失水頭を求め、その和が総損失水頭となる。

8. 損失水頭の計算

(1) 給水管

- ① 口径50mm 以下は、ウエストン公式による。(表Ⅲ-7、図表Ⅲ-11)

$$h = \left(0.0126 + \frac{0.01739 - 0.1087D}{\sqrt{V}} \right) \cdot \frac{L}{D} \cdot \frac{V^2}{2g} \quad Q = \frac{\pi D^2}{4} \cdot V$$

- ② 口径75mm 以上は、ヘーゼン・ウィリアムズ公式による。(表Ⅲ-7、図表Ⅲ-12)

$$h = 10.666 \cdot C^{-1.85} \cdot D^{-4.87} \cdot Q^{1.85} \cdot L$$

$$V = 0.35464 \cdot C \cdot D^{0.63} \cdot I^{0.54}$$

$$Q = 0.27853 \cdot C \cdot D^{2.63} \cdot I^{0.54}$$

$$I = \frac{h}{L} \times 1000$$

ここに、h : 管の摩擦損失水頭(m)

V : 管内の平均流速(m/sec)

L : 管の長さ(m)

Q : 流量(m³/sec)

- I : 動水勾配(‰)
- D : 管の口径(m)
- g : 重力の加速度(9.8m/sec²)
- C : 流速係数(110として計算する)

(2) 継手類

継手類の損失水頭は、各種継手の個々の損失水頭を計上すること。(表Ⅲ-8)

(3) 給水用具類

給水用具等損失水頭の直管換算長は、表Ⅲ-8による。

なお、使用する器具がこの値によりがたい場合は、「メーカー公表資料」によることができる。

9. メーター口径の決定

メーター口径は、設計使用水量に基づき「メーター口径別許容流量表(表Ⅲ-13)」の適正使用流量範囲内メーター口径とする。

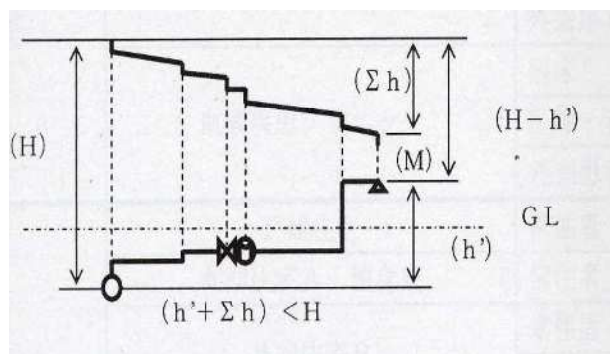
4. 所要水頭の計算

1. 直結直圧式の計算

直結直圧式における所要水頭の計算は、下記による。

$$\text{給水装置全体の所要水頭} \leq \text{設計水圧}$$

- (1) 給水装置全体の所要水頭 = 水理計算による摩擦損失水頭 + 給水装置の立ち上がり高さ + 余裕水頭
- (2) 「給水装置の立ち上がり高さ」とは、配水管と給水管の分岐点から水理計算上の末端給水用具、もしくは最高位給水用具までの垂直距離をいう。



- (H) : 計画最小動水圧の圧力水頭
- (Σh) : 総損失水頭
- (M) : 余裕水頭
- (h') : 給水栓と配水管との高低差
- (H-h') : 有効水頭

(3) 器具等の種類別標準吐水量

各種の給水栓等には、その種類と使用用途に応じて、それぞれ適切な使用水量の範囲とこれに対応する口径がある。その一般的な標準値は、表Ⅲ-3である。

(4) 同時使用率

給水栓の種類と口径が決まれば、1栓当たりの数に乗じたものの和が設計水量になるが、複数の給水栓を有する給水装置では、常に各給水栓が同時に使用されることは少ない。そのため同時使用率を考慮した給水栓数を用いるのが一般的で、その値は表Ⅲ-4のとおりである。

また、2戸以上の設備に給水する共有管(連合栓)の場合には、全戸数の使用水量に同時使用率(表Ⅲ-10)を乗じて計画使用水量を求める。

5. 表

- Ⅲ-1 用途別業態別標準使用水量表
- Ⅲ-2 建築用途別給水対象人員算定基準表
- Ⅲ-3 種類別吐水量と対応する給水用具の口径
- Ⅲ-4 同時使用率を考慮した給水用具数
- Ⅲ-5 戸数から求める瞬時最大流量早見表
- Ⅲ-6 人数から求める瞬時最大流量早見表
- Ⅲ-7 動水勾配早見表(ウエストン公式、ヘーゼン・ウイリアムズ公式)
- Ⅲ-8 給水用具等損失水頭の直管換算表
- Ⅲ-9 各流量における口径別流速表
- Ⅲ-10 給水戸数と同時使用戸数率
- Ⅲ-11 ウエストン公式流量図表
- Ⅲ-12 ヘーゼン・ウイリアムズ公式流量図表
- Ⅲ-13 メーター口径別許容流量表
- Ⅲ-14 管口径均等表

表 III-1 用途別業態別標準使用水量表

No.1

類似用途別番号	業 態 名	計画1日最大給水量(ℓ/D)		
		対 象	対象給水量	給水時間(h)
1	総合病院	病床	600	12
		医師・看護師	110	
		外来患者	10	4
	病院	病床	450	12
		医師・看護師	110	
		外来患者	10	4
	医院	医師・看護師	110	8
		外来患者	10	4
	血液疾患クリニック	病床	700	12
医師・看護師		110		
外来患者		250		
2	戸建住宅	常住者	250	12
	共同住宅A・独身寮	常住者	400	
		管理人	100	
	共同住宅B	常住者	250	10
		医師・看護師	110	
		通院者	80	
3	ホテル	宿泊客	360	10
		従業員	110	
	寮・下宿・寄宿舎・合宿所	常住者	150	8
	旅館	宿泊客	240	10
	モーテル	客室数	500	
カプセルホテル	宿泊客	150	8	
4	官公庁・事務所	常勤職員	100	8
	新聞社	常勤職員		12
5	自衛隊キャンプ宿舎	常住者	300	16
	刑務所	常住者	400	
	拘置所	常住者	300	
6	保育所・幼稚園	園児定員	40	6
		職員	110	8
	小学校	生徒定員	45	6
	中学校	生徒定員	55	6
	高等学校・大学・高専 ・各種専門学校・予備校	生徒定員	45	6
		生徒定員(夜)	30	4
	各種塾・教室	生徒定員	10	8
図書館・付属図書館	延べ利用者	10	5	

表 III-1 用途別業態別標準使用水量表

No.2

類似用途別番号	業 態 名	計画1日最大給水量(ℓ/D)		
		対 象	対象給水量	給水時間(h)
7	飲食店	延べ客	50~120	10
		従業員	110	
	喫茶店・スナック	延べ客	60	12
	キャバレー・バー	延べ客	30	6
	ビヤホール	延べ客	20	10
	社員食堂	延べ利用者	25	6
	給食センター	延べ人数	20	8
	結婚式場	延べ客	40	
料亭	延べ客	40	4	
8	店舗	延べ客	3	10
		従業員	100	
	スーパーマーケット	延べ客	10	10
		従業員	110	
	美容院・理容店	従業員	110	10
クリーニング店	従業員	110	8	
9	研究所・試験所	従業員	110	8
	工場・作業所・管理人室	従業員	120	
10	公会堂・集会所	延べ利用者	10	8
	劇場・演芸場	延べ客	10	10
	映画館	延べ客	10	12
	競技場・体育館・野球場	観客	10	5
		選手・従業員	100	
	スケート場・ボーリング場 ・遊園地・ゴルフ練習場	延べ客	30	10
	ゴルフ場クラブハウス	プレーヤー	200	10
従業員		150		
11	プール	延べ利用者	50	10
12	パチンコ店	延べ台数	25	8
		従業員	100	
	囲碁クラブ・麻雀クラブ・撞球場 ・卓球場・カラオケ・エアロビクス	延べ客	10	8
		従業員	100	
13	自動車車庫・駐車場	延べ利用者	25	12
		整備員	100	8
	ガソリンスタンド	従業員	10	10
		整備員	100	
14	公衆浴場	延べ客	50	12
15	公衆便所・バスターミナル	延べ利用者	15	12
	駅	駅務員	110	10
16	寺院	参会者	10	4

表 III-2 建築用途別給水対象人員算定基準表

No.1

建 築 用 途		給 水 対 象 人 員	
		単 位 当 り 算 定 人 員	算 定 床 面 積
医 療 施設関係	総合病院・病院	1床当り1人	外来者は計画外来患者数(定員)
	医院・診療所	外来者は計画外来患者数(定員)	
	血液疾患クリニック	1床当り1人	外来者は透析機械台数(定員)
住 宅 施設関係	戸建住宅	1戸当り4人	
	共同住宅A・独身寮	1戸が1居室で構成されている場合 1K・1DK 1.0人	
	共同住宅B	1LDK 2.0人 2K・2DK・2LDK 3.5人 3K・3DK・3LDK 4.0人 4K・4DK・4LDK 4.5人 5K・5DK・5LDK 5.0人	
	老人福祉施設	同時に收容し得る人員(定員)	
	自衛隊キャンプ宿舎	同時に收容し得る人員(定員)	
宿 泊 施設関係	寮・下宿・寄宿舍・合宿所	同時に收容し得る人員(定員) 食事付きの場合は1食につき20Lを別途加算	
	青年の家・ユースホテル	同時に收容し得る人員(定員)	
	ホテル・旅館・モーテル・カプセルホテル	同時に收容し得る人員(定員)	
事 務 所 関 係	事務所	1㎡当たり0.1人	事務所の床面積 官庁の外来者は庁舎職員 数0.05~0.1
	行政官庁等外来者の多い事務所		
学 校 施設関係	保育所・幼稚園	同時に收容し得る人員(定員)	
	小・中学・高校・高専 ・各種専門学校・予備校	同時に收容し得る人員(定員)夜間の課程を併設している場合はその定員を加算	
	各種塾・教室	同時に收容し得る人員(定員)	
	図書館・大学付属図書館	同時に收容し得る人員(定員)の1/2	
		$n = (20c + 120u) / 8 \times t$ n: 処理対象人員 c: 大便器数(個) u: 小便器数、又は両用便器数(個) t: 単位便器当り1日平均使用時間(0.5~1.0h)	
	小・中・高校用プール	プール給水 有効容量 m^3 ×3.3%+有効容量 m^3 ×3% 3.3%は一時用水 3%は補給水量	
営業用プール	利用者(定員)+補給水(3.0%)+逆洗水量		

表 III-2 建築用途別給水対象人員算定基準表

No.2

建 築 用 途		給 水 対 象 人 員	
		単 位 当 り 算 定 人 員	算 定 床 面 積
飲 食 店 舗 関 係	飲 食 店	算定面積は店舗面積	
		回転寿司・焼肉店・中華料理店・レストラン 1㎡当り120ℓ	
		日本そば店 1㎡当り100ℓ	
		小料理屋・居酒屋 1㎡当り70ℓ	
		とんかつ店・天ぷら屋・お好み焼き店・大衆食堂 1㎡当り50ℓ	
	喫茶店・スナック	1㎡当り60ℓ	店舗面積
	キャバレー・バー	1㎡当り30ℓ	店舗面積
	ビヤホール	1㎡当り20ℓ ビヤガーデン1/2	店舗面積
	社員食堂	1㎡当り25ℓ	食堂面積
	給食センター	延べ給食数(定員)1食当り20ℓ	
	結婚式場	延べ利用者(定員)1食当り40ℓ	
	料亭	延べ客(定員)1人当り40ℓ	
	店舗	1㎡当り3ℓ	店舗面積
	スーパーマーケット	1㎡当り10ℓ	店舗面積+作業室面積 事務室等は別途計上
	美容院	店舗面積 1㎡当り50ℓ	
	理容店	店舗面積 1㎡当り40ℓ	
	コインランドリー	台数×全自動洗濯使用水量/台×3回転 全自動洗濯使用水量はカタログ等の資料による	
クリーニング店	店舗面積 1㎡当り35ℓ		
市場	$n = (20c + 120u) / 8 \times t$ ($t = 2.0$)		
研 究 所 作 業 所 関 係	研究所・試験場	同時に収容し得る人員(定員) 実験用水加算	
	工場・作業場・管理室	作業人員(作業用水加算)	
娛 楽 集 会 場 施 設 関 係	公会堂・集会場	同時に収容し得る人員(定員)の1/2	
	劇場・演芸場・映画館	同時に収容し得る人員(定員)の3/4	
	観覧場・競技場・体育館・野球場	同時に収容し得る人員(定員)の1/2	
	ゴルフ練習場・遊園地 ・ボウリング場・スケート場 ・バッティング場・ドライブイン	$n = (20c + 120u) / 8 \times t$ ($t = 2.0$) c・u: 客専用便器数	
	ゴルフ場クラブハウス	18ホールまでは50人 36ホールは100人	
	パチンコ店	1台当り25ℓ	

表 III-2 建築用途別給水対象人員算定基準表

No.3

建 築 用 途		給 水 対 象 人 員		
		単 位 当 り 算 定 人 員	算 定 床 面 積	
娯 楽 場 集 会 場 施 設 関 係	囲碁クラブ・麻雀クラブ	1㎡当り0.6人	営業用途に供する部分の 床面積	
	撞球場・卓球場・ダンスホール	1㎡当り0.3人		
	エアロビクス	同時に收容し得る人員(定員)		
	カラオケ	同時に收容し得る人員(定員)		
自 動 車 車 庫 関 係	自動車車庫・駐車場	$n = (20c + 120u) / 8 \times t$ ($t = 0.4 \sim 2.0$)		
	洗車施設	門型 (小型車)	設置台数×18台/日×ℓ/ 台+雑用水 1台当り水量はカタログによる	
		門型 (大型車)	実数 1台当り水量はカタログによる	
		スプレー式	設置台数×12ℓ/分×5分 ×18台/日+雑用水	
			雑用水: 屋外水栓数×口径流量(ℓ)×20分 φ13mm : 20ℓ φ20mm:40ℓ φ25mm:80ℓ	
上 記 に 属 さ ない 施 設	公衆浴場	同時に收容し得る人員(定員)		
	特殊浴場(サウナ等)	同時に收容し得る人員(定員)		
	公衆便所・バスターミナル	$n = (20c + 120u) / 8 \times t$ ($t = 1 \sim 10$)		
	駅	男子小用	乗降客×0.06×0.85×4.5ℓ	
		男子大用	乗降客×0.06×0.05×15.0ℓ	
		女子用	乗降客×0.06×0.10×15.0ℓ	
	手洗用	乗降客×0.06×1.00×3.0ℓ		
寺院	1㎡当り 0.6人 寺院:床面積 庫裡:戸建て住宅に準じる			
冷却用水	冷却補給水(クーリングタワー) 計算例 冷房能力 (RT)×13ℓ/min×60分×時間×0.015 (1RT=3,320kcal) 冷房能力 (USRT)×17ℓ/min(13ℓ/min)×60分×時間×0.01 (0.015)			

注意 : (定員)は「定員証明書」等による人員

表 III-3 種類別吐水量と対応する給水用具の口径

日本水道協会(水道施設設計指針・解説)

用途	使用水量(ℓ/min)	給水用具の口径(mm)	備考
台所流し	12	13	
洗濯流し	12	13	
洗面器	8	13	
浴槽(和式)	20	13	
浴槽(洋式)	40	20	
シャワー	8	13	
小便水栓	12	13	
小便器(F・T)	12	13	
小便器(F・V)	15	13	1回(4、6秒)の吐水量2~3ℓ
大便器(F・T)	12	13	
大便器(F・V)	70	25	1回(8、12秒)の吐水量 13.5~16.5ℓ
手洗器	5	13	公園等の水のみ場(5ℓ)
散水栓	20	13	
	40	20	

※ 幼稚園・保育所等の小児用便器は、別に定める。

※ F・T : 洗浄水槽

※ 湯沸器は、その号数を使用水量とする。

※ F・V : 洗浄弁

共有管(連合栓)の標準使用水量(分譲地等)

分岐口径・メーター口径(mm)	13	20	25	30
標準使用水量(ℓ/分)	17	40	65	90

共同住宅(メーター口径20mm以下)の標準使用水量(アパート等)

給水栓数	2~8栓	9~15栓
標準使用水量(ℓ/分)	24	32

※ 給水栓数2~8栓は、同時使用水栓数を2栓とし24ℓ/分(台所流し12ℓ/分・大便器洗浄槽12ℓ/分)とする。

※ 給水栓数9~15栓は、同時使用水栓数を3栓とし32ℓ/分(台所流し12ℓ/分・大便器洗浄槽12ℓ/分・洗面器8ℓ/分)とする。

表 III-4 同時使用率を考慮した給水用具数

給水用具数(栓)	同時使用用具数(栓)
1	1
2~8	2
9~15	3
16~20	5
21~30	6

※ 31栓以上は、10栓毎に1栓増とする。

表 III-5 戸数から求める瞬時最大流量早見表

戸数	瞬時最大流量 ℓ/min	戸数	瞬時最大流量 ℓ/min	戸数	瞬時最大流量 ℓ/min
1	42	41	229	81	361
2	53	42	232	82	364
3	60	43	236	83	367
4	66	44	240	84	370
5	71	45	243	85	373
6	76	46	247	86	376
7	80	47	251	87	379
8	83	48	254	88	382
9	87	49	258	89	384
10	89	50	261	90	387
11	95	51	265	91	390
12	100	52	268	92	393
13	106	53	272	93	396
14	111	54	275	94	399
15	117	55	278	95	402
16	122	56	282	96	404
17	127	57	285	97	407
18	132	58	289	98	410
19	137	59	292	99	413
20	141	60	295	100	416
21	146	61	298	101	418
22	151	62	302	102	421
23	155	63	305	103	424
24	160	64	308	104	427
25	164	65	311	105	429
26	169	66	315	106	432
27	173	67	318	107	435
28	177	68	321	108	438
29	181	69	324	109	440
30	186	70	327	110	443
31	190	71	330	111	446
32	194	72	334	112	448
33	198	73	337	113	451
34	202	74	340	114	454
35	206	75	343	115	456
36	210	76	346	116	459
37	214	77	349	117	462
38	217	78	352	118	464
39	221	79	355	119	467
40	225	80	358	120	470

表 III-6 人数から求める瞬時最大流量早見表

1部屋当り2名とする

人数	ℓ/min	人数	ℓ/min	人数	ℓ/min	人数	ℓ/min	人数	ℓ/min
1	26	41	104	81	152	121	191	161	224
2	33	42	105	82	153	122	192	162	225
3	39	43	107	83	154	123	192	163	225
4	43	44	108	84	155	124	193	164	226
5	46	45	110	85	156	125	194	165	227
6	50	46	111	86	157	126	195	166	228
7	52	47	112	87	159	127	196	167	228
8	55	48	114	88	160	128	197	168	229
9	57	49	115	89	161	129	198	169	230
10	60	50	116	90	162	130	198	170	231
11	62	51	118	91	163	131	199	171	231
12	64	52	119	92	164	132	200	172	232
13	65	53	120	93	165	133	201	173	233
14	67	54	121	94	166	134	202	174	234
15	69	55	123	95	167	135	203	175	234
16	71	56	124	96	168	136	204	176	235
17	72	57	125	97	168	137	204	177	236
18	74	58	126	98	169	138	205	178	237
19	75	59	128	99	170	139	206	179	237
20	76	60	129	100	171	140	207	180	238
21	78	61	130	101	172	141	208	181	239
22	79	62	131	102	173	142	209	182	240
23	80	63	132	103	174	143	209	183	240
24	82	64	133	104	175	144	210	184	241
25	83	65	135	105	176	145	211	185	242
26	84	66	136	106	177	146	212	186	243
27	85	67	137	107	178	147	213	187	243
28	86	68	138	108	179	148	213	188	244
29	87	69	139	109	180	149	214	189	245
30	88	70	140	110	181	150	215	190	245
31	89	71	141	111	182	151	216	191	246
32	91	72	143	112	183	152	217	192	247
33	92	73	144	113	184	153	217	193	248
34	94	74	145	114	184	154	218	194	248
35	95	75	146	115	185	155	219	195	249
36	97	76	147	116	186	156	220	196	250
37	98	77	148	117	187	157	221	197	251
38	100	78	149	118	188	158	221	198	251
39	101	79	150	119	189	159	222	199	252
40	103	80	151	120	190	160	223	200	253

表Ⅲ-7 動水勾配早見表

(注) 管口径の決定は、□内のV=2.0m/s以下となる範囲)

流量 (L/s)	(ウェストン公式) 動水勾配(0/00)						流量 (L/s)	(ヘーセン・ウィリアムズ公式) 動水勾配(0/00)	
	φ13	φ20	φ25	φ30	φ40	φ50		φ75	φ100
0.1	69	10	3.8	1.7	0.5	0.5	4.0	19.6	4.8
0.2	228	33	12	5.3	1.5	0.5	4.1	20.6	5.1
0.26	362	51	19	8.3	2.3	0.8	4.2	21.5	5.3
0.3	466	66	24	11	2.9	1	4.3	22.4	5.5
0.4	777	108	39	17	4.6	1.7	4.4	23.4	5.8
0.5		159	57	25	6.7	2.4	4.5	24.4	6.0
0.6		220	79	34	9.2	3.3	4.6	25.4	6.3
0.64		246	88	38	10.2	3.6	4.7	26.5	6.5
0.7		289	103	45	12	4.2	4.8	27.5	6.8
0.8		366	131	56	15	5.3	4.9	28.6	7.1
0.9		452	161	69	18	6.5	5.0	29.7	7.3
1.0			194	83	22	7.8	5.1	30.8	7.6
1.1			230	99	26	9.2	5.2	31.9	7.9
1.2			268	115	30	11	5.3	33.1	8.2
1.3			309	132	35	12	5.4	34.3	8.4
1.4			353	151	40	14	5.5	35.4	8.7
1.5				171	45	16	5.6	36.6	9.0
1.6				192	50	18	5.7	37.8	9.3
1.7				214	56	20	5.8	39.1	10.0
1.8				237	62	22	5.9	40.3	10.0
1.9				261	68	24	6.0	41.6	10.0
2.0				286	74	26	6.1	42.9	11.0
2.1				312	81	28	6.2	44.2	11.0
2.2					88	31	6.3	45.5	11.0
2.3					95	33	6.4	46.9	12.0
2.4					103	36	6.5	48.3	12.0
2.5					110	38	6.6	49.7	12.0
2.6					118	41	6.7	51.1	13.0
2.7					127	44	6.8	52.5	13.0
2.8					135	47	6.9	53.9	13.0
2.9					144	50	7.0	55.4	14.0
3.0					153	53	7.1	56.8	14.0
3.1					162	56	7.2	58.8	14.0
3.2					172	60	7.3	59.8	15.0
3.3					181	63	7.4	61.4	15.0
3.4					192	66	7.5	62.9	15.0
3.5					202	70	7.6	64.4	16.0
3.6					213	74	7.7	66.0	16.0
3.7					223	77	7.8	67.6	17.0
3.8					234	81	7.9	69.3	17.0
3.9						85	8.0	70.9	14.0
4.0						89	8.1	72.5	14.0
4.1						93	8.2	74.2	14.0
4.2						97	8.3	75.9	15.0
4.3						101	8.4	77.6	15.0
4.4						106	8.5	79.3	15.0
4.5						110	8.6	81.0	16.0
4.6						114	8.7	82.8	16.0
4.7						119	8.8	84.6	17.0
4.8						124	8.9	86.3	17.0
4.9						128	9.0	88.1	15.0
5.0						133	9.1	89.9	16.0
5.1						138	9.2	91.8	16.0
5.2						143	9.3	93.6	17.0
5.3						148	9.4	95.5	17.0

表 III-8 給水用具等損失水頭の直管換算表

単位:m

種 別	口 径 (mm)								
	13	20	25	30	40	50	75	100	150
分 岐 箇 所	0.5	0.5	0.5	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
サドル付分水栓		2.0	3.0	4.0	5.0	6.0			
仕切弁・スリース弁	0.12	0.15	0.18	0.24	0.30	0.39	0.63	0.81	1.2
ボール式乙止水栓	0.12	0.15	0.18						
逆止弁付止水栓	0.54	1.7	4.15	3.6	3.5				
ジ ス ク 弁	4.5	6.0	7.5	10.5	13.5	16.5	24.0		
丙 止 水 栓	0.12	0.15	0.18	0.18	0.24	0.30			
逆止弁(リフト式)	3.0	4.0	6.0	11.0	20.0	32.0			
逆止弁(スイング式)	1.2	1.6	2.0						
水 抜 栓	3.0	4.0	5.0	8.0	11.0	15.0			
メ ー タ ー	3.0	8.0	12.0	19.0	20.0	20.0	25.0	30.0	90.0
定 水 位 弁			9.2	11.9	13.9	17.6	26.9	35.1	51.7
ボ ー ル タ ッ プ	4.5	6.0	7.5						
メーターユニット	5.5	4.77	8.48	6.08	7.31	13.9			

表Ⅲ-9 各流量における口径別流速表

No.1

流量 ℓ/min	流速 m/s					流量 ℓ/min	流速 m/s				
	φ 13	φ 20	φ 25	φ 30	φ 40		φ 20	φ 25	φ 30	φ 40	φ 50
1	0.13	0.05	0.03	0.03	0.01	41	2.18	1.39	0.96	0.54	0.35
2	0.25	0.11	0.07	0.04	0.03	42	2.23	1.43	0.99	0.56	0.36
3	0.38	0.16	0.10	0.07	0.04	43	2.28	1.46	1.02	0.57	0.36
4	0.50	0.21	0.14	0.10	0.05	44	2.33	1.49	1.03	0.58	0.37
5	0.63	0.27	0.17	0.11	0.07	45	2.39	1.53	1.06	0.60	0.38
6	0.75	0.32	0.20	0.14	0.08	46	2.44	1.56	1.09	0.61	0.39
7	0.88	0.37	0.24	0.17	0.09	47	2.49	1.60	1.10	0.62	0.40
8	1.00	0.42	0.27	0.18	0.11	48	2.55	1.63	1.13	0.64	0.41
9	1.13	0.48	0.31	0.21	0.12	49	2.60	1.66	1.16	0.65	0.42
10	1.26	0.53	0.34	0.24	0.13	50	2.65	1.70	1.17	0.66	0.42
11	1.38	0.58	0.37	0.25	0.15	51	2.71	1.73	1.20	0.68	0.43
12	1.51	0.64	0.41	0.28	0.16	52	2.76	1.77	1.23	0.69	0.44
13	1.63	0.69	0.44	0.31	0.17	53	2.81	1.80	1.24	0.70	0.45
14	1.76	0.74	0.48	0.33	0.19	54	2.86	1.83	1.27	0.72	0.46
15	1.88	0.80	0.51	0.35	0.20	55	2.92	1.87	1.30	0.73	0.47
16	2.01	0.85	0.54	0.38	0.21	56	2.97	1.90	1.32	0.74	0.48
17	2.13	0.90	0.58	0.40	0.23	57	3.02	1.94	1.34	0.76	0.48
18	2.26	0.95	0.61	0.42	0.24	58	3.08	1.97	1.37	0.77	0.49
19	2.39	1.01	0.65	0.45	0.25	59	3.13	2.00	1.39	0.78	0.50
20	2.51	1.06	0.68	0.47	0.27	60	3.18	2.04	1.41	0.80	0.51
21	2.64	1.11	0.71	0.50	0.28	61	3.24	2.07	1.44	0.81	0.52
22	2.76	1.17	0.75	0.52	0.29	62	3.29	2.11	1.46	0.82	0.53
23	2.89	1.22	0.78	0.54	0.31	63	3.34	2.14	1.49	0.84	0.53
24	3.01	1.27	0.81	0.57	0.32	64	3.40	2.17	1.51	0.85	0.54
25	3.14	1.33	0.85	0.59	0.33	65	3.45	2.21	1.53	0.86	0.55
26	3.26	1.38	0.88	0.61	0.34	66	3.50	2.24	1.56	0.88	0.56
27	3.39	1.43	0.92	0.64	0.36	67	3.55	2.27	1.58	0.89	0.57
28	3.52	1.49	0.95	0.66	0.37	68	3.61	2.31	1.60	0.90	0.58
29	3.64	1.54	0.98	0.68	0.38	69	2.66	2.34	1.63	0.92	0.59
30	3.77	1.59	1.02	0.71	0.40	70	3.71	2.38	1.65	0.93	0.59
31	3.89	1.64	1.05	0.74	0.41	71	3.77	2.41	1.67	0.94	0.60
32	4.02	1.70	1.09	0.75	0.42	72	3.82	2.44	1.70	0.95	0.61
33	4.14	1.75	1.12	0.78	0.44	73	3.87	2.48	1.73	0.97	0.62
34	4.27	1.80	1.15	0.81	0.45	74	3.93	2.51	1.74	0.98	0.63
35	4.39	1.86	1.19	0.82	0.46	75	3.98	2.55	1.77	0.99	0.64
36	4.52	1.91	1.22	0.85	0.48	76	4.03	2.58	1.80	1.01	0.65
37	4.65	1.96	1.26	0.88	0.49	77	4.08	2.61	1.81	1.02	0.65
38	4.77	2.02	1.29	0.89	0.50	78	4.14	2.65	1.84	1.03	0.66
39	4.90	2.07	1.32	0.92	0.52	79	4.19	2.68	1.87	1.05	0.67
40	5.02	2.12	1.36	0.95	0.53	80	4.24	2.72	1.88	1.06	0.68

表Ⅲ-9 各流量における口径別流速表

No.2

流量 ℓ/min	流速 m/s					流量 ℓ/min	流速 m/s				
	φ 25	φ 30	φ 40	φ 50	φ 75		φ 25	φ 30	φ 40	φ 50	φ 75
81	2.75	1.91	1.07	0.69	0.31	121	4.11	2.86	1.60	1.03	0.46
82	2.78	1.91	1.09	0.70	0.31	122	4.14	2.87	1.62	1.04	0.46
83	2.82	1.95	1.10	0.70	0.31	123	4.18	2.90	1.63	1.04	0.46
84	2.85	1.98	1.11	0.71	0.32	124	4.21	2.93	1.64	1.05	0.47
85	2.89	2.01	1.13	0.72	0.32	125	4.24	2.94	1.66	1.06	0.47
86	2.92	2.02	1.14	0.73	0.32	126	4.28	2.97	1.67	1.07	0.48
87	2.95	2.05	1.15	0.74	0.33	127	4.31	3.00	1.68	1.08	0.48
88	2.99	2.08	1.17	0.75	0.33	128	4.35	3.01	1.70	1.09	0.48
89	3.02	2.09	1.18	0.76	0.34	129	4.38	3.04	1.71	1.09	0.49
90	3.06	2.12	1.19	0.76	0.34	130	4.41	3.07	1.72	1.10	0.49
91	3.09	2.15	1.21	0.77	0.34	131	4.45	3.08	1.74	1.11	0.49
92	3.12	2.16	1.22	0.78	0.35	132	4.48	3.11	1.75	1.12	0.50
93	3.16	2.19	1.23	0.79	0.35	133	4.52	3.14	1.76	1.13	0.50
94	3.19	2.22	1.25	0.80	0.35	134	4.55	3.15	1.78	1.14	0.51
95	3.23	2.23	1.26	0.81	0.36	135	4.58	3.18	1.79	1.15	0.51
96	3.26	2.26	1.27	0.81	0.36	136	4.62	3.21	1.80	1.15	0.51
97	3.29	2.29	1.29	0.82	0.37	137	4.65	3.22	1.82	1.16	0.52
98	3.33	2.31	1.30	0.83	0.37	138	4.69	3.25	1.83	1.17	0.52
99	3.36	2.33	1.31	0.84	0.37	139	4.72	3.28	1.84	1.18	0.52
100	3.40	2.36	1.33	0.85	0.38	140	4.75	3.30	1.86	1.19	0.53
101	3.43	2.38	1.34	0.86	0.38	141	4.79	3.32	1.87	1.20	0.53
102	3.46	2.40	1.35	0.87	0.38	142	4.82	3.35	1.88	1.21	0.54
103	3.50	2.43	1.37	0.87	0.39	143	4.86	3.37	1.90	1.21	0.54
104	3.53	2.45	1.38	0.88	0.39	144	4.89	3.39	1.91	1.22	0.54
105	3.57	2.48	1.39	0.89	0.40	145	4.92	3.42	1.92	1.23	0.55
106	3.60	2.50	1.41	0.90	0.40	146	4.96	3.44	1.94	1.24	0.55
107	3.63	2.52	1.42	0.91	0.40	147	4.99	3.47	1.95	1.25	0.55
108	3.67	2.55	1.43	0.92	0.41	148	5.03	3.49	1.96	1.26	0.56
109	3.70	2.57	1.45	0.93	0.41	149	5.06	3.51	1.98	1.26	0.56
110	3.73	2.59	1.46	0.93	0.41	150	5.09	3.54	1.99	1.27	0.57
111	3.77	2.62	1.47	0.94	0.42	151	5.13	3.56	2.00	1.28	0.57
112	3.80	2.64	1.49	0.95	0.42	152	5.16	3.58	2.02	1.29	0.57
113	3.84	2.66	1.50	0.96	0.43	153	5.19	3.61	2.03	1.30	0.58
114	3.87	2.69	1.51	0.97	0.43	154	5.23	3.64	2.04	1.31	0.58
115	3.90	2.72	1.53	0.98	0.43	155	5.26	3.65	2.06	1.32	0.58
116	3.94	2.73	1.54	0.98	0.44	156	5.30	3.68	2.07	1.32	0.59
117	3.97	2.76	1.55	0.99	0.44	157	5.33	3.71	2.08	1.33	0.59
118	4.01	2.79	1.57	1.00	0.45	158	5.36	3.72	2.10	1.34	0.60
119	4.04	2.80	1.58	1.01	0.45	159	5.40	3.75	2.11	1.35	0.60
120	4.07	2.83	1.59	1.02	0.45	160	5.43	3.78	2.12	1.36	0.60

表Ⅲ-9 各流量における口径別流速表

No.3

流量 ℓ/min	流速 m/s					流量 ℓ/min	流速 m/s				
	φ 25	φ 30	φ 40	φ 50	φ 75		φ 25	φ 30	φ 40	φ 50	φ 75
161	5.47	3.79	2.14	1.37	0.61	201	6.82	4.74	2.67	1.71	0.76
162	5.50	3.82	2.15	1.38	0.61	202	6.86	4.77	2.68	1.71	0.76
163	5.53	3.85	2.16	1.38	0.61	203	6.89	4.78	2.69	1.72	0.77
164	5.57	3.86	2.18	1.39	0.62	204	6.93	4.81	2.71	1.73	0.77
165	5.60	3.89	2.19	1.40	0.62	205	6.96	4.84	2.72	1.74	0.77
166	5.64	3.92	2.20	1.41	0.63	206	6.99	4.85	2.73	1.75	0.78
167	5.67	3.93	2.21	1.42	0.63	207	7.03	4.88	2.75	1.76	0.78
168	5.70	3.96	2.23	1.43	0.63	208	7.06	4.91	2.76	1.77	0.78
169	5.74	3.99	2.24	1.43	0.64	209	7.10	4.92	2.77	1.77	0.79
170	5.77	4.00	2.25	1.44	0.64	210	7.13	4.95	2.79	1.78	0.79
171	5.81	4.03	2.27	1.45	0.65	211	7.16	4.98	2.80	1.79	0.80
172	5.84	4.06	2.28	1.46	0.65	212	7.20	4.99	2.81	1.80	0.80
173	5.87	4.07	2.29	1.47	0.65	213	7.23	5.02	2.83	1.81	0.80
174	5.91	4.10	2.31	1.48	0.66	214	7.27	5.05	2.84	1.82	0.81
175	5.94	4.13	2.32	1.49	0.66	215	7.30	5.06	2.85	1.82	0.81
176	5.98	4.14	2.33	1.49	0.66	216	7.33	5.09	2.86	1.83	0.81
177	6.01	4.17	2.35	1.50	0.67	217	7.37	5.12	2.88	1.84	0.82
178	6.04	4.20	2.36	1.51	0.67	218	7.40	5.13	2.89	1.85	0.82
179	6.08	4.21	2.37	1.52	0.68	219	7.44	5.16	2.90	1.86	0.83
180	6.11	4.24	2.39	1.53	0.68	220	7.47	5.19	2.92	1.87	0.83
181	6.15	4.27	2.40	1.54	0.68	221	7.50	5.21	2.93	1.88	0.83
182	6.18	4.29	2.41	1.54	0.69	222	7.54	5.23	2.94	1.88	0.84
183	6.21	4.31	2.43	1.55	0.69	223	7.57	5.26	2.96	1.89	0.84
184	6.25	4.34	2.44	1.56	0.69	224	7.61	5.28	2.97	1.90	0.85
185	6.28	4.36	2.45	1.57	0.70	225	7.64	5.30	2.98	1.91	0.85
186	6.32	4.38	2.47	1.58	0.70	226	7.67	5.33	3.00	1.92	0.85
187	6.35	4.41	2.48	1.59	0.71	227	7.71	5.35	3.01	1.93	0.86
188	6.38	4.43	2.49	1.60	0.71	228	7.74	5.37	3.02	1.94	0.86
189	6.42	4.46	2.51	1.60	0.71	229	7.78	5.40	3.04	1.94	0.86
190	6.45	4.48	2.52	1.61	0.72	230	7.81	5.42	3.05	1.95	0.87
191	6.49	4.50	2.53	2.62	0.72	231	7.84	5.45	3.06	1.96	0.87
192	6.52	4.53	2.55	1.63	0.72	232	7.88	5.47	3.08	1.97	0.88
193	6.55	4.45	2.56	1.64	0.73	233	7.91	5.49	3.09	1.98	0.88
194	6.59	4.57	2.57	2.65	0.73	234	7.95	5.52	3.10	1.99	0.88
195	6.62	4.60	2.59	1.66	0.74	235	7.98	5.54	3.12	1.99	0.89
196	6.65	4.63	2.60	1.66	0.74	236	8.01	5.56	3.13	2.00	0.89
197	6.69	4.64	2.61	1.67	0.74	237	8.05	5.59	3.14	2.01	0.89
198	6.72	4.67	2.63	1.68	0.75	238	8.08	5.62	3.16	2.02	0.90
199	6.76	4.70	2.64	1.69	0.75	239	8.11	5.63	3.17	2.03	0.90
200	6.79	4.71	2.65	1.70	0.75	240	8.15	5.66	3.18	2.04	0.91

表Ⅲ-9 各流量における口径別流速表

No.4

流量 ℓ/min	流速 m/s				流量 ℓ/min	流速 m/s			
	φ 40	φ 50	φ 75	φ 100		φ 40	φ 50	φ 75	φ 100
241	3.20	2.05	0.91	0.51	281	3.73	2.39	1.06	0.60
242	3.21	2.05	0.91	0.51	282	3.74	2.39	1.06	0.60
243	3.22	2.06	0.92	0.52	283	3.75	2.40	1.07	0.60
244	3.24	2.07	0.92	0.52	284	3.77	2.41	1.07	0.60
245	3.25	2.08	0.92	0.52	285	3.78	2.42	1.08	0.60
246	3.26	2.09	0.93	0.52	286	3.79	2.43	1.08	0.61
247	3.28	2.10	0.93	0.52	287	3.81	2.44	1.08	0.61
248	3.29	2.11	0.94	0.53	288	3.82	2.44	1.09	0.61
249	3.30	2.11	0.94	0.53	289	3.83	2.45	1.09	0.61
250	3.32	2.12	0.94	0.53	290	3.85	2.46	1.09	0.62
251	3.33	2.13	0.95	0.53	291	3.86	2.47	1.10	0.62
252	3.34	2.14	0.95	0.53	292	3.87	2.48	1.10	0.62
253	3.36	2.15	0.95	0.54	293	3.89	2.49	1.11	0.62
254	3.37	2.16	0.96	0.54	294	3.90	2.50	1.11	0.62
255	3.38	2.16	0.96	0.54	295	3.91	2.50	1.11	0.63
256	3.40	2.17	0.97	0.54	296	3.93	2.51	1.12	0.63
257	3.41	2.18	0.97	0.55	297	3.94	2.52	1.12	0.63
258	3.42	2.19	0.97	0.55	298	3.95	2.53	1.12	0.63
259	3.44	2.20	0.98	0.55	299	3.97	2.54	1.13	0.63
260	3.45	2.21	0.98	0.55	300	3.98	2.55	1.13	0.64
261	3.46	2.22	0.98	0.55	301	3.99	2.55	1.14	0.64
262	3.47	2.22	0.99	0.56	302	4.01	2.56	1.14	0.64
263	3.49	2.23	0.99	0.56	303	4.02	2.57	1.14	0.64
264	3.50	2.24	1.00	0.56	304	4.03	2.58	1.15	0.65
265	3.51	2.25	1.00	0.56	305	4.05	2.59	1.15	0.65
266	3.53	2.26	1.00	0.56	306	4.06	2.60	1.15	0.65
267	3.54	2.27	1.01	0.57	307	4.07	2.61	1.16	0.65
268	3.55	2.27	1.01	0.57	308	4.08	2.61	1.16	0.65
269	3.57	2.28	1.01	0.57	309	4.10	2.62	1.17	0.66
270	3.58	2.29	1.02	0.57	310	4.11	2.63	1.17	0.66
271	3.59	2.30	1.02	0.58	311	4.12	2.64	1.17	0.66
272	3.61	2.31	1.03	0.58	312	4.14	2.65	1.18	0.66
273	3.62	2.32	1.03	0.58	313	4.15	2.66	1.18	0.66
274	3.63	2.33	1.03	0.58	314	4.16	2.67	1.18	0.67
275	3.65	2.33	1.04	0.58	315	4.18	2.67	1.19	0.67
276	3.66	2.34	1.04	0.59	316	4.19	2.68	1.19	0.64
277	3.67	2.35	1.04	0.59	317	4.20	2.69	1.20	0.67
278	3.69	2.36	1.05	0.59	318	4.22	2.70	1.20	0.67
279	3.70	2.37	1.05	0.59	319	4.23	2.71	1.20	0.68
280	3.71	2.38	1.06	0.59	320	4.24	2.72	1.21	0.68

表Ⅲ-9 各流量における口径別流速表

No.5

流量 ℓ/min	流速 m/s				流量 ℓ/min	流速 m/s			
	φ 40	φ 50	φ 75	φ 100		φ 40	φ 50	φ 75	φ 100
321	4.26	2.72	1.21	0.68	361	4.79	3.06	1.36	0.77
322	4.27	2.73	1.21	0.68	362	4.80	3.07	1.37	0.77
323	4.28	2.74	1.22	0.69	363	4.81	3.08	1.37	0.77
324	4.30	2.75	1.22	0.69	364	4.83	3.09	1.37	0.77
325	4.31	2.76	1.23	0.69	365	4.84	3.10	1.38	0.77
326	4.32	2.77	1.23	0.69	366	4.85	3.11	1.38	0.78
327	4.34	2.78	1.23	0.69	367	4.87	3.12	1.38	0.78
328	4.35	2.78	1.24	0.70	368	4.88	3.12	1.39	0.78
329	4.36	2.79	1.24	0.70	369	4.89	3.13	1.39	0.78
330	4.38	2.80	1.24	0.70	370	4.91	3.14	1.40	0.79
331	4.39	2.81	1.25	0.70	371	4.92	3.15	1.40	0.79
332	4.40	2.82	1.25	0.70	372	4.93	3.16	1.40	0.79
333	4.42	2.83	1.26	0.71	373	4.95	3.17	1.41	0.79
334	4.43	2.84	1.26	0.71	374	4.96	3.17	1.41	0.79
335	4.44	2.84	1.26	0.71	375	4.97	3.18	1.41	0.80
336	4.46	2.85	1.27	0.71	376	4.99	3.19	1.42	0.80
337	4.47	2.86	1.27	0.72	377	5.00	3.20	1.42	0.80
338	4.48	2.87	1.28	0.72	378	5.01	3.21	1.43	0.80
339	4.50	2.88	1.28	0.72	379	5.03	3.22	1.43	0.80
340	4.51	2.89	1.28	0.72	380	5.04	3.23	1.43	0.81
341	4.52	2.89	1.29	0.72	381	5.05	3.23	1.44	0.81
342	4.54	2.90	1.29	0.73	382	5.07	3.24	1.44	0.81
343	4.55	2.91	1.29	0.73	383	5.08	3.25	1.44	0.81
344	4.56	2.92	1.30	0.73	384	5.09	3.26	1.45	0.81
345	4.58	2.93	1.30	0.73	385	5.11	3.27	1.45	0.82
346	4.59	2.94	1.31	0.73	386	5.12	3.28	1.46	0.82
347	4.60	2.95	1.31	0.74	387	5.13	3.28	1.46	0.82
348	4.62	2.95	1.31	0.74	388	5.15	3.29	1.46	0.82
349	4.63	2.96	1.32	0.74	389	5.16	3.30	1.47	0.83
350	4.64	2.97	1.32	0.74	390	5.17	3.31	1.47	0.83
351	4.66	2.98	1.32	0.74	391	5.19	3.32	1.48	0.83
352	4.67	2.99	1.33	0.75	392	5.20	3.33	1.48	0.83
353	4.68	3.00	1.33	0.75	393	5.21	3.34	1.48	0.83
354	4.70	3.00	1.34	0.75	394	5.23	3.34	1.49	0.84
355	4.71	3.01	1.34	0.75	395	5.24	3.35	1.49	0.84
356	4.72	3.02	1.34	0.76	396	5.25	3.36	1.49	0.84
357	4.73	3.03	1.35	0.76	397	5.27	3.37	1.50	0.84
358	4.75	3.04	1.35	0.76	398	5.28	3.38	1.50	0.84
359	4.76	3.05	1.35	0.76	399	5.29	3.39	1.51	0.85
360	4.77	3.06	1.36	0.76	400	5.31	3.40	1.51	0.85

表Ⅲ-9 各流量における口径別流速表

No.6

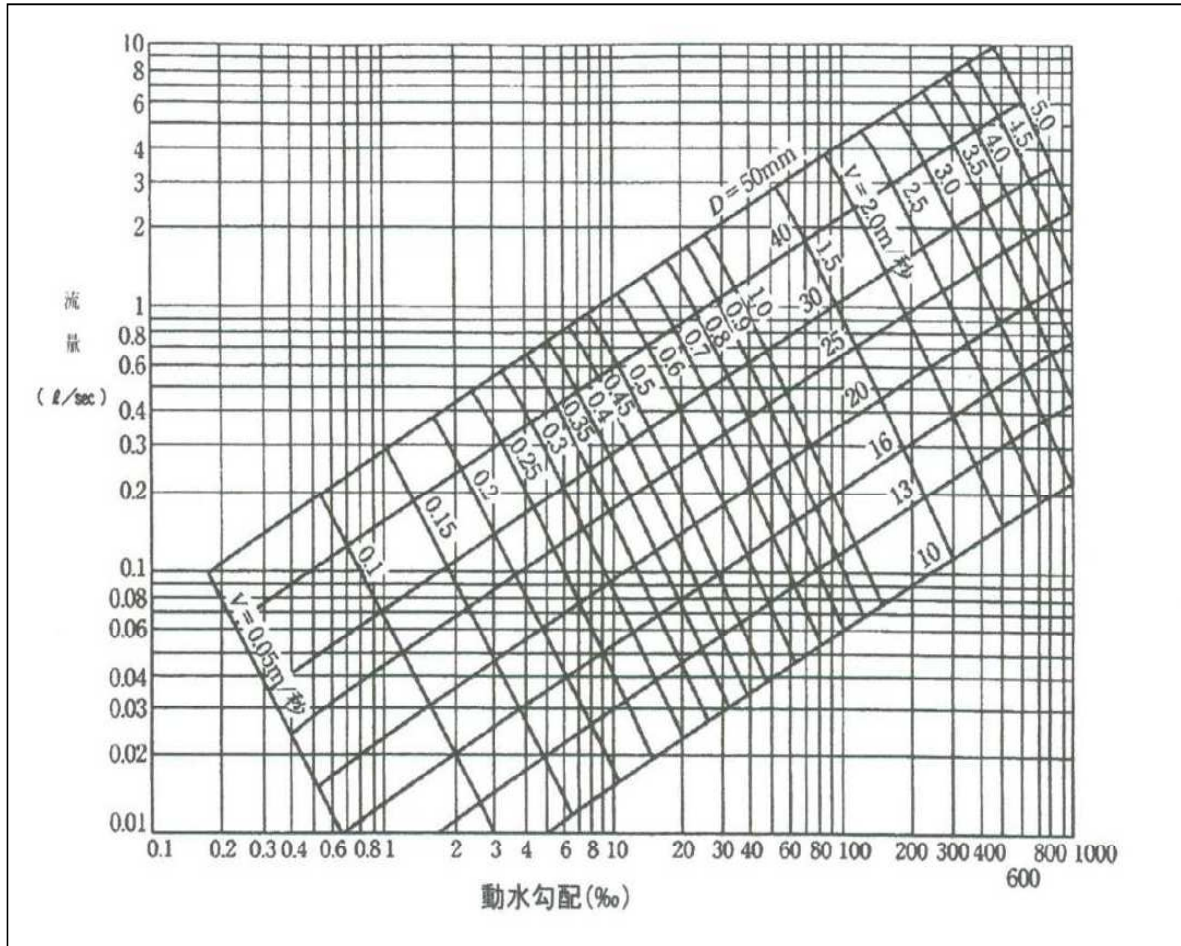
流量 ℓ/min	流速 m/s			
	φ 40	φ 50	φ 75	φ 100
401	5.32	3.40	1.51	0.85
402	5.33	3.41	1.52	0.85
403	5.34	3.42	1.52	0.86
404	5.36	3.43	1.52	0.86
405	5.37	3.44	1.53	0.86
406	5.38	3.45	1.53	0.86
407	5.40	3.45	1.54	0.86
408	5.41	3.46	1.54	0.87
409	5.42	3.47	1.54	0.87
410	5.44	3.48	1.55	0.87
411	5.45	3.49	1.55	0.87
412	5.46	3.50	1.55	0.87
413	5.48	3.51	1.56	0.88
414	5.49	3.51	1.56	0.88
415	5.50	3.52	1.57	0.88
416	5.52	3.53	1.57	0.88
417	5.53	3.54	1.57	0.88
418	5.54	3.55	1.58	0.89
419	5.56	3.56	1.58	0.89
420	5.57	3.57	1.58	0.89
421	5.58	3.57	1.59	0.89
422	5.60	3.58	1.59	0.90
423	5.61	3.59	1.60	0.90
424	5.62	3.60	1.60	0.90
425	5.64	3.61	1.60	0.90
426	5.65	3.62	1.61	0.90
427	5.66	3.62	2.61	0.91
428	5.68	3.63	2.61	0.91
429	5.69	3.64	2.62	0.91
430	5.70	3.65	1.62	0.91
431	5.72	3.66	1.63	0.91
432	5.73	3.67	1.63	0.92
433	5.74	3.68	1.63	0.92
434	5.76	3.68	1.64	0.92
435	5.77	3.69	1.64	0.92
436	5.78	3.70	1.64	0.93
437	5.80	3.71	1.65	0.93
438	5.81	3.72	1.65	0.93
439	5.82	3.73	1.66	0.93
440	5.84	3.73	1.66	0.93

流量 ℓ/min	流速 m/s			
	φ 50	φ 75	φ 100	φ 150
441	3.74	1.66	0.94	0.42
442	3.75	1.67	0.94	0.42
443	3.76	1.67	0.94	0.42
444	3.77	1.68	0.94	0.42
445	3.78	1.68	0.94	0.42
446	3.79	1.68	0.95	0.42
447	3.79	1.69	0.95	0.42
448	3.80	1.69	0.95	0.42
449	3.81	1.69	0.95	0.42
450	3.82	1.70	0.95	0.42
451	3.83	1.70	0.96	0.43
452	3.84	1.71	0.96	0.43
453	3.85	1.71	0.96	0.43
454	3.85	1.71	0.96	0.43
455	3.86	1.72	0.97	0.43
456	3.87	1.72	0.97	0.43
457	3.88	1.72	0.97	0.43
458	3.89	1.73	0.97	0.43
459	3.90	1.73	0.97	0.43
460	3.90	1.74	0.98	0.43
461	3.91	1.74	0.98	0.43
462	3.92	1.74	0.98	0.44
463	3.93	1.75	0.98	0.44
464	3.94	1.75	0.98	0.44
465	3.95	1.75	0.99	0.44
466	3.96	1.76	0.99	0.44
467	3.96	1.76	0.99	0.44
468	3.97	1.77	0.99	0.44
469	3.98	1.77	1.00	0.44
470	3.99	1.77	1.00	0.44
471	4.00	1.78	1.00	0.44
472	4.01	1.78	1.00	0.45
473	4.01	1.78	1.00	0.45
474	4.02	1.79	1.01	0.45
475	4.03	1.79	1.01	0.45
476	4.04	1.80	1.01	0.45
477	4.05	1.80	1.01	0.45
478	4.06	1.80	1.01	0.45
479	4.07	1.81	1.02	0.45
480	4.07	1.81	1.02	0.45

表Ⅲ-10 給水戸数と同時使用戸数率

総戸数(戸)	1~3	4~10	11~20	21~30	31~40	41~60	61~80	81~100
同時使用戸数率(%)	100	90	80	70	65	60	55	50

表Ⅲ-11 ウェストン公式流量図表



表III-12 ヘーゼン・ウィリアム公式流量図表

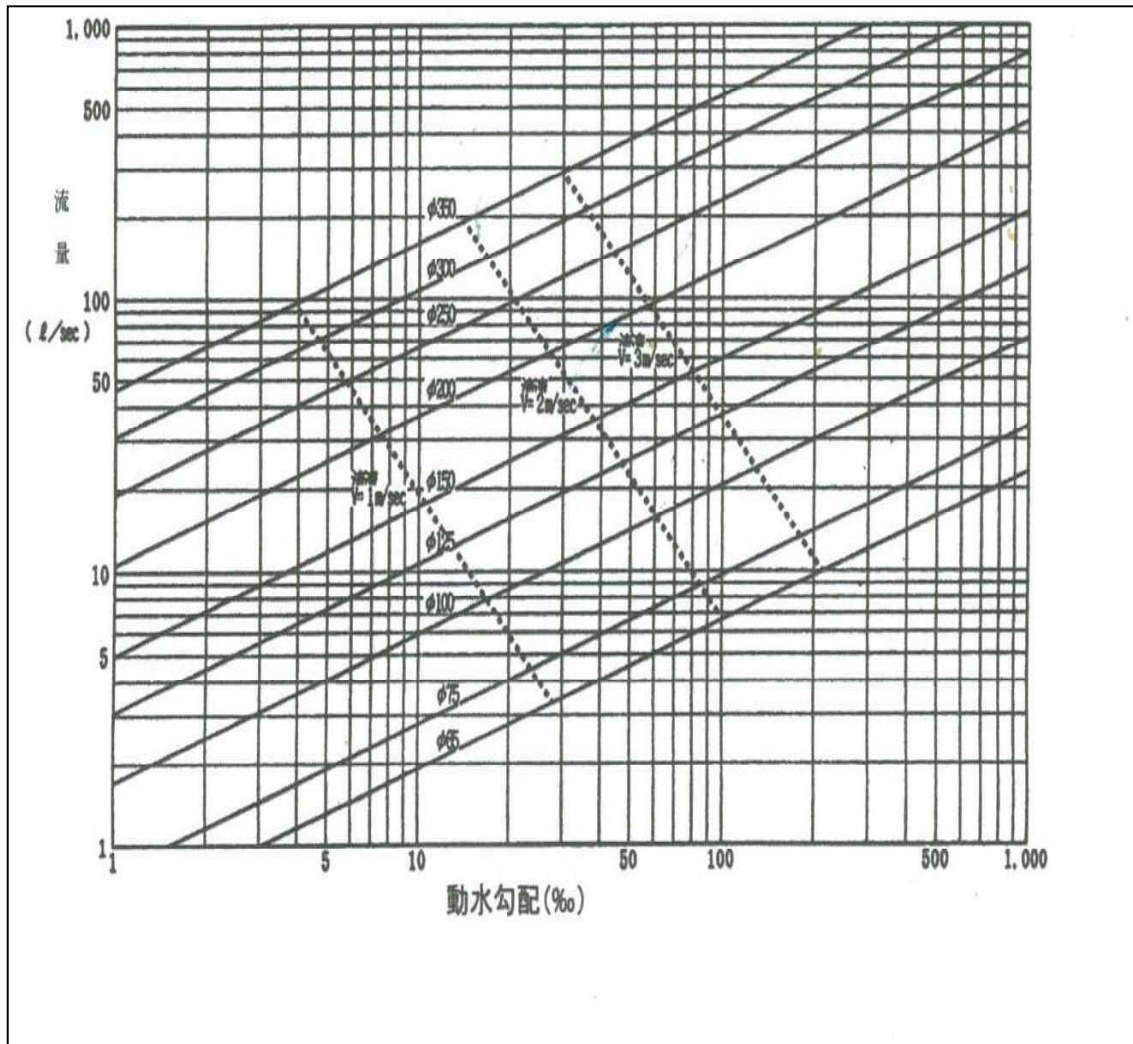


表 III-13 メーター口径別許容流量表

口径 (mm)	メーターの種類	適正使用流量範囲 (m ³ /h)	一時使用の許容範囲 (m ³ /h)	
			10分/日以内	1時間/日以内
13	接線流羽根車式	0.1~1.0	2.5	1.5
20	接線流羽根車式	0.2~1.6	4.0	2.5
25	接線流羽根車式	0.23~2.5	6.3	4.0
30	接線流羽根車式	0.4~4.0	10.0	6.0
40	接線流羽根車式	0.5~4.0	10.0	6.0
50	たて型軸流羽根車式	1.25~17.0	50.0	417.0
75	たて型軸流羽根車式	2.5~27.5	78.0	833.0
100	たて型軸流羽根車式	4.0~44.0	125.0	74.5

表 III-14 管口径均等表

口径(mm)		分 岐 枝 管								
		13	20	25	30	40	50	75	100	150
給 水 主 管	13	1								
	20	3	1							
	25	5	2	1						
	30	8	3	3	1					
	40	16	6	3	2	1				
	50	29	10	6	4	2	1			
	75	80	27	16	10	5	3	1		
	100	165	56	32	20	8	6	2	1	
	150	452	154	88	56	27	16	6	3	1

※ 共同住宅で、給水管延長が50m以下の場合に適用することができる。

IV. 給水管及び給水用具

1. 基準適合品の使用

1. 給水装置は、水道事業者施設の配水管から直接接続し、需要者に安全な水道水を供給する設備のため、施行令第6条「構造及び材質の基準」に適合した給水管及び給水用具を使用しなければならない。
2. 「構造及び材質の基準」に適合した給水管及び給水用具は、自己認証品・第三者認証品・日本水道協会規格品(JWWA)、又は日本水道協会検査品等の確認をする。
3. 水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令で定める基準に適合していないときは、供給規定の定めるところにより、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。(法第16条、条例第34条)

1. 認証品

(1) 自己認証

自己認証とは、「自らの責任」において性能基準に適合していることを認証したものである。製造業者や販売業者は、「自社検査証印」の表示を行うとともに、「試験証明書及び製品品質の安全性を示す証明書」を種類ごとに、指定工事業者に提示する。

(2) 第三者認証

第三者認証とは、製造業者等との契約により、中立的な第三者認証機関が製品試験、工場検査を行い、性能基準に適合していることを認証したものである。「認証製品」であることを示す「マークの表示」及び性能基準適合品リストを閲覧することにより確認できる。

給水装置データベース

厚生労働省給水装置データベース 【<http://www.mzudb.jp/kyu>】

基準適合品データベース















① 主な認証機関

- | | | |
|--------------------|--------|---|
| ア. (公社) 日本水道協会 | (JWWA) | 【 http://www.jwwa.or.jp/ 】 |
| イ. (一財) 日本燃焼器具検査協会 | (JHIA) | 【 http://www.jhia.or.jp/ 】 |
| ウ. (一財) 電気安全環境研究所 | (JET) | 【 http://www.jet.or.jp/ 】 |
| エ. (一財) 日本ガス機器検査協会 | (JIA) | 【 http://www.jia-page.or.jp/ 】 |

2. 規格品(特別認証品)

日本工業規格、製造業者等の団体の規格、海外認証機関規格等の製品規格のうち、その性能基準項目の全部に係る条件が、基準省令の性能基準と同等以上が明確な製品であるもの。

3. 第三者認証機関のマーク

第三者認証機関名	認証組織	審査内容	表示マーク
(公社)日本水道協会	品質認証センター	基本基準適合品	 
		基本基準適合品 (寒冷地仕様)	 
		基本基準適合品 (寒冷地と共用仕様)	 
		特別基準適合品 技術基準適合品	 
	検査部	日水協規格の適合	  
(一財)日本燃焼器具検査協会	検査部	性能基準の適合	
(一財)電気安全環境研究所	お客様サービス部	性能基準の適合	
(一財)日本ガス機器検査協会	製品認証室	性能基準の適合	

4. JIS規格の認証方法



上記のとおりとする。

給水装置用材料の認証

この給水装置用材料の認証図は一般的な例に基づいて作成したものである。



4. 給水管の種類

管種		規格		摘要
		給水管部	継手部	
水道用ダクタイル鋳鉄管	DIP	JWWA G 113	JWWA G 114	GX形
		JWWA G 120	JWWA G 121	
水道用ポリエチレン二層管	PP	JIS K 6762	JWWA B 116	
水道配水用ポリエチレン管	HPPE	JWWA K 144	JWWA K 145	
水道用架橋ポリエチレン管	XPEP	JIS K 6787	JIS K 6788	
水道用ポリブデン管	PBP	JIS K 6778	JIS K 6779	
水道用ゴム輪型塩化ビニル管	RRVP	JWWA K 129	JWWA K 130	塩化ビニル管継手
			JWWA K 131	ダクタイル鋳鉄異形管
水道用硬質塩化ビニル管	VP	JIS K 6742	JIS K 6743	
水道用ゴム輪型対衝撃性硬質塩化ビニル管	RRHIVP	JWWA K 129	JWWA K 130	塩化ビニル管継手
			JWWA K 131	ダクタイル鋳鉄異形管
水道用対衝撃性硬質塩化ビニル管	HIVP	JIS K 6742	JIS K 6743	
水道用ステンレス鋼鋼管	SSP	JWWA G 115 JIS K 3448	JWWA G 116	
水道用波状ステンレス鋼管	CSSP	JWWA G 119	JWWA G 116	
水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	SGP-HVA	JWWA K 140	JWWA K 141	
水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	SGP-VA	JWWA K 116	JWWA K 150	屋内配管
	SGP-VB			屋内配管・屋外露出配管
	SGP-VD			地中埋設配管・屋外露出配管
水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管	SGP-PA	JWWA K 132	JWWA K 150	屋内配管
	SGP-PB			屋内配管・屋外露出配管
	SGP-PD			地中埋設配管・屋外露出配管
水道用銅管	CP	JWWA H 101	JWWA H 102	

2. 給水用具

給水用具とは、給水管に直結し、容易に取り外しのできない構造として接続され、有圧のまま給水できる分水栓、止水栓、仕切弁、減圧弁、不凍栓、給水栓及び器具類をいう。

給水用具や諸継手類は、「構造及び材質の基準」に定められた性能基準に適合するものでなければならない。
(法第16条、施行令第6条)

1. 分水栓は、配水管から給水管を分岐し、取出すための給水用具である。
2. 止水栓及び仕切弁類は、給水の開始・中止・給水装置の修理、その他の目的で給水を制限又は停止するために使用する給水用具である。
3. 給水栓は、給水装置の末端部に取り付けられる開閉吐水器具で、横水栓・自在水栓・立水栓・混合水栓・ボールタップ等がある。
4. その他給水用具には、湯沸器・給湯器・食器洗い機等がある。
5. 機能水器具には、浄水器・活水器等がある。

(1) 機能水器具

機能水器具とは、活性炭等のろ材により残留塩素、濁り等を除去する機能、人工的な処理により付加的な機能を有する水(磁気処理水等)をつくる機能、水を電気分解することにより活性酸素の発生抑制等の機能を有する給水用具をいう。

① 浄水器

浄水器は、水道水の残留塩素等の溶存物質や濁度等の減少を目的とした給水用具である。

除去性能については、家庭用品品質表示法施工令の一部改正により浄水器が対象品目に追加され、平成14年4月から浄水器の材料、性能等の品質を表示することが義務付けられた。

浄水器によって残留塩素を取り除いた水は、細菌類発生の温床となるので、水質管理をすることと、ろ過材のカートリッジ等は、有効期限を確認し、適切に交換することが必要である。

また、設置方法にはⅠ型とⅡ型がある。

ア. Ⅰ型(先止め式)

メーター以降の管路途中及び水栓の流入側に取り付けられ常時水圧が加わるものは、全て給水用具に該当するため構造・材質の基準が適用される。

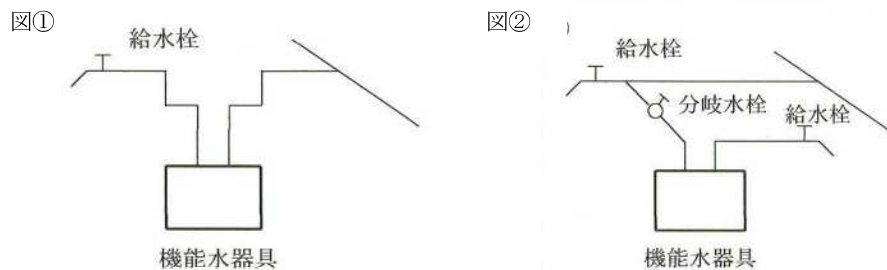
図①の機能水器具単独設置にあたっては、給水工事申込対象とする。

図②の機能水器具単独設置にあたっては、給水工事申込対象外とする。

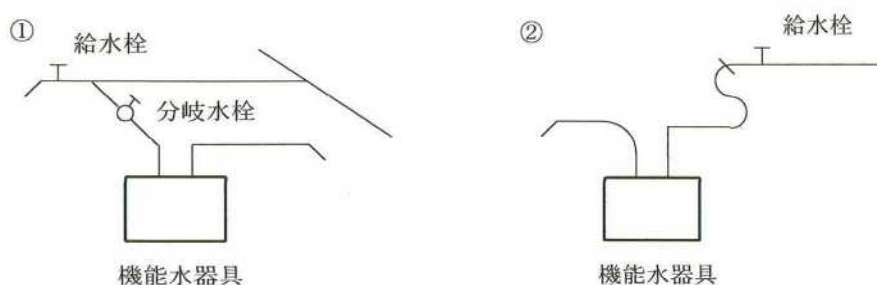
イ. Ⅱ型(元止め式)

浄水器単独で製造・販売され消費者が取付けを行うもの。(蛇口直結型及び据え置き型)末端の止水機構の流入側に設置される給水用具は、構造・材質基準に適用されない。

※ I型設置標準図(機能水器具の下流側に水栓がつき本体に水圧がかかるもの)



※ II型設置標準図(機能水器具の下流側が開放されており本体に水圧がかからないもの)



※ 詳細については、「給水装置工事技術指針」を参照のこと

② 活水器

活水器は、多様化され様々な商品が開発販売されているが、給水装置に使用する給水用具類については、水道法施行令第6条第2項の規定に基づき、基準省令に適合したものだけが認証品となる。

活水器の中には、磁気を使用したものがあり、メーター以降に近接して設置すると、メーターそのものに影響を及ぼす恐れがある。このため水道法の性能基準適用外ではあるが、水道料金等に関係するもので、直接需要者への影響が考えられることから、設置にあたってはメーター以降50cm以上離隔を確保する必要がある。

また、セラミックス等を使用し残留塩素を除去する製品があり、メーター以降直近に設置されると家庭内で使用する給水装置全体に残留塩素が無くなり、細菌類発生のおそれがあり衛生的に問題があるため、設置にあたっては残留塩素に配慮し、十分な管理が必要である。

(4) 図面の表示



3. 使用材料の指定

市長は、災害時による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにする必要があると認められるときには、配水管への取付口からメーターまでの間の給水装置に用いようとする給水装置及び給水用具について、その構造及び材質を指定できる。（条例第8条第1項）

市長は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期、その他工事上の条件を指示することができる。（同第2項）

◇部は、分岐箇所からメーター周りの使用材料を指定する。

(1) 給水管の指定

指定材料	管径	規格	指定内容
水道用ダクタイル鋳鉄管	75mm 以上	JWWA G113	NS型、K型 3種管 GX型 ※NS型の切管部は1種管を使用する。
水道用ダクタイル鋳鉄管 (内面エポキシ樹脂粉体塗装)		JWWA G120	
水道用ダクタイル鋳鉄異形管 (内面エポキシ樹脂粉体塗装)		JWWA G112	
水道配水用ポリエチレン管		JWWA G114	
水道配水用ポリエチレン異形管		JWWA G121	
水道用ポリエチレン管 (1種二層管)	50mm 以下	JWWA K144	油類、有機溶剤が浸透する恐れのある場所(ガソリンスタンド、工場等)には耐食性のある管を使用する。
水道用ステンレス鋼鋼管		JWWA K145	
		JIS K 6762	油類、有機溶剤が浸透する恐れのある場所(ガソリンスタンド、工場等)には耐食性のある管を使用する。
		JWWA G115	

(2) 分岐材料の指定

指定材料	管径	規格	指定内容
弁付割T字管	75mm 以上	日水協検査品	ねじ込み形(内ねじ式)、フランジ型
水道用サドル付分水栓 (DIP,VP)	50mm 以下	JWWA B117	A型ボール式
水道用サドル付分水栓 (HPPE)		JWWA B136	
		日水協検査品	鋳鉄製、ボール式

(3) 弁、栓類の指定

指定材料	管径	規格	指定内容
水道用ソフトシール仕切弁 (第1止水栓)	50mm 以上	JWWA B120	2種(内ねじ式)右開き、呼び圧力0.75MPA 道路、宅地内
砲金製仕切弁(第1止水栓)	30mm 40mm	認証品	右開き
水道用止水栓(第1止水栓)	25mm 以下	JWWA B108	ボール式、一文字形ハンドル式
逆流防止盗水防止型止水栓 (M型)	25mm 以下	認証品	メーターボックス内に設置
逆流防止盗水防止型止水栓 (KR型)	30mm～ 50mm	認証品	メーターボックス内に設置

(4) 継手の指定

指定材料	管径	規格	指定内容
フレキシブル継手	50mm 以下	認証品	メーター前後に設置
水道用ポリエチレン管金属継手 水道用ステンレス鋼管継手 水道用ライニング鋼管用継手	50mm 以下	JWWA B116 JWWA G116 JWWA K150	

(5) 筐類の指定

指定材料	管径	規格	指定内容
仕切弁筐(道路部)		部承認品	東根市型(市章入)
〃 (宅内)	30mm 以上	部承認品	東根市型(市章入)
止水栓筐(宅内)	25mm 以下	部承認品	東根市型(市章入)
メーターボックス	50mm 以上	認証品	東根市型と同等以上のもの、鉄蓋、両開き
メーターボックス	25mm 以下	部承認品	東根市型(市章入り)

(6) メーター配管ユニット

指定材料	管径	規格	指定内容
埋設型メーターユニット (メーターボックス一体型)	50mm 以下	部承認品	丙止水栓及び逆止弁の設置、ユニット前後が回転継手 圧着型、逆方向設置ができないこと

(7) その他資材類の指定

指定材料	管径	規格	指定内容
防錆コア	20mm～ 50mm	認証品	DIP分岐部
水道施設用ゴム	—	JWWA K156	
ポリエチレンスリーブ(DIP用)	75mm 以上	JWWA K158	管径、内面粉体塗装管記載のもの
ポリエチレンスリーブ(PE)	50mm 以上	認証品	
ボルト、ナット	—	認証品	フランジボルト・ナット:SUS304 T頭ボルト:合金ボルトFCD
管明示シート		認証品	公道等埋設時 W=150mm、青色生地・白文字 ポリエチレン製クロスシート(2倍折込)
管明示テープ	50mm 以上	認証品	ダクタイル鋳鉄管・配水用ポリエチレン管布設時

給水管及び給水用具の性能基準の適用例

給水管及び給水用具に求められる性能は、下表のとおりである。

給水管及び給水用具の性能基準の適用例

給水管及び 給水用具		性能基準						
		耐 圧	侵 出	水 撃 限 界	逆 流 防 止	負 圧 破 壊	耐 寒	耐 久
給水管		●	●				△	
給水栓	飲用	●	●	●	○	○	△	
	風呂用等 飲用以外	●		●	○	○	△	
バルブ		●	●	○			○	●
継手		●	●				△	
浄水器		●	●		○			
湯沸器	飲用	●	●	○	○	○	△	
	風呂用等 飲用以外	●			○	○	△	
逆流防止装置		●	●		●	○	△	
逆止弁		●	●	●			△	●
ユニット器具 (流し台、洗面台、 浴槽、便器等)	飲用	●	●	○	○	○	△	
	風呂用等 飲用以外	●		○	○	○	△	
家電機器類 (自動食洗器、 ウォーターサーバー、 洗浄便座等)	飲用	●	●	○	○	○	△	
	風呂用等 飲用以外	●		○	○	○	△	

凡例： ●例外なく求められるもの ○一般に求められるもの
 △求められる場合があるもの

V. メーター

1. 設置目的

- | | |
|----------------------|-------------|
| 1. 給水量は、メーターにより計量する。 | (条例第17条第1項) |
|----------------------|-------------|

(1) メーター(市の水道メーターを指し、公認メーターをいう。)とは、管理者の貸与品である。

2. 一般的事項

- | | |
|---|----------------|
| 1. メーターは、給水装置に設置し、その位置は管理者が定める。(条例第17条第2項) | |
| 2. メーターは、水道使用者等に保管させるものとする。 | (条例第18条第1項) |
| 3. メーターの点検、検査又は修繕の障害となる建築物、工作物若しくは物件を設置しないこと。 | (条例第21条第4項第2号) |
| 4. 水道使用者等が管理義務を怠ったために、メーターを亡失又はき損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。 | (条例第18条第3項) |

3. メーターの設置基準

- | | |
|---|--|
| 1. 1 給水装置には、1個のメーターを設置する。
(1) 別個のメーターで、計量されている給水装置の相互連絡はできない。
(2) 別個のメーターで、計量されている給水装置の交差は避ける。 | |
| 2. 同一敷地内に同一所有者の離れ家があり、その離れ家が独立した構造(専用の入り口・便所・浴室を備えている。)の場合は、原則としてそれぞれにメーターを設置する。 | |
| 3. 2世帯以上が恒久的に独立して生活することが可能な建築構造の場合は、原則として給水装置を分割し世帯ごとにメーターを設置する。 | |
| 4. 集合住宅等で散水栓・共用水栓等の給水用具を共用する場合は、世帯ごとにメーターを設置するほか、共用給水用具も1給水装置としてメーターを設置する。 | |
| 5. 同一敷地内で同じ目的に使用される給水装置(学校・病院・工場等)については、建築物の棟数に関係なく、原則として1個のメーターを設置する。
ただし、これによりがたい場合は部と事前協議を行うこと。 | |
| 6. メーター及びメーター上下流付近には、メーター検針・取替作業等維持管理に支障となる植樹・建築工作物、磁気活水器等を設置しない。 | |
| 7. 3階建て直結給水及び受水槽式給水に設置するメーターの最小口径は、20mm とする。 | |
| 8. 口径変更等により取り外したメーターは、速やかに部に返納する。 | |

4. メーターの設置位置

1. メーターの設置位置は、管理者が定める。
2. 官民境界付近に設置されている第1止水栓から、原則として1.0m以内に設置し、次の事項を留意して設計・施工する。
共同住宅等は、給水管から分岐し、その下流側に設置する止水栓から同様に施工する。
 - (1) メーターの検針及び取替作業等維持管理に支障の無い場所
 - (2) 雨水・汚水等が入らず、常に乾燥する場所
 - (3) 凍結が生じがたく、人の出入りが容易な場所
3. 倉庫又は車庫内(シャッター付き)・駐車場で車の下になる又は車輪が乗り上がるような場所・車の出入りする通路・ごみ置場・庭園・花壇・室外機等の下部には設置しない。
4. 上記1～3による施工ができない場合は、内容を十分理解したうえで「メーター設置に関する念書」を提出すること。また、水道使用者等が変更なる際にも、念書の内容を継承すること。
5. 共同住宅等の場合についても、内容を十分理解したうえで「共同幹線給水管(アパート等)に関する念書」を提出すること。また、水道使用者等が変更なる際にも、念書の内容を継承すること。
6. メーター設置位置については、メーター検針・取替作業のため部職員等が敷地や建物内に立ち入ることについて、給水装置工事申込みを行う前に土地地権者及び建物所有・管理者等の了承を得ていること。

1. 提出様式

「メーター設置に関する念書」(別紙様式第8号)

「共同幹線給水管(アパート等)に関する念書(様式第9号)」

5. メーターの設置方法

1. メーターは給水管に同口径のものを標準として使用し、給水栓より低位置に、且つ、水平に設置しなければならない。(構造材質規則第13条)
2. 設置場所は、止水栓の最も近いところに、しかも点検しやすく、且つ、汚染及び損傷の恐れのない場所に設置しなければならない。(構造材質規則第13条第2項)
3. メーターの取付け取外しを容易にするため、メーター前後は伸縮のある配管とし、メーター筐内に止水、盗水防止及び逆流防止の機能を有する器具を設置しなければならない。また同等の機能を有するメーターユニットの設置も認めるものとする。(構造材質規則第14条)

1. メーター前後の配管

1. メーターの設置にあたっては、メーターに表示されている流水方向の矢印を確認し、水平に取り付け、計量に支障を生じないようにする。
2. メーター配管ユニット(以下「ユニット」という。)を使用しメーターを設置する場合は、部が承認するユニットを使用すること。なおメーター口径は13mm～50mmまでとする。
3. 口径13mm～40mmのメーターは、メーター上流側に盗水防止機能付止水栓、上流側又は下流側に逆止弁を設置する。
4. 口径50mm以上のメーターは、メーター上流側に仕切弁、下流側に仕切弁又は逆止弁を設置する。

2. メーターの仕様

(1) 口径 13mm～25mm (直読式)

口径	(mm)	13	20	25
構造		接線流羽根車式(乾式)		
計量範囲<R=Q ₃ /Q ₁ >		100	100	100
定格最大流量<Q ₃ >	(m ³ /h)	2.5	4	6.3
主要部材質		鉛レス銅合金		
全長	(mm)	165	190	225
表示方式		アナログ・デジタル併用		
継手部 (上水ネジ)	ネジ外径 (mm)	26.44	33.25	41.91
	ネジ山数	14	11	11
最大表示量	(m ³)	9,999	9,999	9,999
最小の目盛	(L)	1	1	1

(2) 口径 20mm (電子式)

口径	(mm)	20
構造		接線流羽根車式 (乾式)
計量範囲<R=Q ₃ /Q ₁ >		100
定格最大流量<Q ₃ >	(m ³ /h)	4
主要部材質		鉛レス銅合金
全長	(mm)	190
表示方式		液晶デジタル
継手部 (上水ネジ)	ネジ外径 (mm)	33.25
	ネジ山数	11
最大表示量	(m ³)	9,999
最小の目盛	(L)	1

*集中検針盤を設置して使用する場合に限る。

(3) 口径 30mm～50mm (直読式)

口径	(mm)	30	40	50
構造		接線流羽根車式(乾式)		たて型軸流羽根車式
計量範囲$R=Q_3/Q_1$		100	100	100
定格最大流量Q_3	(m^3/h)	10	10	16
主要部材質		鉛レス銅合金		
全長	(mm)	230	245	245
表示方式		アナログ・デジタル併用		
継手部 (上水ネジ)	ネジ外径 (mm)	47.8	59.61	75.18
	ネジ山数	11	11	11
最大表示量の最小値	(m^3)	99,999	99,999	99,999
最小の目盛	(L)	1	1	1

(4) 口径 50mm～75mm (直読式・フランジ)

口径	(mm)	50	75
構造		たて型軸流羽根車式	
計量範囲$R=Q_3/Q_1$		100	100
定格最大流量Q_3	(m^3/h)	40	63
主要部材質		ダクタイル鋳鉄 (エポキシ樹脂粉体塗装)	
全長	(mm)	560	630
表示方式		アナログ・デジタル併用	
継手部 (フランジ)	フランジ外径 (mm)	186	211
	ボルト穴径×数	$\phi 19 \times 4$	
最大表示量	(m^3)	999,999	999,999
最小の目盛	(L)	1	1

*全長は伸縮補足管を含めた寸法である。

(5) 口径 50mm～100mm(電子式)

口径	(mm)	50	75	100
構造		たて型軸流羽根車式		
計量範囲<R=Q ₃ /Q ₁ >			100	100
定格最大流量<Q ₃ >	(m ³ /h)	40	63	100
主要部材質		ダクタイル鋳鉄(エポキシ樹脂粉体塗装)		
設置全長(付属品込)	(mm)	560	630	750
表示方式		液晶デジタル		
継手部 (フランジ)	フランジ外径 (mm)	186	211	238
	ボルト穴径×数	φ19×4		
最大表示量	(m ³)	999,999	999,999	999,999
最小の目盛	(L)	1	1	1

*全長は伸縮補足管を含めた寸法である。

(6) 口径 150mm(電磁式)

口径	(mm)	150
構造		電磁式
計量範囲<R=Q ₃ /Q ₁ >		160 以上
定格最大流量<Q ₃ >	(m ³ /h)	400
主要部材質		ステンレス鋼
設置全長(付属品込)	(mm)	1000
表示方式		液晶デジタル
継手部 (フランジ)	フランジ外径 (mm)	290
	ボルト穴径×数	φ19×6
最大表示量	(m ³)	9,999,999
最小の目盛	(L)	1

*全長は伸縮補足管を含めた寸法である。

6. 臨時給水

1. 「臨時給水」とは使用期間に定めのある工事現場で、一定期間に限り給水を受けようとする目的で設置された給水装置から給水を受けるもので、使用完了後給水装置の撤去若しくは転用を要するものをいう。
2. 臨時給水装置工事を申込み場合は、臨時給水装置工事申込書により使用期間を明らかにしなければならない。

1. 提出様式

「臨時給水装置申込書」(別紙様式第10号)

(1) 一般事項

新設工事に伴う工事現場用の給水や、仮設事務所への給水等臨時に使用する給水をいう。

(2) 臨時給水における留意点

臨時給水を受ける際は、各現場において、工事期間、臨時給水の方法、臨時水道料金支払の考え方等が異なるので、施主・建築業者と協議し、最も効率的な方法を選択する。

(3) 現に水道を使用しており、同じ敷地に建物を新築する場合や、既設建物内給水装置の増設・改造等の場合は下記を標準とする。

① 既設メーターをそのまま使用する。

- ア. 水道料金 : 通常
- イ. 支払 : 所有者(使用者)等
- ウ. 手続き : なし
- エ. 手数料 : なし

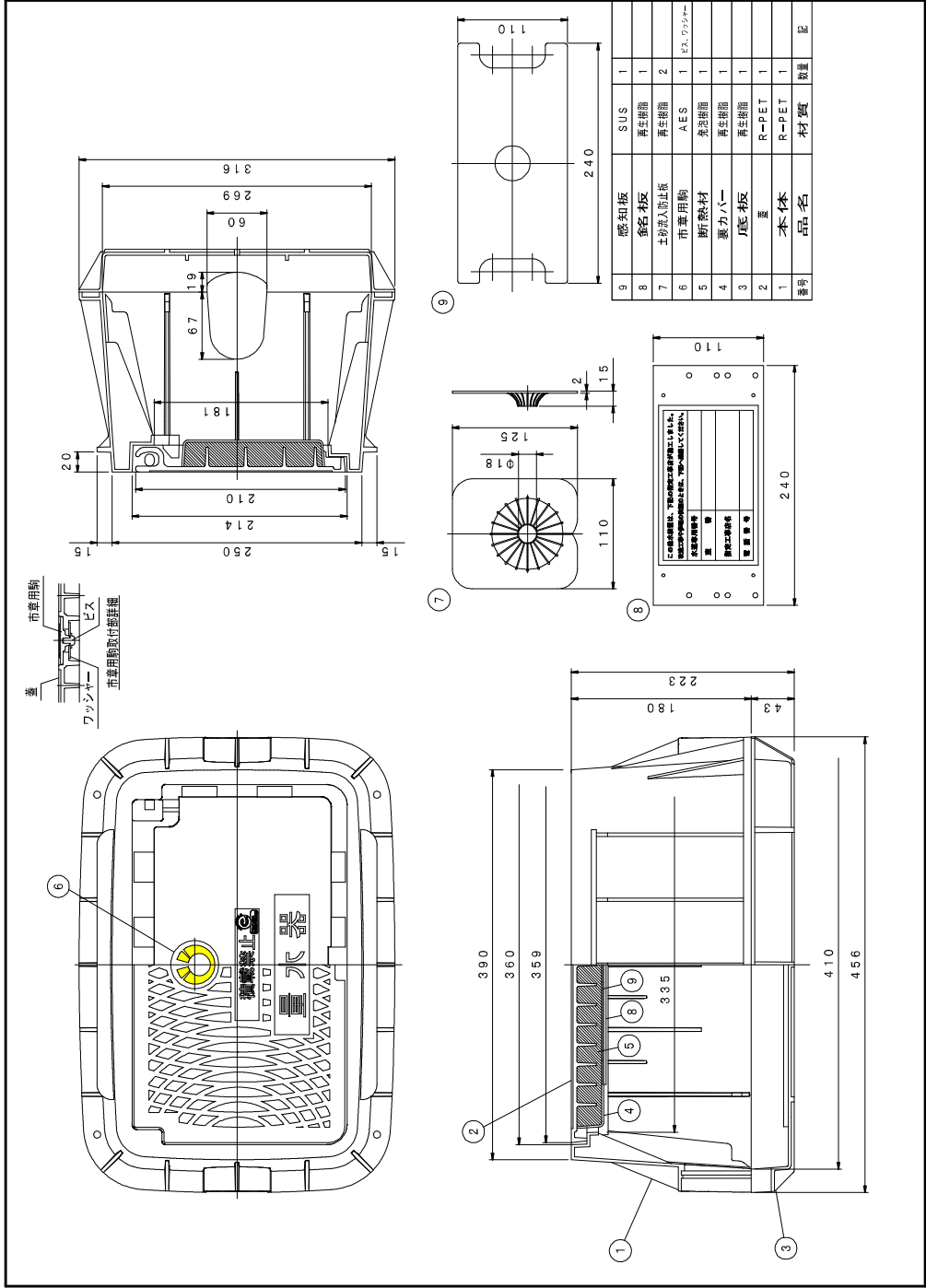
② 既設メーターをそのまま使用し、使用者及び使用用途を変更する。

- ア. 水道料金 : 工事用
- イ. 支払 : 変更後の使用者
- ウ. 手続き : 開閉栓申請書
- エ. 手数料 : 閉栓手数料 1 回分

(4) 臨時給水を使用する際には、給水装置工事申込時に配管図を提出しなければならない。

(5) 臨時給水の使用期間が、申請時より延長する場合は、「臨時給水施設使用期間変更届」(様式第11号)を提出する。

(6) 上記により難しい場合は、部と協議する。



VI. 配管・施工

1. 水の安全・衛生対策

1. 給水装置の耐圧

1. 給水装置は、厚生労働省が定める耐圧のための性能を有するものでなければならない。
(基準省令第1条第1項)
2. 給水装置の接合箇所は、水圧に対する十分な耐力を確保するためにその構造及び材質に応じた適切な接合が行われているものでなければならない。
(基準省令第1条第2項)
3. 家屋の主配管は、配管の経路について構造物の下の通過を避けること等により漏水時の修理を容易に行うことができるようにしなければならない。
(基準省令第1条第3項)

- (1) 給水装置は、耐圧に関する試験により、1.75MPaの静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常が生じないものとする。
- (2) 貯湯湯沸器及び貯湯湯沸器下流側に設置されている給水用具は、0.3MPaの静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常が生じないものとする。
- (3) 部が行う検査においては、耐圧に関する加圧水圧(静水圧)及び加圧時間等試験は(1)の「1.75MPaの静水圧を1分間加える」を実施する。
- (4) 給水用具の接合箇所においては、特に水漏れ等が生じやすい部位であることを念頭に、適切に工事を行うものとする。
- (5) 給水管の主配管部分は、維持管理を考慮し、容易に移動することができない構造物直下、樹木の下部、給水管材料により水質に悪影響を及ぼす危険性のある物質の貯留構造物等の直下を避けて、配管施工するものとする。

2. 水の汚染防止

1. 飲用に供する水を配給する給水管及び給水用具は、浸出に関する基準に適合するものを用いること。
(基準省令第2条第1項)
2. 行き止まり配管等水が停滞する構造としないこと。ただし、構造上やむを得ず水が停滞する場合には、末端に排水機構を設置すること。
(基準省令第2条第2項)
3. シアン・六価クロム・その他水を汚染するおそれのある物を貯留し、又は取り扱う施設に近接して設置しないこと。
(基準省令第2条第3項)
4. 鉱油類・有機溶剤その他の油類が浸透するおそれのある場所にあつては、当該油類が浸透するおそれのない材質の給水管及び給水用具を設置すること。又はさや管等により適切な防護のための措置を講じること。
(基準省令第2条第4項)

- (1) 既設給水管等に鉛製給水管が使用されている所では、鉛の溶出を伴わない他の管種への布設替えすること。

- (2) 配管規模の大きい給水装置等で配管末端に給水栓等の給水用具が設置されない行き止まり管は、配管の構造や使用状況によって停滞水が生じ、水質が悪化するおそれがあるので極力さける。ただし、構造上やむを得ず停滞水が生じる場合は、末端部に排水設備を設置する。
- (3) 給水管路の途中に有毒薬品場・有害物の取扱場・汚水槽等の汚染源がある場合は、給水管等が破損した際に有毒物や汚物が水道水に混入するおそれがあるので、その影響のないところまで離して配管する。
- (4) 塩化ビニル管類(VP等)やポリエチレン管類(PP等)の合成樹脂管は、鉱油・有機溶剤等に侵されやすいことから、金属管(ステンレス鋼管・ライニング鋼管)を使用する。
やむを得ず合成樹脂管を使用する場合は、さや管等で適切な防護措置を施さなければならない。
ここでいう鉱油類(ガソリン等)・有機溶剤(塗料・シンナー等)が浸透するおそれがある箇所とは、ガソリンスタンド・自動車整備工場・鉱油類保管場所(タンク及び油類貯留槽)・有機溶剤取扱事業所(倉庫)等である。
この他、揮発性物質が含まれるシロアリ駆除剤、殺虫剤、除草剤も合成樹脂管を侵す恐れがある。

3. 破壊防止

- | |
|--|
| <p>1. 水栓その他水撃作用を生じるおそれのある給水用具は、水撃限界性能を有するものを用いること。又は、その上流側に近接して水撃防止器具を設置すること等により適切な水撃防止のための措置を講じること。
(基準省令第3条)</p> |
|--|

(1) 水撃作用の発生と影響

配管内の水の流れを給水栓等により急閉すると、運動エネルギーが圧力の増加に変わり急激な圧力上昇(水撃作用)がおこる。

(2) 水撃作用を生じるおそれのある給水装置

水撃圧は流速に比例するので、給水管における水撃作用を防止するには基本的に管内流速を遅くする必要がある。(一般的には2.0m/秒以下)

しかし、実際の給水装置においては、安定した使用状況の確保は困難であり、流速はたえず変化しているので、次のような装置又は場所においては、水撃作用が生じるおそれがある。

なお、基準省令第3条では、「水栓その他水撃作用を生じるおそれのある給水用具は、厚生労働大臣が定める水撃限界に関する試験により、当該給水用具内の流速を2m/秒又は当該給水用具内の動水圧を0.15メガパスカルとする条件において給水用具の止水機構の急閉止をしたとき、その水撃作用により上昇する圧力が1.5MPa以下である性能を有するものでなければならない。」としている。

- ① 次に示すような開閉時間が短い給水栓等は、過大な水撃作用を生じるおそれがある。
 - ア. レバーハンドル式(ワンタッチ)給水栓
 - イ. ボールタップ
 - ウ. 電磁弁
 - エ. 洗浄弁
 - オ. 元止め式瞬間湯沸機
- ② 次のような場所においては、水撃圧が増幅されるおそれがある。
 - ア. 管内の常用圧力が著しく高い所
 - イ. 水温が高い所
 - ウ. 曲折が多い配管部分
- (3) 水撃作用を生じるおそれのある場合は、発生防止や吸収措置を施す。
 - ① 水圧が高水圧となる場合は、減圧弁・定流量弁等を設置し給水圧又は流速を下げる。
 - ② 水撃作用発生のおそれのある箇所には、その手前に接近して水撃防止器具を設置する。
 - ③ 受水槽等にボールタップで給水する場合は、必要に応じて波立ち遮閉板等を施す。
 - ④ 水撃作用の増幅を防ぐため、鳥居配管等空気の停滞が生じるおそれのある配管はさける。
 - ⑤ 水路の上越し等で、やむを得ず空気の停滞が生じるおそれのある配管となる場合は、これを排除するため、空気弁又は吸排気装置を設置する。

4. 施工等による破壊防止

- 1. 地盤沈下・振動等により破壊が生じるおそれがある場所にあつては、伸縮性又は可とう性を有する給水装置を設置すること。
- 2. 壁等に配管された給水管の露出部分は、適切な間隔の支持金具で固定すること。
- 3. 水路等を横断する場所にあつては、原則として水路等の下に給水装置を設置すること。
やむを得ず水路等の上に設置する場合には、高水位以上の高さに設置し、さや管等による防護措置を施すこと。

- (1) 給水管自体が伸縮可とう性に富んだ材質のものを使用するほか、剛性の高い材質の場合は、管路の適切な箇所に、伸縮可とう性のある継手を使用する。
- (2) 分岐部や埋設深度の変化する部分及び地中埋設管から建物内の配管との接続部等にも、伸縮可とう性のある管や継手を使用することが望ましい。
- (3) 分岐工事に際しては、配水管の強度を低下させるような分岐工法は避ける。
- (4) 給水管の布設については、耐震性を十分考慮して入念に施工する。
- (5) 給水管の損傷防止
 - ① 建物の柱や壁等に添わせて配管する場合には、外圧・自重・水圧等による振動やたわみ

で損傷を受けやすいので、管をクリップ等のつかみ金具を使用し、1～2mの間隔で建物に固定する。

給水栓取付け部分は、特に損傷しやすいので堅固に取付ける。

- ② 給水管が構造物の基礎及び壁等を貫通する場合は、貫通部に配管スリーブ等を設け、スリーブとの隙間を弾性体で充填し、管の損傷を防止する。
- ③ 給水管は、他の埋設物(埋設管・構造物の基礎等)から30cm以上の間隔を確保し、配管する。やむを得ず間隔がとれず近接して配管する場合には、給水管に発泡スチロール・ポリエチレンフォーム等を施し、損傷防止を図る。

5. 侵食防止(防食)

1. 酸又はアルカリによって侵食されるおそれのある場所に設置されている給水装置は、酸又はアルカリに対する耐食性を有する材質の給水装置を設置すること。又は防食材で被覆すること等により適切な侵食防止のための措置を講じること。

(基準省令第4条第1項)

2. 漏えい電流により侵食されるおそれのある場所に設置されている給水装置は、非金属の材質の給水装置を設置すること。又は絶縁材で被覆すること等により適切な電気防食のための措置を施すこと。

(基準省令第4条第2項)

3. サドル付分水栓等の分岐部及び腐食のおそれのある金属製の給水装置は、ポリエチレンシートによって被覆すること等により、適切な侵食防止を施すこと。
4. 異種金属管との接続には、異種金属管用絶縁継手等を使用し、適切な腐食防止を施すこと。

(1) 腐食の種類

① 自然腐食

埋設されている金属管は、管の内面を水に、外面は湿った土壌・地下水等の電解質に常に接しているため、その電解質との電気化学的な作用でおこる侵食及び微生物作用による腐食を受ける。

② 電気侵食(電食)

金属管が鉄道・変電所等に近接して埋設されている場合に、漏えい電流による電気分解作用により侵食を受ける。

③ 異種金属接触侵食

埋設された金属管が異なった金属の管や継手、ボルト等と接続されていると自然電位の低い金属と自然電位の高い金属との間に電池が形成され、自然電位の低い金属が侵食される。

腐食の要素

腐食	電食	鉄道の迷走電流	
		干渉	
	自然腐食	マイクロセル腐食	一般土壌腐食
			特殊土壌腐食
		マクロセル腐食	コンクリート／土壌
			酸素濃淡(通気差)
		異種金属	

(2) 腐食の形態

① 全面腐食

全面が一様に表面的に腐食する形で、管の肉厚が全面的に減少し寿命を短縮させる。

② 局部腐食

腐食が局部に集中するため、漏水等の事故を発生させる。又、管の内面腐食によって発生する鉄錆のこぶは、流水断面を縮小するとともに摩擦抵抗を増大し、給水不良をまねく。

(3) 腐食のおこりやすい土壌

- ① 酸性又はアルカリ性の工場廃液等が沈下浸透している土壌
- ② 埋立地の土壌(硫黄分を含んだ土壌、泥炭地帯)

6. 逆流防止

<p>1. 水が逆流するおそれのある場所にあつては、規定の吐水口空間を確保すること。又は逆流防止性能・負圧破壊性能を有する給水用具を、水の逆流を防止することができる適切な位置(バキュームブレーカーにあつては、水受け容器の越流面の上方150mm以上の位置)に設置すること。 (基準省令第5条第1項)</p> <p>2. 事業活動に伴い、水を汚染するおそれのある有害物質等を取扱う場所に給水する給水装置にあつては、受水槽式給水とすること等により適切な逆流防止のための措置を講じること。 (基準省令第5条第2項)</p>

(1) 給水装置は、通常有圧で給水しているため外部から水が流入することはないが、断水・漏水等により、逆圧又は負圧が生じた場合、逆サイホン作用等により水が逆流し、当該所有者は無論、他の所有者にも衛生上危害をおよぼすおそれがある。

(2) このため吐水口を有し、逆流を生じるおそれがある箇所には次の措置を講じる。

- ① 吐水口空間の確保
- ② 逆流防止性能を有する給水用具の設置
- ③ 負圧破壊性能を有する給水用具の設置

(3) 規定の吐水口空間

① 口径が25mm以下の場合（基準省令による。）

口径の区分	近接壁から吐水口の中心までの水平距離B	越流面から吐水口の中心までの垂直距離
13mm以下	25mm以上	25mm以上
13mmを超え20mm以下	40mm以上	40mm以上
20mmを超え25mm以下	50mm以上	50mm以上

注1 浴槽に給水する場合は、越流面から吐水口の中心までの垂直距離は50mm以上を確保する。

注2 プール等水面が特に波立ちしやすい水槽並びに、事業活動に伴い洗剤または薬品を使う水槽及び容器に給水する場合には、越流面から吐水口の中心までの垂直距離は200mm以上を確保する。

注3 注1及び注2は、給水用具の内部の吐水口空間には適用しない。

② 口径が25mmを超える場合（基準省令による。）

区 分		壁からの離れB	越流面から吐水口の最下までの垂直距離A
近接壁の影響がない場合			1. $7d' + 5\text{mm}$ 以上
近接壁の影響がある場合	近接壁1面の場合	3d以下	3. $0d'$ 以上
		3dを超え5d以下	2. $0d' + 5\text{mm}$ 以上
		5dを超えるもの	1. $7d' + 5\text{mm}$ 以上
	近接壁2面の場合	4d以下	3. $5d'$ 以上
		4dを超え6d以下	3. $0d'$ 以上
		6dを超え7d以下	2. $0d' + 5\text{mm}$ 以上
		7dを超えるもの	1. $7d' + 5\text{mm}$ 以上

注1 d:吐水口の内径(mm) d' :有効開口の内径(mm)

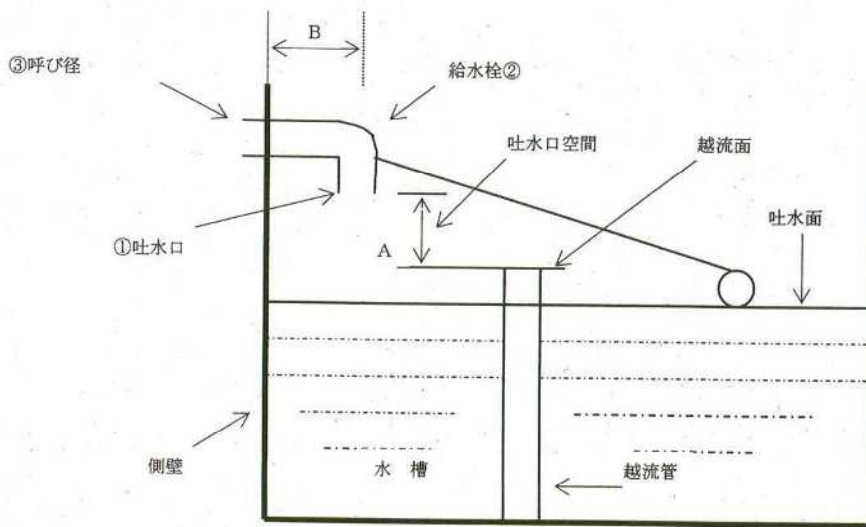
注2 吐水口の断面が長方形の場合は、長辺をdとする。

注3 越流面より少しでも高い壁がある場合は、近接壁とみなす。

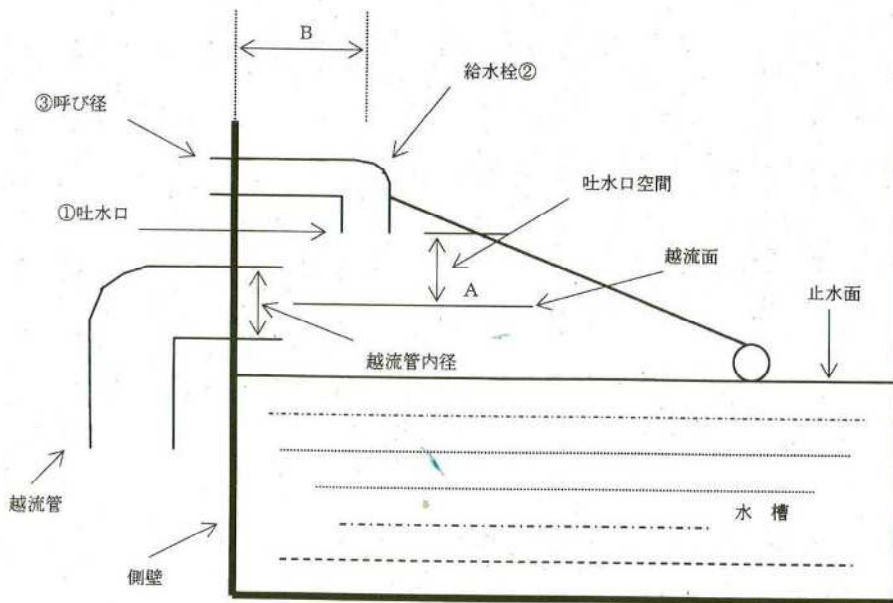
注4 浴槽に給水する場合は、越流面から吐水口の最下端までの垂直距離は50mm以上を確保する。

注5 プール等水面が特に波立ちしやすい水槽並びに、事業活動に伴い洗剤または薬品を使う水槽並びに容器に給水する場合には、越流面から吐水口の中心までの垂直距離は200mm以上を確保する。

注6 注4及び注5は、給水用具の内部の吐水口空間には適用しない。



(1) 越流管（縦取り出し）



(2) 越流管（横取り出し）

- ① 吐水口の内径 d
- ② こま押さえ部の内径
- ③ 給水用具の接続管内径
- ※ 以上3つの内径のうち、最小内径を有効開口の内径 d' とする

7. 凍結防止

1. 屋外で気温が著しく低下しやすい場所、その他凍結のおそれのある場所にあつては耐寒性能を有する給水装置を設置すること。又は断熱材で被覆すること等により適切な凍結防止のための措置を講じること。
(基準省令第6条)
2. 凍結のおそれのある屋外配管は、土中に埋設しかつ埋設深度は凍結深度より深くすること。
3. 凍結のおそれのある場所の屋内配管は、必要に応じ管内の水を容易に排出できる位置に水抜き用の給水用具を設置すること。
4. 屋外で気温が著しく低下しやすい場所や凍結のおそれのある場所に設置する給水装置は、寒冷地における地域特性を十分考慮し、このような場所では、次のような凍結防止対策を講じること。

(1) 凍結のおそれがある場所とは

- ① 家屋の立上り(露出)管
- ② 屋外給水栓等外部露出管(受水槽廻り・散水栓を含む)
- ③ 水路等を横断する上越し管
- ④ 屋外に設置される給水装置のうち減圧弁、逆止弁、空気弁等の弁類

(2) 凍結防止の対応とは

- ① 屋外配管は、埋設配管とし、かつ凍結深度より深くする。やむを得ず凍結深度より浅く布設する場所は、保温材等により適切な防寒措置を施す。
- ② 露出配管については、管内の水を容易に排出できる位置に水抜用の給水用具を設置し、耐寒性能をもつ対応をする。
- ③ 結露のおそれがある給水装置には、防露措置を施す。

8. クロスコネクション防止

1. 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結しないこと。
(施行令第6条第1項第6号)

- (1) クロスコネクションとは、水道水中に、排水・化学薬品・ガス等の物質が混入する可能性があるような水道以外の用途の設備、又は施設との「誤接合」をいい、安全な水の確保のために、絶対に避けなければならない。
- (2) 多目的に水が使用されることに伴い、用途の異なる管が給水管と近接配管され、外見上判別しがたい場合もあるので、クロスコネクションを防止するため、管の外面にその用途が識別できるよう表示する。
- (3) 給水装置と接続されやすい配管を例示すると次のとおりである。
 - ① 井戸水、工業用水、再生利用水の配管

- ② 受水槽以下の配管
- ③ プール、浴場等の循環用の配管
- ④ 水道水以外の給湯配管
- ⑤ 水道水以外のスプリンクラー配管
- ⑥ ポンプの呼び水配管
- ⑦ 雨水管
- ⑧ 冷凍機の冷却水配管
- ⑨ その他、排水管等

2. 配管の原則

1. 分岐から給水用具までの配管

1. 設置場所の荷重条件に応じ、土圧・輪荷重その他の荷重に対し、十分な耐力を有する構造及び材質の給水装置を選定する。
2. 給水装置の材料は、配管場所に応じた管種及び将来の維持管理等を考慮して選定する。
3. 給水装置には、止水栓、水道メーター、その他給水用具を設置する。
 - (1) メーター以降の給水管は、原則メーター口径以下とする。(先太り配管の禁止)
4. メーター口径13mmで立ち上がり管の配管口径は、管内の水が凍結するまでの時間を考慮し、立ち上がり管に限り、特例的に給水管口径20mmを使用することができる。

ただし、「高断熱・省エネルギー高規格住宅」等で冬期間凍結の恐れのない構造の場合はこの限りではない。
5. 給水装置工事は、仕切弁又は止水栓の開閉により施工する。なお、開閉が出来ない場合は、凍結工法等により施工する。

2. 分岐から宅地内第1止水栓までの施工

1. 配水管分岐部からメーターまでの給水管口径は、原則分岐口径と同口径とする。
2. 給水管を構造物(側溝・石垣等)と近接して布設する場合は、その構造物から30cm以上離して配管する。
3. 給水管を他の地下埋設物と近接して埋設する場合は、30cm以上離して配管する。なお、離隔を30cm確保できない場合は、配管に発泡スチロール・ポリエチレンフォーム等を施し保護する。
4. ガソリンスタンド、又は宅地内土壌が油脂混じりとなる場所に配管する場合は、塩化ビニル管類(VP等)やポリエチレン管類(PP等)の合成樹脂管は、鉱油・有機溶剤等に侵されやすいことから、金属管(ステンレス鋼管・ライニング鋼管)を使用する。

やむを得ず合成樹脂管を使用する場合は、さや管等で適切な防護措置を施さなければならない。

5. 道路及び通路に布設し、配水管分岐口径50mm以上で最末端メーターまでの延長が50m以上の場合は、規定の吐水口空間を設けた排水設備(配水管分岐口径の1/2以上)を設置する。

(1) 排水設備については、下記設置条件による。

- ① 排水設備には、部が指定する止水栓を含むこと
- ② 排水設備の末端は、浸透枡・排水枡・側溝等適切に排水できる構造であること
- ③ 排水口(吐水口)への水の逆流を防止するため、規定の吐水口空間を設けること

3. 宅地内第1止水栓から給水用具までの施工

1. 給水管の配管は、原則として直線配管とすることが望ましい。やむを得ず曲げ配管を行う場合には、管材質に応じた適切な配管を行う。

2. 家屋の主配管は、配管の経路について構造物の下を避けること等により、漏水時の修理を容易に行うことができるようにする。

3. 構造物の基礎及び壁等の貫通部には、配管スリーブ等を設け、スリーブとの間隙を弾性体で充填し管の損傷を防止する。

4. 給水管に使用する管及び継手は、管種による特徴を考慮し、使用箇所に最も適した管及び継手を、次により選択し使用する。

(1) 油脂混じり土壌・有機溶剤等の浸透する場所は、金属管(ステンレス鋼管・ライニング鋼管)を使用する。やむを得ず合成樹脂管を使用する場合は、さや管等で適切な防護措置を施さなければならない

(2) 立ち上がり管以降の給水管は、解氷作業が容易な金属管が望ましい。なお、硬質塩化ビニル管は、凍結・衝撃により破損しやすいので使用しない。

(3) ステンレス鋼管は、電気抵抗が大きいため電気解氷器の使用は注意を要する。

5. 給水管の配管は10cm以上の離隔を保ち、立体交差や障害物等があれば保護工等の措置を講じることが望ましい。

6. 埋設給水管と構造物の地震等による相対変位を吸収するため、次の立ち上がり管は伸縮性又は可とう性を有することが望ましい。

(1) 埋設給水管と建築物の立ち上がり管は、地震等の揺れの違いを吸収するため、伸縮可とう性を有する接続方法とすることが望ましい。

(2) 立ち上がり管を受水槽に支持(固定)する上流側に可とう性を有する継手を使用することが望ましい。

(例) ア. ゴム製可とう継手 イ. フレキシブル管継手

ウ. 埋設給水管(PP)に直接立ち上がり管を接続する方法

7. 給水装置において、熱交換器(貯湯・貯蔵・瞬間湯沸器等)を設置する工事で、電気・ガス等の同時施工が伴う場合は、必要に応じてそれらを取り扱う現場の管理・監督を行う有資格者を置くなど、関連法律等に従い施工する。

4. ヘッダー配管標準施工

1. メーター以降から建物飛び込み配管

- (1) 建物貫通部からヘッダーまでは建物の構造を考慮し金属管または架橋ポリエチレン管の施工とする。
- (2) 床下コンクリート巻き立ての場合は、さや管施工を原則とする。

2. ヘッダー配管

- (1) ヘッダーは、屋内に設置し維持管理できるように点検口を設ける。
- (2) ヘッダーは、世帯毎に独立して設置する。
- (3) ヘッダーは、給水栓数に合ったものを設置し末端給水用具まで単独配管を原則とする。ただし、同時使用の影響範囲内で架橋ポリエチレン管の分岐配管を可能とする。
(例) トイレボールタップと手洗い 台所水栓と食洗器
- (4) 2階水栓が3個以上の場合は、2階単独ヘッダー設置を可能とする。ただし、1階ヘッダー上流部分岐からの接続とし、ヘッダー分岐からの接続はしない。また各階ヘッダー毎の配管経路がわかるようにする。
- (5) 給湯器への配管は、ヘッダー上流部分岐からの接続とし、ヘッダー分岐からの接続はしない。
- (6) 増、改築の場合は、ヘッダーからの入替えを原則とする。
- (7) 設計、施工においては、各メーカーの特性があるので必要に応じて部と協議する。

3. 配管方法の採用

- (1) 従来の配管方法と異なる給水方法については、事前に部と協議し決定する。
- (2) 施工については、各メーカーの特性があるので耐寒性及び耐震性等に十分考慮し配管する。

5. 管の明示

- (1) 公道(公道に準ずる道を含む)に配水管及び給水本管を布設する場合は、管明示シートを設置する。
 - ① 材質は、ポリエチレン製クロスシート(2倍折込)、青色生地、白文字、幅15cmとする。
 - ② 埋設深は、管頂より30cm上部とする。
- (2) 公道(公道に準ずる道を含む)に内径75mm以上の管を布設する場合並びに内径50mmのDIP・HPPEを布設する場合は、管明示テープを設置する。
 - ① 材質は、塩化ビニールテープ、地色青色、白文字、幅3cmとし、西暦年度を表示する。
 - ② 明示方法は、次のとおりとする。
 - ア. 胴巻テープ1回半巻きとする。

管長4m以下	3カ所/本(管の両端から15~20cm並びに中間1カ所)
管長5m	4カ所/本(管の両端から15~20cm並びに中間1カ所)
 - イ. 上記に該当しない場合は間隔が2m以上にならないようにカ所を増加する

3. 埋設深度

1. 給水管の埋設深さは、下表による。

埋設箇所	埋設深さ	備 考
道 路	本管の埋設深と同じ	国・県・市道及びこれに準ずる道路
通 路	本管の埋設深と同じ	私道を含む
宅 地	0. 50m 以上	

※ 交通区分(舗装構成)により必要となる埋設深度が異なることから、事前に道路管理者等と協議を行う。

2. 障害物・その他の理由により規定の埋設深度が確保できない場合は、部と協議する。
3. 宅地内埋設であっても重車両が乗り入れる場合は、管防護等を行う。

4. 分岐・分水止め

1. 配水管からの分岐・分水止め

配水管からの分岐・分水止めは、下記の条件に該当する者に施工させる。

- (1) (公財)給水工事技術振興財団が実施する「給水装置工事配管技能者講習会」の修了者
- (2) 既に各水道事業体等において類似の名称の資格を取得しているものが、「給水装置工事配管技能者講習会」と同等、又は同等以上の講習過程を経てその資格を取得したと認定できる者。

※ 日本水道協会東北支部の1級配管技士、2級配管技士の資格者は該当する。1級配管技士については(財)給水工事技術振興財団へ申請、2級配管技士については同財団が実施する「分水穿孔講習会」を受講することにより上記配管技能者の認定を受けられる。

2. 分岐の原則

- (1) 同一敷地内への給水管の分岐は、1箇所を原則とする。
ただし、何らかの事由により、多分岐が必要となる場合は部と事前協議を行う。
- (2) 道路内における給水管の分岐最小口径は、 ϕ 20mmとする。
- (3) 送水管及び異形管からの分岐はできない。
 - ① 送水管とは、浄水場から配水池等へ送水する管
 - ② 配水管とは、給水管を分岐できる管
- (4) 道路(公道)の交差点内での分岐は原則としてできない。特に配水管維持管理等のために設置された弁類に囲まれた交差点内からの分岐は認めない。
- (5) 分岐給水管は、他分岐箇所・異形管及び他埋設物より30cm以上の離隔を確保する。
- (6) 分岐は、配水管に対し原則として直角とする。
- (7) 分岐は、継手部から30cm以上離すこととする。

- (8) 分岐箇所は、原則として直近の配水管からとする。
- (9) 同一敷地内への分岐は、既設分岐箇所を撤去しなければ、原則新規分岐はできない。
- (10) 配水管が異形管(曲管、T字管、片落管等)、管継手部(管受口突部、継輪、押輪、帽等)、排水設備及び消防施設からの分岐は認めない。
- (11) 原則として同口径の分岐はできない。
- (12) 分岐した給水装置又は道路工事で分岐した給水設備が不要となる場合は、撤去申請による分岐止めをしなければならない。
- (13) 被分岐管から第1止水栓までは、不要な継手は設けないようにする。

3. 給水管口径

- (1) 水理計算を行い「給水管口径」を決定する。詳細は「Ⅲ. 設計」のとおりである
- (2) 分岐のみの工事の場合は、施主と十分な打ち合わせを行い、将来計画を明確にしたうえで水理計算を行い、適切な口径を決定する。

4. 管種別分岐表

被分岐管		分岐管			
管種	口径(mm)	口径(mm)	工法	分岐材料	管種
DIP CIP	75以上	50以下	不断水	サドル付分水栓	PP
		75以上	不断水	弁付割T字管	DIP、HPPE
			断水工事	二受T字管	DIP、HPPE
VP	50以下	25以下	不断水	サドル付分水栓	PP
		40以下	断水工事	VP用チーズ	PP
	75以上	50以下	不断水	サドル付分水栓	PP
		75以上	不断水	弁付割T字管	DIP、HPPE
HPPE	75以上	50以下	不断水	サドル付分水栓	PP
	100以上	75以上	不断水	弁付割T字管	DIP、HPPE
PP	50以下	25以下	不断水	サドル付分水栓	PP
		40以下	断水工事	PP用チーズ	PP

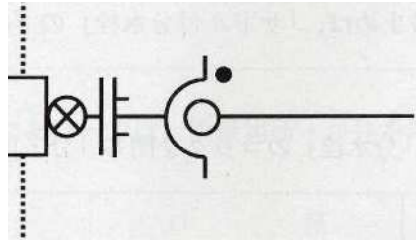
- ※1. DIP・CIPからサドル付分水栓を使用し分岐する場合は、防錆コアを挿入する。
- ※2. この表にない工法で分岐する場合は、部と協議する。
- ※3. 被分岐管がHPPEの場合は、穿孔機は手動を用いること。

5. 分岐の方法

- 1. 分岐は、水平配管を原則とする。
- 2. サドル付分水栓による分岐は管頂部穿孔とし、水平配管を原則とする。
- 3. 被分岐管「DIP」から口径20mm～50mmの穿孔口には、防錆コアを装着する。

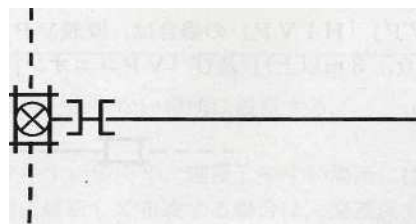
(1) 口径75mm以上の分岐

- ① 被分岐管が口径75mm以上の「DIP」・「CIP」・「VP」・「HPPE」で、分岐口径75mm以上の不断水工事は、「弁付割T字管」及び「短管1号及び2号」により施工し、継手部には「特殊押輪」等を使用する。



(2) 口径50mm以下の分岐

- ① 被分岐管が「DIP」・「CIP」・「VP」・「HPPE」でPP取出しの不断水工事は、「サドル付分水栓」及び「分・止水栓用ソケット(PP用)」等により施工する。



6. 分水止めの方法

- (1) 不要となった給水装置は、分岐箇所において撤去する。

① T字管、サドルの分水止め

- ア. 「T字管」の分水止は、既設T字管を撤去し、「DIP 甲切、乙切管(1m以上)」 「VP(1m以上)」及び「継輪」「VC ジョイント」等を使用する。



- イ. 「割T字管」「弁付割T字管」の分水止は、「フランジ蓋」により施工する。

- ウ. 「サドル付分水栓」の分水止は「栓棒」を閉じ、「分・止水栓用キャップ」により施工する。

② 「チーズ」の分水止

- ア. 口径50mm以上の「VP」の場合は、既設チーズを撤去し、「VP(1m以上)」及び「ドレッサージョイント(離脱防止金具付)」等により施工する。



イ. 口径40mm以下の「VP」の場合は、既設チーズを撤去し、「VP(0.3m以上)」及び、「TSソケット」、「VPユニオン」等により施工する。



ウ. 口径50mm以下の「PP」の場合は、既設チーズを撤去し、「PP(0.3m以上)」及び、「PPテーパースOCKET」により施工する。



5. 仕切弁・止水栓

1. 仕切弁・止水栓の設置

(1) 給水装置には、給水の開始・中止・修理・その他維持管理を容易にする目的で仕切弁・止水栓を設置する。

2. 種類及び使用区分

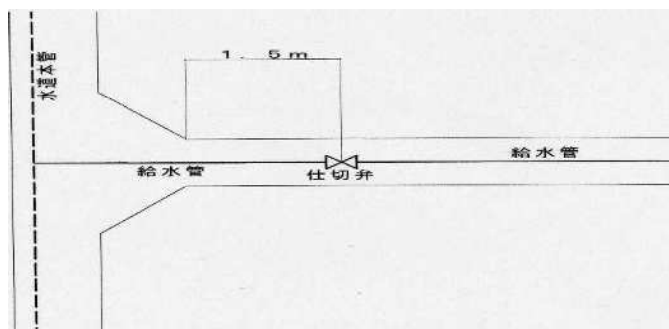
(1) 仕切弁・止水栓の選定にあたっては、設置場所・口径を考慮し下表による。

種 類	口 径	使 用 区 分
水道用ソフトシール仕切弁	50mm以上	道路、宅地
砲金製仕切弁	30mm～40mm	道路、宅地
ボール式乙止水栓	13mm～25mm	道路、宅地

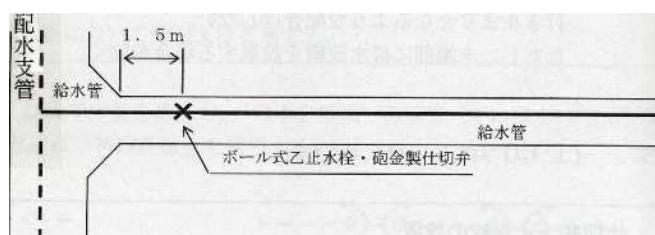
3. 設置位置

- (1) 操作及び維持管理に支障とならない場所に設置する。
- (2) 交差点内に設置しない。
- (3) 車両等の輪荷重を受けやすい場所や、埋没しやすい場所には設置しない。
- (4) 給水管を道路及び通路に縦断して布設する場合は、交差点すみ切りから1.5mの位置に仕切弁又はボール式乙止水栓を設置する。
- (5) 配水管・給水管から、分岐止水栓は分岐口径と同口径の仕切弁又は止水栓を原則設置する。

① 口径50mm以上



② 口径40mm以下

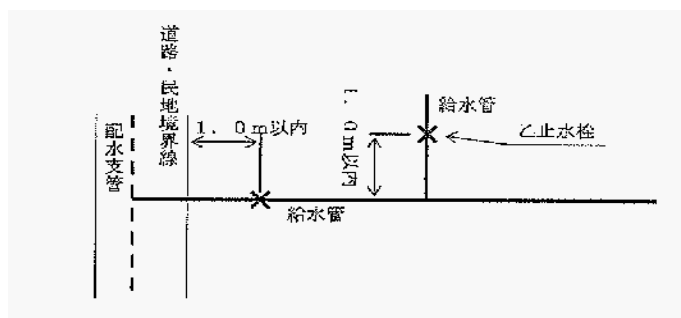


(6) 給水管を宅地内に直接引き込む場合は、次による。

- ① 平坦な箇所で分岐箇所より直角に取り出し、官民境界から宅地内1.0m以内に仕切弁又はボール式乙止水栓を設置する。
- ② 操作及び維持管理に支障とならない場所に設置する。
- ③ 車両等の輪荷重を受けやすい場所や埋没しやすい場所には設置しない。

(7) 宅地内の給水管から分岐する場所は、次による。

- ① 宅地内の給水管より分岐した場合は、分岐箇所より直角方向1.0m以内にボール式乙止水栓を設置する。



(8) 舗装工事等による道路分(分岐より第1止水栓までの工事)の先行取出しは次による。

官民境界より宅地内1.0m以内に第1止水栓を設置し、止水栓下流側の給水管を地上部に30cm程度取り出し、先端を異物が入らないよう上水道用ビニールテープで保護する。

4. 設置方法

- (1) 口径75mm以上

① DIP(GX継手)の場合

一体型ソフトシール仕切弁GX型、両受け形又は受挿し形

なお、管接続に切管を使用する場合は、切管長を1m以上とする。

② 配水用ポリエチレン管の場合

ソフトシール仕切弁HPPE用両受け形・受挿し形及び両挿し形

なお、管接続に切管を使用する場合は、切管長を1m以上とする。

(2) 口径50mm

ソフトシール仕切弁両フランジ形、合フランジ、PPテーパージョイントを使用する。

(3) 口径30～40mm

砲金製仕切弁、PPテーパージョイントを使用する。

(4) 口径13～25mm

ボール式乙止水栓、PPテーパージョイントを使用する。

5. 仕切弁筐及び止水栓筐の設置

1. 仕切弁・止水栓には、部が承認した筐を設置する。

仕切弁・止水栓には、専用の筐を設置する。

(1) 公道上の仕切弁及び止水栓には、仕切弁筐東根市型を使用する。

(2) 口径30mm以上の仕切弁には、仕切弁筐東根市型を使用する。

(3) 口径13～25mmの止水栓には、止水栓筐東根市型を使用する。

(4) 仕切弁及び止水栓の開閉芯を垂直にし、開閉操作に支障なく、筐の中心になるように設置する。

(5) 筐の据付け高さは、仕上がり面と同一高さとする。

(6) 通路や共同住宅など複数の筐がある場合は、維持管理・操作等が容易にできるように蓋の表側に白ペンキ等で所有者や給水装置番号あるいは部屋番号を記入する。

6. 保護・防護工事

1. 分岐から宅地内第1止水栓まで

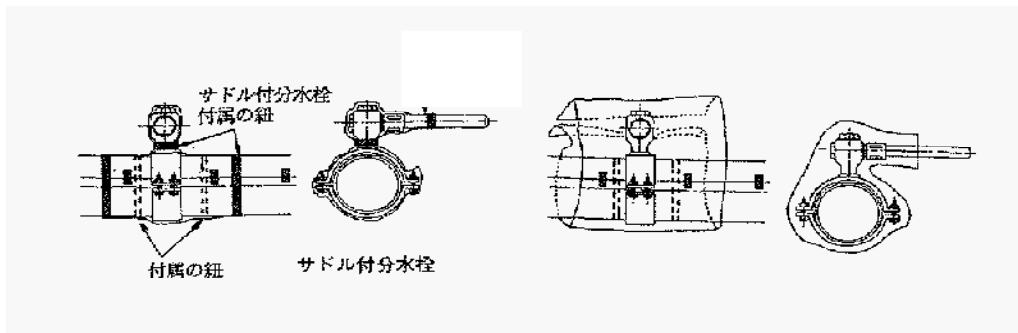
(1) 各種埋設物に接近して配管する場合は、30cm以上の離隔を確保し布設する。

(2) 酸・アルカリ等により腐食されるおそれがある地中に給水管を埋設する場合は、耐食性のあ
る管を使用し、金属部への適正な防護等を行う。

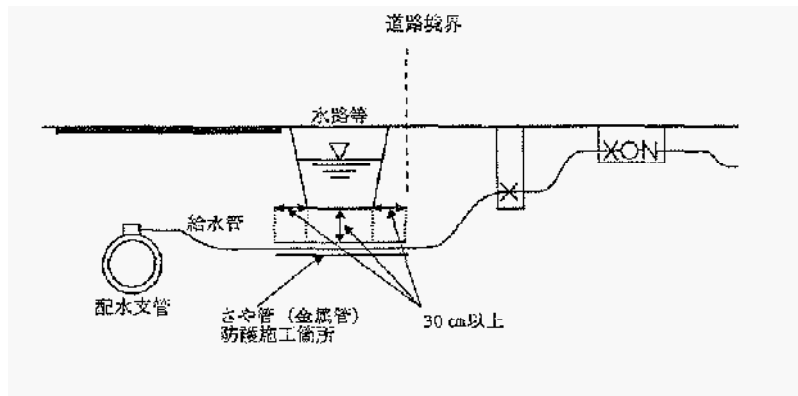
(3) 灯油タンクの下部にポリエチレン管等を布設する場合は、さや管で保護する等適切な措置

を講じること。

- (4) 構造物の基礎及び壁等の貫通部に配管スリーブ等を設け、スリーブとの間隙を弾性体で充填し、管の損傷を防止する。
- (5) 「DIP」「HPPE」を埋設する場合は、次により「防食ポリエチレンスリーブ被覆工」を行う。
 - ① DIP用ポリエチレンスリーブは、JWWA K 158の規定によるものを使用する。
 - ② ポリエチレンスリーブは、劣化しないよう直射日光を避けて保管する
 - ③ 仕切弁・分岐部等で、ポリエチレンスリーブをかぶせることのできないものについてはポリエチレンスリーブを切り開いて(又はポリエチレンシートによる)使用する。
 - ④ ポリエチレンスリーブは傷がつき易く、裂け易いため被覆時にはボルト、突起物等に十分注意して余裕をもたせて使用する。
 - ⑤ 埋戻し時には、土の偏重により傷がつき易いため管上部を適当な方法で保護し、管の周囲は砂等により丁寧に埋め戻す。
- (6) 「割T字管」及び「弁付割T字管」を設置したところには、「ポリエチレンスリーブ」又は「ポリエチレンシート」で被覆する。
- (7) 「サドル付分水栓」を設置したところには、「ポリエチレンシート」で被覆する。



- (8) コンクリート側溝・柵・基礎・石垣等の構造物に接近して給水管を埋設する場合は、凍結防止のため、その構造物より30cm以上離して埋設する。ただし、規定寸法を確保できない場合は、凍結を防ぐため保温工等により適切な措置を講じる。
- (9) 水路等を横断して給水管を埋設する場合は、流化物等による管の損傷を防ぐため、管は水路下30cm以上に「防護管(SGP)」に入れて布設する。伏せ越しが困難な場合は、上越しとし、「防護及び保温」を施し布設する。
 - ① 埋設配管の口径75mm以上は「DIP」「HPPE」、口径50mm以下は「PP」を使用する。
 - ② 水路の伏せ越しは、水路下部より30cm以上の離隔をとり、「さや管(金属管)」を使用し保護・防護を施す。



- ③ 石積及び擁壁等への配管で次の場合、石積及び擁壁等の下部より30cm 以上の離隔をとり「さや管(金属管)」を使用し保護・防護を施す。
- (10) DIPの末端、曲部、接合部等で離脱のおそれのある場所は、「特殊押輪」を使用する。
- (11) 埋設管と他の埋設管との離隔を、30cm 以上設けられない場合は、給水管に発泡スチロール・ポリエチレンフォーム等を施し、保護する。
- (12) 水路等への添架による宅地内第1止水栓までの屋外露出配管は、施工方法・材料等、部と協議する。

2. 宅地内第1止水栓から給水用具まで

- (1) 給水管の配管は、原則として直線配管とすることが望ましい。やむを得ず曲げ配管を行う場合は、管材質に応じた適正な配管を行う。なお、給水管継手についても管種の特徴を考慮し、使用箇所に最も適した材料を使用する。
- (2) 埋戻し時には、土の偏重等により傷がつき易いため、管の周囲は砂等により丁寧に埋め戻すことが望ましい。
- (3) 給水管の腐食防止、露出給水管の保護、管の支持、及び埋設給水管の保護等は、「分岐から宅地内第1止水栓まで」の保護・防護工事に準じて施工することが望ましい。
- (4) やむを得ず灯油タンクの下部にポリエチレン管等を布設する場合は、さや管で防護するなど適切な措置を講じる

7. 保温工

1. 分岐から宅地内第1止水栓まで

- (1) 給水管は、「3. 埋設深度」に基づき埋設する。
- (2) 規定寸法を確保できない場合は、保温等により有効な措置を講ずる。
- (3) 水路等に添架する場合は、保温等により有効な措置を施し「さや管(金属管)」に納める。

2. 宅地内第1止水栓から給水用具まで

- (1) 給水管は、「3. 埋設深度」に基づき埋設する。

(2) 屋外給水管の保温工

- ① 立ち上がり管には有効な保温材等を施し、地中埋設30cm 以下まで保温することが望ましい。

(3) 屋内配管、及び給湯配管の保温工

- ① 温度条件が屋外に準ずる天井裏・床下等の配管は、保温材を施す等有効な措置を講じることが望ましい。
- ② 羽目板内、間仕切内の横引き、外壁貫通部分の配管は、「保温チューブ」を使用する等有効な措置を講じることが望ましい。

8. 凍結防止給水用具

1. 水抜装置

1. 水抜装置は、立ち上がり管以降の給水管内の水を外部に排出し、凍結を防止するための給水用具である。給水管に水抜きのための排水勾配を確保し、1給水装置に対し、原則1個以上の水抜装置を設置する。
2. 設置する凍結防止給水用具は、給水装置に対する利便性・維持管理・設置場所等を考慮し、現場に適した用具及び位置を選択する。
3. 水抜装置となる不凍栓類は、管路の末端や途中に設置し、不凍栓内の水を凍結深度以下にある貯留部に流下させるか、又は立ち上がり管及び地上配管の水を凍結深度以下の地中に排水させて凍結を防止する給水用具である。

(1) 凍結給水用具の種類

① 主な不凍栓類

- ア. 不凍給水栓(内部貯留式、外部排水式)
 - イ. 不凍水抜栓
 - ウ. 不凍バルブ
 - エ. 不凍水栓柱
- ② 水抜きバルブ・・・給水管にチーズ・バルブを設置し、管内の水を排出する水抜装置
 - ③ 加温式凍結防止器・・・屋外の立ち上り露出管にヒーターを巻き付け凍結防止する装置

(2) 排水処理は、凍結深度以下の地中浸透とし、浸透枘等を設置する事が望ましい

(3) 不凍水抜栓の種類

- ① 屋外操作型水抜栓(ハンドルが屋外にあり操作するもので、部では「水抜栓」という)
- ② 屋内操作型水抜栓(ハンドルを屋内に設置し操作するもので、部では「遠隔操作水抜栓」という)
- ③ 電動操作型水抜栓(部では「電動水抜栓」という)
 - ア. 手動式水抜栓(スイッチを押すと、自動的に水が抜ける器具)

- イ. 自動式水抜栓(給水管内の水温をセンサー等で感知し、自動的に水が抜ける器具)
- ※ 東根市では、不凍栓のハンドルを冬期間積雪時に分かりやすい目印となる赤色に統一するよう協力をお願いしている。
- ※ 電動操作型水抜栓設置の際は、リモコン位置を給水装置工事申込書に明記すること。

9. 機能水器具

1. 機能水器具種類

浄水器Ⅰ型(先止め式)・浄水器Ⅱ型(元止め式)・活水器等がある。

2. 設置方法

(1) 浄水器Ⅰ型(先止め式)

- ① メーター以降の給水管路途中及び水栓の流入側に取付けられ常時水圧が加わるものは、全て給水用具に該当するため、給水装置の構造及び材質の基準に適合するものとする。
 - ア. 機能水器具単独(浄水専用水栓)装置は、1水栓とする。
 - イ. 浄水器等の上流側に逆止弁を設置する。
 - ウ. 浄水器等本体が、逆流防止機能基準を有している場合は、逆止弁の設置を不要とする。

(2) 浄水器Ⅱ型(元止め式)

- ① 浄水器単独で製造・販売され、使用者が独自に取付けを行い、水栓の流出側に取付けられ常時水圧が加わらないもの(給水栓直結型及び据置型)は、末端止水機構の流出側に設置される給水用具であり、給水装置の構造及び材質の基準が適用されない。
 - ア. 水質の保安全管理等は、設置者(所有者又は使用者)において、全ての責任を負うものとする。
 - イ. 給水装置工事に申込者の依頼等により同型浄水器を設置する場合は、その器具の構造・特性・管理、使用方法等について主任技術者が申込者に周知する。
- ② 完成検査の対象外とする。

(3) 活水器等

- ① メーター以降の給水管路途中等に取付けられ常時水圧が加わるものは、全て給水用具に該当するため、給水装置の構造及び材質の基準に適合するものとする。
 - ア. 磁気漏洩防止の措置を講じる。
 - イ. メーター下流側に50cm以上の離間をとり、かつ、メーター交換に支障のない位置に設置する。
 - ウ. 配水管から水道メーターまでの間、及び、メーター筐内には設置しない。
 - エ. 活水器上流側に逆止弁を設置する。
 - オ. 活水器本体が、逆流防止機能基準を有している場合は、逆止弁の設置を不要とする。
 - カ. 竣工図に表示する。

- キ. 給水装置の設計にあたっては、活水器等の損失水頭を考慮して流量計算を行うこと。
- ク. 関係者にこれらのことを周知させる。

3. 機能水器具の取り扱い

1. 機能水器具の設置については、特殊な器具を通過した水道水の水質を保証することができないため、機能水器具の維持管理は所有者及び使用者が責任を持つことを認識させる。

- (1) メーター、メーターソケット、仕切弁などメーター交換等に支障となる部分に取付けないこと。
- (2) 磁気活水器等は、メーターが磁力の影響を受けない位置に取付けること。
- (3) 機能水器具下流部から採取された水道水は、部の水質検査対象とならない。

10. スプリンクラー設備

1. 特定施設水道連結型スプリンクラー設備

消防法施行令第12条第1項の規定に基づき、スプリンクラー設備の設置が義務付けられている施設のうち、同施行令第12条第3項の2に該当する施設については、特定施設水道直結型スプリンクラー設備を設置できるとされている。

特定施設水道直結型スプリンクラー設備のうち、法第3条第9号に規定する給水装置に直結する範囲(以下、「直結式スプリンクラー設備」)については、法の適用を受けるため、次の点に留意すること。

- (1) 消防法の規定により、必要な事項については消防設備士が責任を負うことから、指定工事業者及び主任技術者は、消防設備士の指導の下に設計、施工するものとし、事前に所轄消防本部と打ち合わせを行うこと。
- (2) 水道直結式スプリンクラー設備を設置又は改造する場合は、別に定める「水道直結式スプリンクラー設備設置基準」に基づき設計、施工すること。

2. 住宅用スプリンクラー設備

法第3条第9項に規定する給水装置に直結する住宅用スプリンクラー設備については、法の適用を受けるため、次の点に留意すること。

- (1) 消防法の適用を受けない住宅用スプリンクラー設備を設置又は改造する場合、指定工事業者及び主任技術者は、メーカー又は消防法に規定する消防設備士の指導の下に設計・施工するものとし、事前に所轄消防本部と打ち合わせを行うこと。
- (2) 住宅用スプリンクラー設備を設置又は改造する場合は、別に定める「水道直結式スプリンク

ラー設備設置基準」を準用し設計、施工すること。

11. 特殊器具

- | |
|---------------------------------|
| 1. 給水装置に設置する特殊器具は、逆流を防止する構造とする。 |
|---------------------------------|

主として飲用に供する特殊器具を直結する場合は、次による。

- (1) 施行令第6条に適合することを証明できる認証書等(製造業者の自己認証書・第三者機関の証明書)を提出する。
- (2) 当該特殊器具の直前に、止水栓(バルブ)と逆止弁を設置する。
(ただし、これらを内蔵している場合を除く。)

12. 管の末端

1. 宅地内メーターから給水用具までの配管

- (1) 管末をバルブ止め・プラグ止めとする配管にしてはならない。
- (2) 給水管で給水栓等が設置されない不要な分岐管(チーズ等)は撤去する。

2. 分譲地等の幹線給水管の配管

- (1) 「DIP」「HPPE」の場合は、「管栓」を使用する。
- (2) 「PP」の場合は、パイプエンドを使用する。
- (3) 分譲地等への配管は水質管理のため、ループになるように設計する。やむを得ず行き止まり配管となる場合は、管末に排泥設備を設置する。
- (4) 集合住宅(アパート等)の配管は水質管理のため、管末に排泥設備を設置する。
- (5) 排泥設備口径は、配水管分岐口径の1/2以上とする。

13. 逆流防止

1. 吐水口空間

- (1) 水が逆流する恐れのある場所においては、規定の吐水口空間を確保する。
- (2) 必要に応じて逆流防止弁・真空破壊装置(バキュームブレーカー)等を設置する。

VII. 土 工 事

1. 一般事項

工事の施工にあたっては、関係法令を遵守し円滑な進捗を図り、かつ事故防止に努める。

1. 工事の施工にあたっては、道路交通法、労働安全衛生法、関係法令等を遵守し、関係官公庁署の許可条件に基づき、保安設備を設置し常に工事の安全に留意し現場管理を行い、事故や災害を起こすことがないようにする。
2. 工事場所の交通を確保するために、「土木工事共通仕様書(編集:山形県県土整備部)」に基づき必要な措置を講じる。
3. 道路管理者及び所轄警察署の許可条件を再確認し、振動・騒音及び交通規制等がある場合は、現場付近の居住者に広報を行うとともに、その発生をできる限り防止しトラブルのないよう配慮する。
4. 工事場所の周辺にある既存構造物に対しては、支障を及ぼさぬよう必要な措置を講ずる。
5. 工事現場には、必ず現場責任者が常駐し関係官公庁署の許可証(道路使用許可証等)を携帯する。
6. 工事施工中、万一不測の事故が発生したときは、直ちに工事を中断し、応急措置を講じた後、速やかに部に報告し、関係機関にも連絡しその指示を受ける。
7. 道路等の掘削にあたっては、占用工事期間内に路面の本復旧まで完成させ、速やかに工事写真及び道路管理者等の指示により提出を求められている資料・図書等を整理し提出する。
8. 公道内の工事は、原則として平日の午前8時30分から午後5時00分までに完了する。
9. 工事の作業終了後は、機械・材料等を速やかに公道外に搬出し、必要に応じ交通に支障のないように保安施設等の措置を講じる。
10. 交通量が多くなる時期や催事等が行われる下記に掲げる期間については、緊急を要する場合又は施工上やむを得ない場合を除き、道路掘削工事を行わないこととし、円滑で快適な通行が確保できるよう配慮する。
 - (1) 日曜日及び祝日
 - (2) ゴールデンウィーク期間(4月29日から5月5日)
 - (3) お盆期間(8月10日から8月15日)
 - (4) 冬期間(12月1日から3月31日、特に12月28日から1月5日)
 - (5) その他工事施工場所周辺で、催事等が行われる日
11. 現場及びその周辺については、常に整理整頓し、路面を清掃する等しなければならない。また、工事用運搬路として道路を使用するときは、積載物の落下等により路面の損傷・汚損することがないように努めるとともに、特に第三者に損害を与えないように注意しなければならない。
12. 公道上で車両通行止めの交通規制を行う場合は、所轄消防長宛に「道路工事届出書」等書類一式を提出する義務があり、災害発生時の支障とならないよう配慮すること。

13. 市民バス等の公共交通機関や、ごみ収集車等の通行に支障をきたさないよう配慮すること。

また、やむを得ず支障となる場合は、事前に関係機関と協議し、支障ないようにすること。

14. やむを得ず、施工内容の変更や工事期間の延長が必要となった場合は、着手前に管理者と協議し、所定の手続きを行い施工すること。

2. 事前調査

1. 関係官公庁署の許可及び利害関係者の承認等の確認。
2. 被分岐管の埋設位置確認。
3. 掘削位置及び形状の決定については、次の事項に配慮する。
 - (1) 道路形態に対して垂直、もしくは平行な掘削が可能であるか。
 - (2) 交差点内掘削は、極力避ける。
 - (3) 原形復旧が困難な箇所の掘削は、極力避ける。
 - (4) 付近の構造物等に影響のない位置、及び工法を選択する。
 - (5) 労働安全上、適当な作業スペースを確保する。
 - (6) 通行止めによる施工は、極力避ける。
4. 当該工事箇所に、近接して施工される他工事との調整を図る。
5. 分岐工事等で、他工事と同調工事を行う場合は、施工方法及び施工時期について十分調整し、手戻りの無い様にする。
6. 地下埋設物(上水道、ガス、電話、電力、下水道、農業用送水管等)には十分注意すると共に、工法等について協議し、立会いが必要とされた工事は、現場立会いを要請する等適切な措置を講じる。

3. 掘削

1. 掘削箇所付近に崩壊又は破壊のおそれがある構造物等がある場合は、悪影響を及ぼさないよう特に注意をして施工する。
2. 掘削深が、1.5mを超える場合は、切り取り面がその箇所の土質に見合った勾配を保って掘削しなければならない。勾配を保って掘削できない場合は土留め工を施さなければならない。

また掘削深が1.5m以下であっても、自立性に乏しい地山の場合は、施工の安全性を確保するため適切な勾配を定めて掘削するか、土留め工を施すものとする。
3. 道路及び宅地内の掘削は、1日の作業量内とし、掘り置きはしない。
4. 舗装道路の掘削は、カッター等を使用し所定の幅及び長さ切断し、必要箇所以外に影響を及ぼさないように施工する。
5. 舗装版切断は、アスファルト及びコンクリート舗装版を完全に切断する。

6. カッター切断の冷却処理水は、適切な措置を講じる。
7. 掘削は布掘りとし、えぐり掘りをしない。
8. 掘削底面は、凸凹のないように平坦に仕上げる。
9. 地下水は、適切な方法により排水する。
10. 道路を横断する場合は、交通に支障がないように片側ずつ掘削し、道路管理者及び所管警察署の指示に従う。

4. 土留め

1. 各種土留めを使用し施工する場合は、現場の土質、地下水、車両通行状況等を考慮し適正な土留め工法を選定する。また、関係法令等に基づき、現場の安全確保を優先し事故防止に努める。
2. 杭・矢板を打ち込む場合は、近接構造物及び地下埋設物等を十分調査し、損傷・事故等が発生しないよう施工する。
3. 他の工事に同調して土留めが施してある場合であっても、転落や土留め崩壊等が発生しないよう、常時点検を行い事故防止に努める。

5. 埋戻し

1. 湧水等がある場合は、適切な方法により排水を行った後に埋戻しを行う。
2. 管防護のため、管保護材で巻立てをする。
3. 埋戻しは、適切な機械器具を用い、国道・県道は1層を15cm以下毎、市道他各種道路は1層を20cm以下毎に各層均等に十分締め固める。
4. ダンプトラック等から直接埋戻し材を掘削断面内に投入しない。

6. 残土処理

1. 建設残土は、関係法令を遵守し、その指定工事業者の責任において適切に処分する。
2. 残土運搬時においては、荷台にシートをかぶせる等、運搬物が公道上に飛散しないよう十分注意する。また、過積載等が生じないなど、特に道路交通法を遵守し事故防止に努める。

7. 建設副産物処理

1. 舗装版取り壊しで生じるアスファルト・コンクリート殻、既設管撤去等工事によって発生した建設副産物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等により、指定工事業者の責任において適切に処理する。

2. 建設副産物運搬時においては、荷台にシートをかぶせる等、運搬物が公道上に飛散しないよう十分注意する。また、過積載等が生じないなど、特に道路交通法を遵守し事故防止に努める。

8. 仮復旧

1. 仮復旧は、道路管理者等の指示に従う。
2. 埋戻し後速やかに仮復旧を行い、碎石等の飛散防止に努める。
3. 仮復旧は加熱合材等で、指定の厚さとし、既設道路面と段差(凹凸)の生じないように十分転圧する。なお、合材の飛散等が生じないよう丁寧に施工する。
4. 仮復旧後は、現場を見回りし異常のないことを確認する。又本復旧を速やかに施工し、道路管理者に届ける。なお、異常があった場合は直ちに手直しをする。また、道路管理者等からの手直し指示があった場合も同様とする。
5. 砂利道においては、砂利を敷き均し、十分転圧する。
6. 掘削箇所には路面表示、区画線及び安全施設等がある場合は、事故防止のため復旧作業後の同日中に、路面表示・区画線を仮表示するほか、安全施設等は原形復旧する。

※ 国・県・市道共に下層路盤工は仮復旧施工時に行う。

9. 本復旧

1. 本復旧は、範囲(舗装影響幅)も含め、道路管理者の指示に従う。
2. 本復旧は、冬期間や道路管理者等が定める掘削規制期間を避け、仮復旧後の給水装置工事期間内に行う。ただし、やむを得ず工事を行う必要が生じた場合は、道路管理者と協議のうえ、承諾を得るものとする。
3. 本復旧は、指定の路盤材等で十分転圧し、既設道路と段差(凹凸)の生じないようにする。
4. 本復旧の施工において、本復旧範囲に近接する箇所に舗装の絶縁線(構造物、舗装の打ち継ぎ目地等)がある場合は、復旧範囲を広げるなど取り合いには十分注意する。なお、疑義な点が生じた場合は、本復旧着工前に道路管理者等と協議する。
5. 本復旧完了後、本復旧箇所(道路面)に異常が生じた場合は、指定工事業者の責任において直ちに手直しをする。また、道路管理者等からの手直し指示があった場合も同様とする。
6. 本復旧範囲内に路面表示、区画線及び安全施設等がある場合は、事故防止のため本復旧作業後の同日中に原形復旧する。なお、路面表示及び区画線については、作業工程等を考慮し、仮表示を行い、後日改めて原形復旧を行ってもよい。

- (1) 国・県・市道の本復旧範囲は、道路法施工規則等で定められているが、現場状況(舗装の種類、現況舗装厚、舗装の絶縁線)により本復旧範囲が変わるため、道路管理者と事前協議が必要となる。
- (2) (1)以外の道路についても、道路管理者等と事前協議を必要とする。

10. 工事写真

1. 掘削・埋戻し・舗装復旧工

着工前	道路に対して縦断方向で、周囲の風景を入れる全景写真とする。 (原則として東西の道路は東から、南北の道路は、南から撮影する。)	
舗装切断工	舗装版切断後、切断状況及び舗装厚が確認できること。	
埋設深度	掘削した土砂を搬出し、路面清掃後、給水管の埋設深度が指定の深さ以上であることを確認できること。	
管保護工	保護砂で埋め戻した後、保護砂厚さ $t=30\text{cm}$ を確認できること。	
埋戻し工	指定材料を用いて各層毎に埋戻しを行い、転圧状況が確認できること。 なお、写真撮影時には転圧機を掘削穴に入れないこと。 国道・県道は 1層の仕上り厚 15cm以下 市道・その他道路は1層の仕上り厚 20cm以下	
下層路盤工	指定材料を用いて各層毎に敷均しを行い、転圧状況が確認できること。 なお、写真撮影時には転圧機を掘削穴に入れないこと。 1層の仕上り厚 20cm以下 各層の仕上り厚は均等にする事。	
仮復旧工 (表面処理)	着工前と同じ位置から撮影し、舗設状況・転圧状況及び周辺路面との擦り付け状況が確認できること。	
本復旧工	着工前	道路に対して縦断方向で、周囲の風景を入れる全景写真とする。 (原則として東西の道路は東から、南北の道路は、南から撮影する。)
	掘削	下層路盤仕上がり高まで掘削し、不陸整正後に仕上り状況が確認できること。
	上層路盤工	指定材料を敷均し、転圧完了後に仕上り状況が確認できること。 1層の仕上り厚 15cm以下 各層の仕上り厚は均等にする事。
	乳剤散布工	指定材料を均等に散布した状況が確認できること。(各層毎)
	基層工 表層工	指定材料を舗設し、舗設状況・転圧状況及び周辺路面との擦り付け状況が確認できること。
付帯工	区画線・路面標示復旧状況が確認できること。	
完成	着工前と同じ位置から撮影し、現況復旧状況及び周辺路面との擦り付け状況が確認できること。	
交通管理	保安施設を設置、交通整理員を配置して交通管理が確認できる。(国・県道)	
道路占用許可	道路占用許可表示を行う。(国・県道)	

例1 市道(簡易)・埋設深90cmの場合 (H: 現況舗装面からの深さ)

- ① 着工前 ② 舗装版切断 ③ 埋設深度(H=90cm) ④ 管保護工(H=60cm)
 ⑤ 埋戻し工1層目(H=43cm) ⑥ 埋戻し工2層目(H=27cm)
 ⑦ 下層路盤工1層目(H=15cm) ⑧ 下層路盤工2層目(H=5cm) ⑨ 仮復旧工
 ⑩ 本復旧着工前 ⑪ 掘削工(H=15cm) ⑫ 上層路盤工(H=5cm)
 ⑬ 乳剤散布工 ⑭ 表層工 ⑮ 付帯工 ⑯ 完成

例1 県道(N5)・埋設深120cmの場合 (H: 現況舗装面からの深さ)

- ① 着工前 ② 舗装版切断 ③ 埋設深度(H=120cm) ④ 管保護工(H=90cm)
 ⑤ 埋戻し工1層目(H=76cm) ⑥ 埋戻し工2層目(H=62cm)
 ⑦ 下層路盤工1層目(H=43cm) ⑧ 下層路盤工2層目(H=24cm)
 ⑨ 下層路盤工3層目(H=5cm) ⑩ 仮復旧工
 ⑪ 本復旧着工前 ⑫ 掘削工(H=27cm) ⑬ 上層路盤工(H=12cm)
 ⑭ 乳剤散布工 ⑮ 基層工(H=5cm) ⑯ 乳剤散布工 ⑰ 表層工
 ⑱ 付帯工 ⑲ 完成

2. 分岐工事

(1) サドル付分水栓で分岐

穿孔・分岐完了	水圧試験状況が確認できる。 穿孔状況・穿孔片の状況が確認できる。 穿孔・分岐完了後、ポリエチレンシートで保護状況が確認できる。 被分岐管・分岐管の埋設状況が確認できる。
---------	---

(2) 割T字管で分岐

穿孔・分岐完了	水圧試験状況が確認できる。 穿孔状況・穿孔片の状況が確認できる。 穿孔・分岐完了後ポリエチレンスリーブ保護状況が確認できる。 被分岐管・分岐管の埋設状況が確認できる。
明示シート	明示シート敷設状況が確認できる。

3. 分水止め

分水止め状況	作業完了が確認できる。(分水栓キャップ止め等)
--------	-------------------------

VIII. 檢 査

1. 検査

1. 一般事項

「給水装置の構造及び材質」は、施行令第6条に基準が定められており、この基準に適合しない場合には、法第16条の規定により管理者は、給水の拒否または給水を停止することができる。

工事の施行は、給水装置の構造及び材質が施行令で定める基準に適合し、かつ適正に施工されることを確保するために、部または指定工事業者が施行することとしている。

また、指定工事業者が施行する場合には、施行令第6条に定める「給水装置の構造及び材質の基準」に適合していることの確認や、工事に関する技術上の管理等の職務を誠実に履行する義務は、主任技術者にあると法第25条の4に定められている。

したがって、部が行う給水装置工事の完成検査は、部の施設の適正管理や水質の安全確保に関する責務を目的として、必要な範囲に限って検査を行うこととしている。

2. 完成検査

1. 水道事業者は、日出後日没前に限り、その職員をして、当該水道によって水の供給を受ける者の土地又は建物に立ち入り、給水装置を検査させることができる。

(法第17条第1項)

2. 水道事業者は、第17条第1項の規定による給水装置の検査を行うときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定給水装置工事業事業者に対し、当該給水装置工事を施行した事業所に係る給水装置工事主任技術者を検査に立ち会わせることを求めることができる。

(法第25条の9)

3. 指定給水装置工事業事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ市長の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事竣工後に市長の工事検査を受けなければならない。

(条例第7条第2項)

(1) 完成検査には、申請を担当した主任技術者が必ず立ち会う。

(2) 主任技術者は、給水装置工事が完成した場合は、事前に社内検査を行い、結果を給水装置工事完成検査表(様式第12号)への記入し、工事の適否を確認しなければならない。

(3) 主任技術者は、給水台帳に完成図を記入し、給水装置工事完成検査表と必要書類を添付の上、検査の申込みを行わなければならない。(申込者・所有者に対し、検査日の調整を行い、検査の方法等を事前に説明しておくこと。)

(4) 舗装復旧を伴う給水装置工事の場合は、舗装本復旧完了後に検査員の確認を受ける。

(5) 主任技術者は完成検査合格後、申込者・所有者に対し、給水装置の引渡し時に「完成図」を引き渡し書類に添付するとともに、給水装置の使用方法及び維持管理について説明しなければならない。

2. 完成検査の申込

1. 指定工事業者は、給水条例第7条第2項に規定する給水装置工事検査を受けるため、工事完了後速やかに当該工事検査に係る申請書により市長に申請しなければならない。
(指定店規則第15条第1項)

完成検査は、必要書類を添えて部に申込む。提出書類については、別記のとおりとする。

3. 完成図

完成図は、給水装置工事台帳となる図面であるので、対象給水装置工事の工事履歴が確認できる様に記入する。従って、記入する内容については、施工した給水装置を対象とし、朱書き実線で表す。既設の給水装置は破線で表す。

(1) 用紙、作図

完成図は、原則給水台帳に記入する。別紙に記入する場合、用紙は A3とする。完成図には位置図、平面図、立面図、止水栓の詳細図(オフセット)を記入する。

※ 分岐を伴う工事の場合は、分岐部の横断面図を記入する。

(2) 位置図

位置図は、施工箇所を中心とした住宅地図もしくは住宅地図と同等のものとする。

(略図や手書き等により、申請箇所が特定できないような図面は不可。)

(3) 平面図

平面図には、建築物内部の給水栓を取り付ける部屋及び玄関、ノースポイントを記入する。

分岐を伴う申請には、道路幅員及び種別(国、県、市、私道等)を記入する。

(4) 立面図

立面図には、平面図に表すことのできない部分の材料、器具名を記入し、平面図の真下または右側に配置して紙上全体の均等が図られるようにする。

(5) 詳細図





止水栓の位置を、敷地境界等一定不変のものから3点オフセットで記入する。

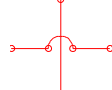
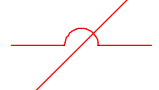


また、口径75mm以上の配管は、管割図を記入する。

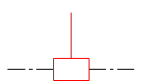
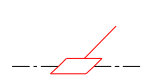

(6) 給水装置の表示標準記号表


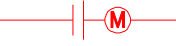



管 種	記 号
ダクタイル鋳鉄管(GX形継手)	DIP-GX
ダクタイル鋳鉄管(NS形継手)	DIP-NS
ダクタイル鋳鉄管(その他継手)	DIP
配水用ポリエチレン管	PE HPPE
ステンレス鋼管	SSP
ポリエチレン管	PP (PEP)
耐衝撃性硬質塩化ビニル管	HIVP
硬質塩化ビニル管	VP
ポリ粉体ライニング鋼管	SGP SGP-P
鋳鉄管	CIP
架橋ポリエチレン管	KPP XPEP
ポリブデン管	PBP

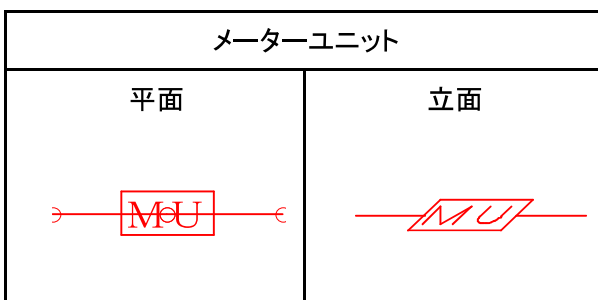
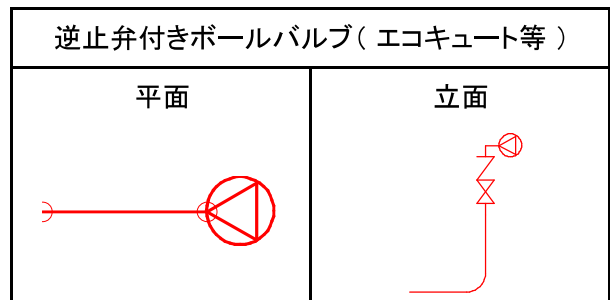
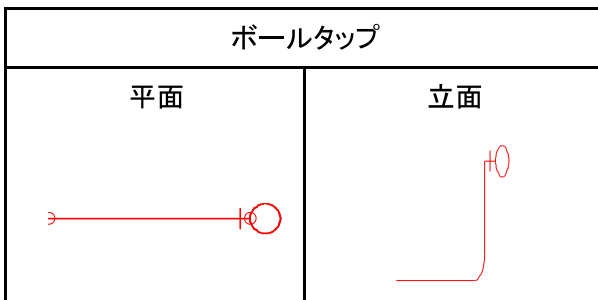
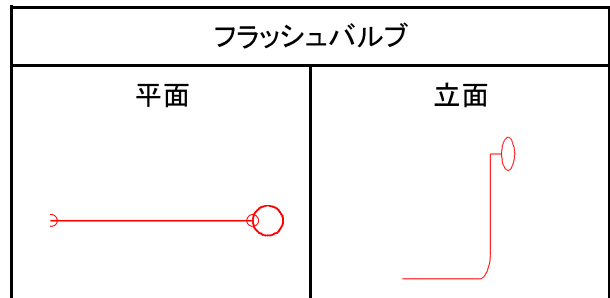
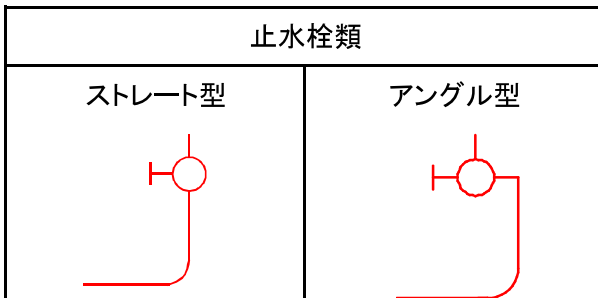
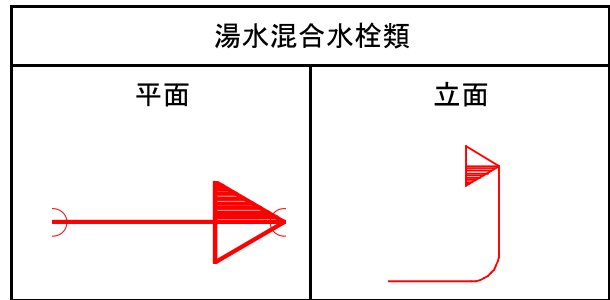
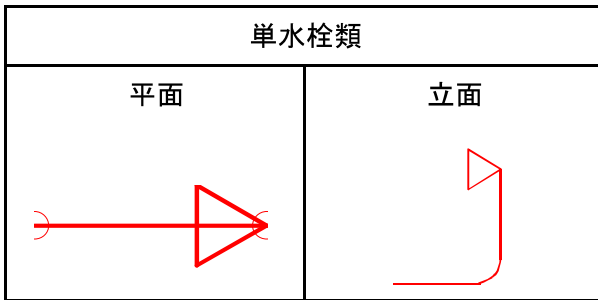
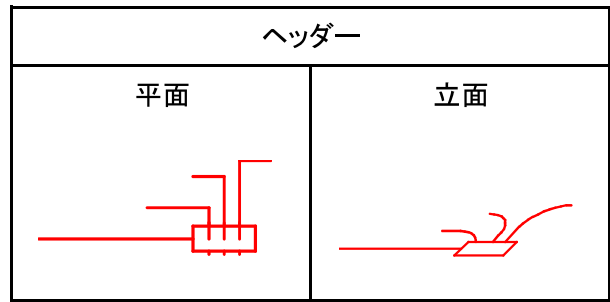
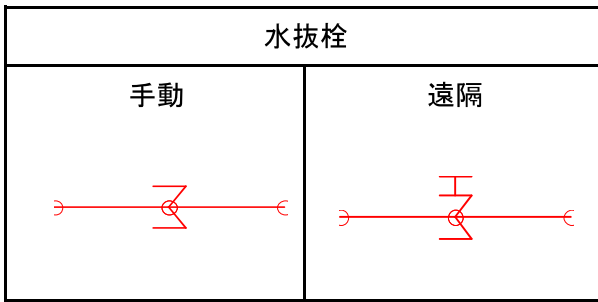
※記入例 DIP-NS φ75 10.0 PP φ20 10.0 (管種、口径、延長)

区 分	新設管	既設管	撤去管	敷地
線 形	実線(赤) 	破線(赤) 	実線を破線で消す(黒) 	一点鎖線(短) 

区 分	管の交差		防護管	配水管
	平面	立面		
線 形				一点鎖線(長) 

サドル付分水栓取出し		割T字管取出し		制水弁
平面	立面			

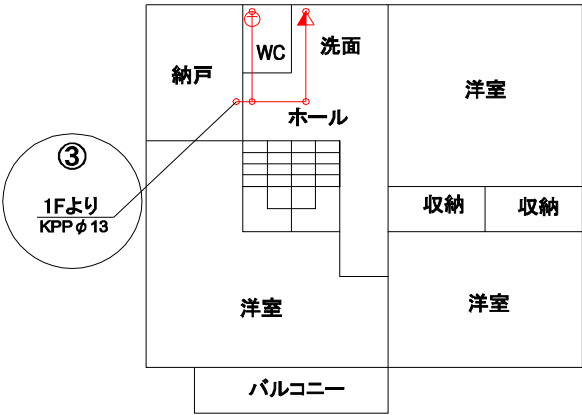
メーター		仕切弁	バルブ類	排泥設備
φ13~50 	φ75以上 			φ50の場合  D50



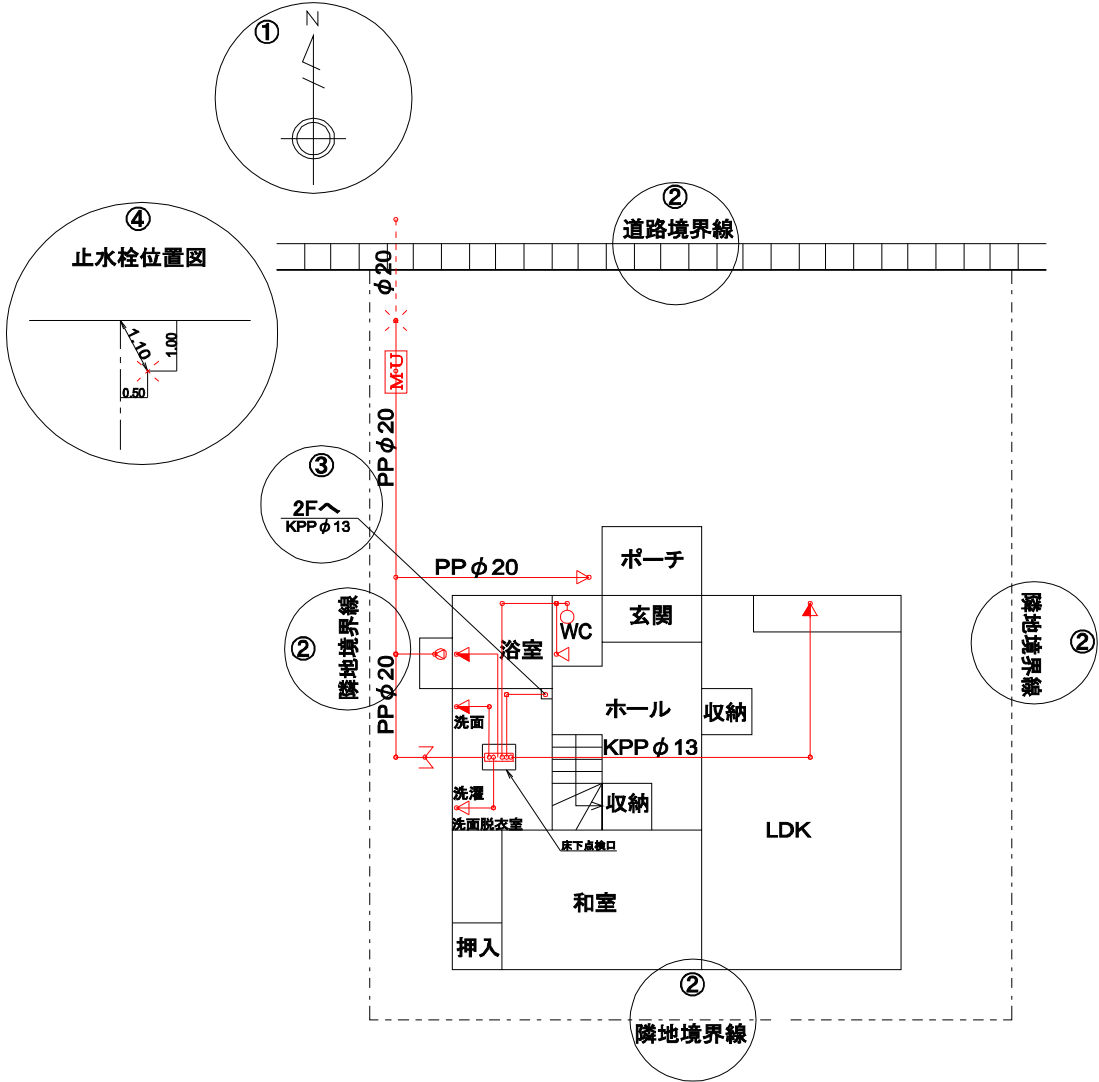
※ フラッシュバルブ(タンクレス)の立面図への明記は、下記のように大便器・小便器の用途を明確に記入する

- ① フラッシュバルブ (大便器)
- ② フラッシュバルブ (小便器)

平面図
分岐 無 の場合



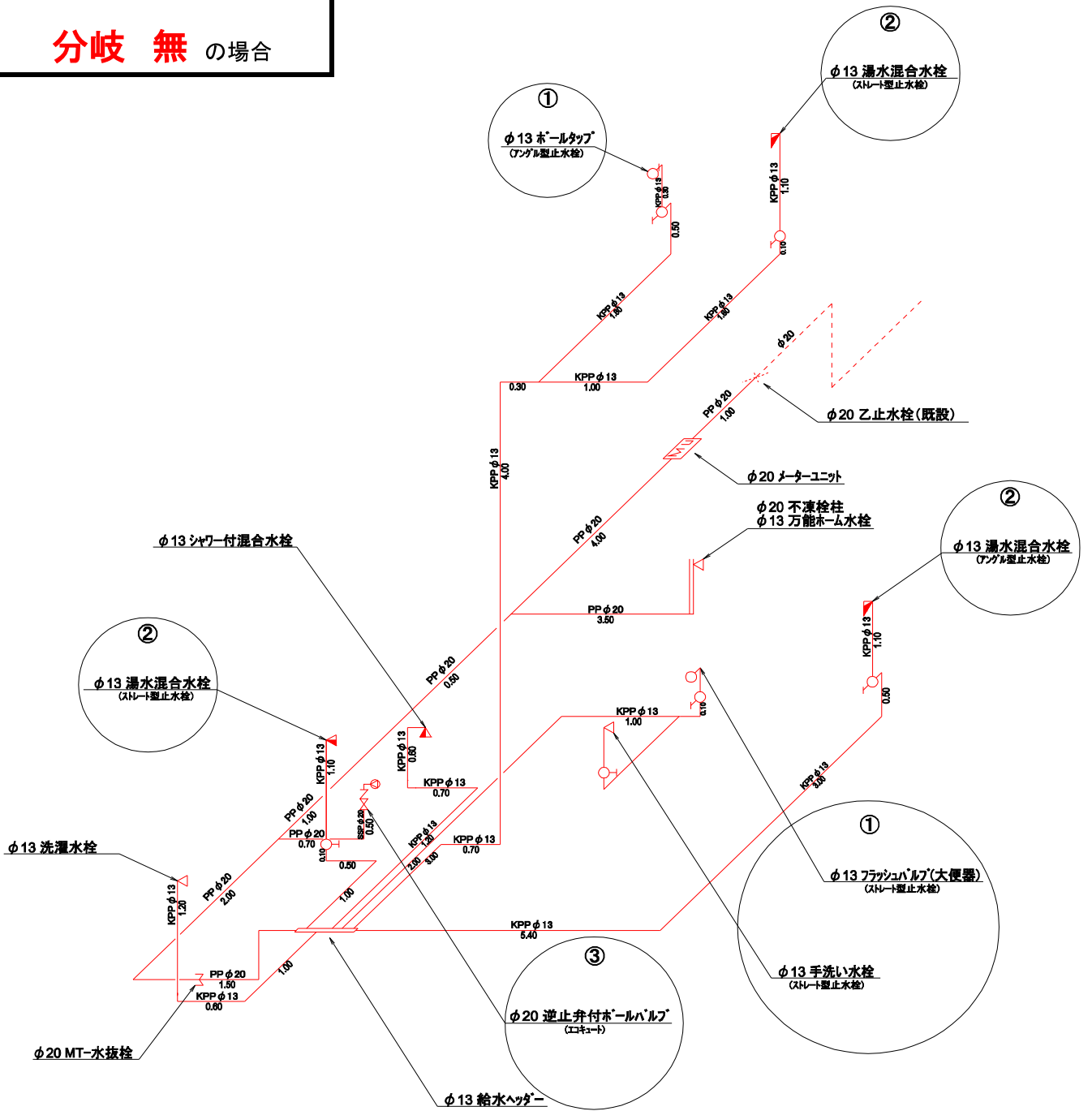
2階平面図



- ① ... ノースポイント(北を上)に 記入
- ② ... 道路・隣地 境界線 記入
- ③ ... パイプスペース(PS) 記入
- ④ ... 完成時 オフセット 記入 (3点から測量)

立面図

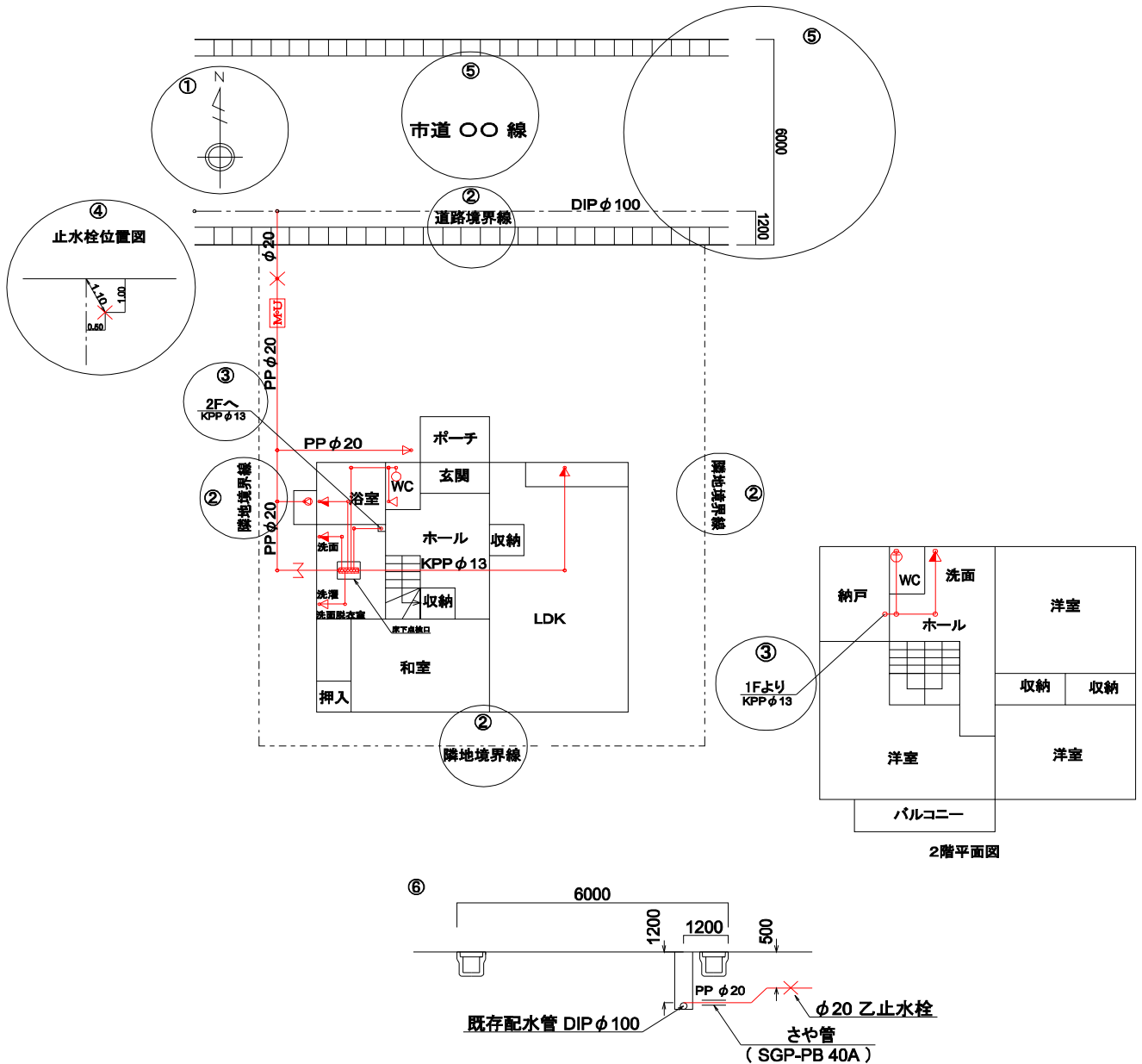
分岐 無 の場合



- ① ... WC ボールタップ ... 立ち上り(ストレート・アングル) 記入
- ① ... WC タンクレス ... 立ち上り(ストレート・アングル) 記入
- ② ... 立ち上り(ストレート・アングル) 記入
- ③ ... 給湯器 ... 種類 記入
- ④ ... 管種 ・管長 ・立ち上り 記入

平面図

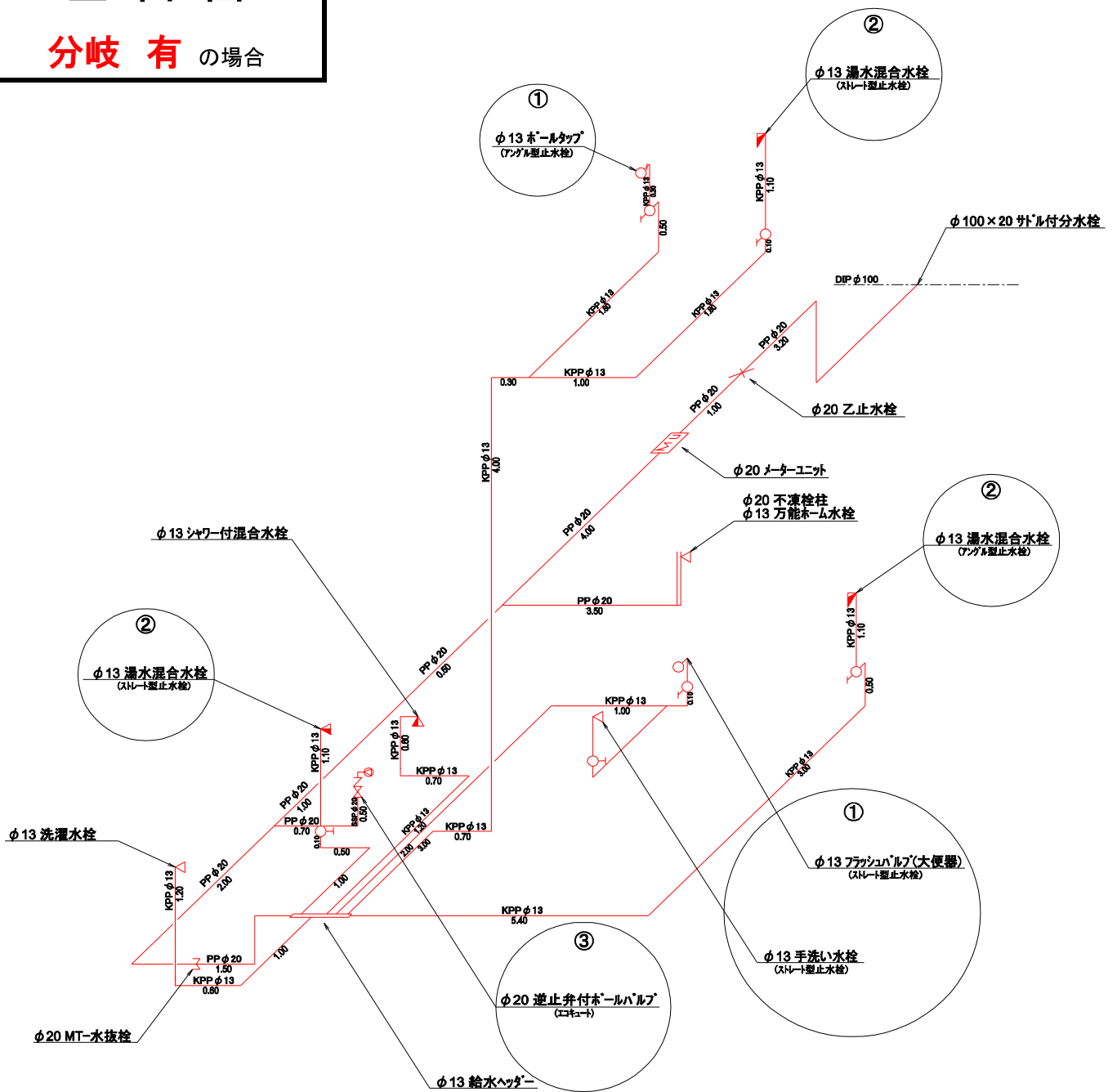
分岐有の場合



- ① ... ノースポイント(北を上)に 記入
 - ② ... 道路・隣地 境界線 記入
 - ③ ... パイプスペース(PS) 記入
 - ④ ... 完成時 オフセット 記入 (3点から測量)
 - ⑤ ... 分岐箇所の路線名・管種・口径 道路幅 記入
 - ⑥ ... 横断図 記入
- さや管の両脇をPP管に傷がつかないように保護して下さい。

立面図

分岐有の場合



① ... WC ボールタップ ... 立ち上り(ストレート・アングル) 記入

① ... WC タンクレス ... 立ち上り(ストレート・アングル) 記入

② ... 立ち上り(ストレート・アングル) 記入

③ ... 給湯器 ... 種類 記入

④ ... 管種 ・管長 ・ 立ち上り 記入

4. 検査内容について

一般的な検査の内容は、下記による。ただし、工事の種類によって内容は異なる。

1. 給水台帳の確認

- (1) 精算数量の記入
- (2) 完成図の確認(平面、立面、止水栓のオフセット図等)
- (3) 社内検査内容の確認
- (4) 水圧試験(自主検査)写真の確認
- (5) 分岐が伴う工事については、工事写真
- (6) 提出書類の確認

2. 現場検査

- (1) 主任技術者立会い確認(氏名、主任技術者証等)
- (2) 水圧試験(1.75MPa、1分間)確認、写真撮影
- (3) 常圧測定
- (4) 止水栓オフセット寸法確認(止水栓からメーターボックスまでの距離が1m以上の場合は、メーターボックスも3点測定)
- (5) メーターの設置状況、動作確認、メーター蓋裏の必要事項記入確認
- (6) 保温、保護、防護の確認
- (7) 不凍栓の動作確認(集合住宅の場合)
- (8) 建物内外の水栓確認(認証マーク、通水)
- (9) その他部が必要と認めるもの
- (10) メーターボックスの蓋裏に必要事項を記入
- (11) メーターボックス内に隙間なく保温材を入れる

5. 水圧試験について

給水装置は厚生労働大臣が定める耐圧に関する基準により1.75MPaの静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。(基準省令第1条)

給水装置の耐圧に関する基準については、基準省令第1条に技術的細目が決められている。よって部は、完成検査時(分岐工事については、本管穿孔前)に最終の止水機構までの給水用具について耐圧性能試験(以下「水圧試験」という。)を行う。

1. 試験方法

(1) 自主検査

給水装置工事を施工したすべての箇所について自主検査を行い、写真を添付する。詳細は、下記のとおりとする。(ただし、臨時給水装置は、撤去することを前提としているため水圧試験は行わない。)

- ① 新設工事 …… 1.75MPa の静水圧を1分間保持し完成検査前に確認する。
 - ② 改造・増設工事…… 施工箇所1.75MPa 又は、全配管に0.5MPa の静水圧を1分間保持し、実施写真を給水装置工事申込書に添付する。
- ※ メーター以降、全て改造した場合や増口径は新設と同様とする。

(2) 完成検査

検査員が完成検査時に行う水圧試験は、下記のとおりとする。(臨時給水装置は、撤去することを前提としているため水圧試験は行わない。)

- ① 新設工事 …… 1.75MPa の静水圧を1分間保持、水圧低下なしを確認し、部が写真を撮影する。
 - ② 改造、増設工事…… 指定店が行った自主検査の写真を確認し、常圧でメーターが回らないことを確認する。
- ※ メーター以降全て改造した場合や増口径は新設と同様とする。

(3) 分岐立会時

① サドル付分水栓で分岐

本管穿孔前に、サドル付分水栓から止水栓までの区間で水圧試験を行う。1.75MPa の静水圧を1分間保持し、検査員立会の写真を主任技術者が撮影し、完成検査時に、道路工事写真に添付する。

② 割T字管で分岐

割T字管設置時に水圧試験を行う。0.75MPa の静水圧を1分間保持し、検査員立会の写真を主任技術者が撮影し、完成検査時に、道路工事写真に添付する。

※ 特殊器具で1.75MPa 以下の耐圧性能を有する給水用具がある場合は、直前のバルブを閉栓し、保護すること。

6. 提出書類

1. 給水台帳に必要書類を添付し提出する。

(1) 完成検査申込時に提出するもの

① 給水台帳

精算数量を記入し、完成図を朱書したもの。

分岐工事を伴った場合は、分岐実施者名及び交付番号、分岐月日を記入すること。

完成図の提出については、別記「3. 完成図」による。

② 給水装置工事完成検査表(チェックシート)

点検項目をチェックする。

③ 道路占用工事写真(分岐、撤去工事を伴った場合)

④ 水圧測定写真

- ・ 分岐工事 : 分岐工事実施前に、新設給水装置の耐圧試験(1.75MPa の静水圧

で1分間保持)を実施し、部の職員が立会いを行っている写真を工事写真に添付する。

- ・ 新設工事 : 工事完成後に、新設給水装置の耐圧試験(1.75MPaの静水圧で1分間保持)を実施、(自主検査、チェックシートに記入)完成検査時に水圧試験を実施し、主任技術者が立会いを行っている写真を検査員が撮影する。
 - ・ 改造、増設工事 : 工事完成後、該当工事個所の水圧試験(1.75MPaの静水圧で1分間保持)又は、全配管の水圧試験(0.5MPaの静水圧で1分間保持)を実施している写真を主任技術者が撮影し、添付する。
 - ・ 臨時 : 水圧試験の必要なし。
- ※ 改造、増設工事であっても、メーター以降をすべて新設した場合、増口径の場合は新設工事の水圧試験を行う。
- ※ 臨時給水装置の完成検査は、チェックシート不要とする。
- ※ 提出物に不備がある場合、完成検査申込はできない。

完成検査申込、提出書類について

- 1 完成検査に伴う提出書類は下記一覧表のとおりとし、**検査申込時に提出**すること。
- 2 完成検査の申込みは必要書類を部に提出し、「完成検査予定表」の希望する日時に必要事項(現場名、指定工事店名、提出月日)を記入する。
- 3 完成検査及び分岐立会は、おおむね1箇所当たり30分とし、部窓口に掲示する予定表に記入すること。
- 4 完成検査及び分岐立会の申込は、希望する日の前営業日午後3時までとする。
- 5 次の場合、あらかじめ部にメーターの在庫を確認する。
 - ①メーター口径が25mm以上
 - ②集合住宅
- 6 水圧試験は、あらかじめ給水装置に規定の水圧をかけておくこと。

申請内容	工事内容	検査申込み時の提出物	検査時(現場)の提出物
分岐	分岐	給水台帳 給水装置工事完成検査表 分岐工事写真	代理人届(取消)・・・申請者が市外の場合
新設	新設分岐	給水台帳 給水装置工事完成検査表 分岐工事写真	開栓申請書 代理人届(取消)・・・申請者が市外の場合
	新設 (止水栓あり)	給水台帳 給水装置工事完成検査表	開栓申請書 代理人届(取消)・・・申請者が市外の場合
改造、増設	改造、増設	給水台帳 給水装置工事完成検査表 水圧試験写真 (検査時に測定できない場合)	代理人届(取消)・・・申請者が市外の場合
	増口径	給水台帳(新設分) 給水台帳(撤去分) 給水装置工事完成検査表 (新設分・撤去分共) 水圧試験写真 分岐工事写真 分水止工事写真	開栓申請書(新メーター) 閉栓申請書(旧メーター) 代理人届(取消)・・・申請者が市外の場合 ※臨時メーターがある場合 臨時給水装置工事申込書(撤去) 閉栓申請書
撤去	撤去	給水台帳 給水装置工事完成検査表 分水止め工事写真	代理人届(取消)・・・申請者が市外の場合 ※事前に開閉栓状況確認
臨時	臨時	給水台帳	臨時給水装置工事申込書(新設) 開栓申請書

- (注意事項) ※検査予定表への記入があっても、必要書類の提出がなければ検査は行わない。必ず部の職員に必要書類を提出し、予約表に提出日を記入すること。
- ※検査申込は時間的な余裕をもって行うこと。
- ※完成検査提出書類に不備がある場合は現場検査を中止します。
- ※申請時に代理人届を提出した場合は、現場検査前(完成検査書類提出時)に代理人取消届を提出すること。
- ※毎月最終週に翌月の予定表を掲示します。

IX. 基準・要綱等

1 3階建て直結給水施行基準

1. 目的

この基準は3階建て建築物に限定し、直結式給水とする場合の設計及び施行に関して本施工基準書に定めた基準のほか、特に必要な事項について定める。

2. 用語の定義

「専用住宅」とは、専ら居住用に共用する建物をいう。

「店舗併用住宅」とは、居住用に供する部分と店舗及び事務所の用に供する部分を併用した建築物をいう。

「共同住宅」とは、専用住宅を集合した建築物をいう。

3. 対象地域

東根市の全給水区域を対象とする。

4. 対象建築物

対象建築物が3階までで、次の用途のものとする。

○専用住宅(事務所) ○共同住宅

○店舗等併用住宅 ○その他直結給水が適当と判断される建物

5. 直結給水の事前協議

3階建て直結給水を計画し、給水を受けようとするものは、あらかじめ協議を行うものとする。

- (1) 「給水装置工事事前協議書」(様式第6号)に必要書類を添え部に申し込む。
- (2) 3階建て直結給水の施行にあたっては、水量水圧不足等が懸念されることから、「確約書」(様式第 号)を提出する。
- (3) 事前協議により、水道施設の状況現状及び将来の水圧の動向等を勘案して直結給水の可否を判断し「給水装置工事事前協議回答書」(様式第7号)にて回答する。
- (4) 給水を受けられることが明らかになった場合は、「給水装置工事申込書・完成届(給水装置台帳)」(様式第1号)により、工事を申し込む。
- (5) 次の場合の直結式給水は認めない。
 - ① この基準に定める設計水圧で、申込者の必要とする水量及び水圧が末端の給水栓で得

られない場合。

- ② 原則として1日最大使用水量が20m³を超える場合(表Ⅲ-1)用途別業態別標準使用水量より)
- ③ 配水管の工事等による断水時においても、常時給水を必要とする場合
※ 例として病院・学校等の公共的施設。医院・理髪業・旅館・ホテル・飲食店・雑居ビル・24時間営業施設等である。
- ④ 管理者が直結式給水に適合しない建築用途及び施設、給水設備と判断した場合。

6. 設計水圧等

設計水圧は、0.2MPa以内、流速は2.0m/sec以下とする。

7. 給水管の設計

3階建て直結給水は、取出し管の給水能力が、建物内の使用水量の変動と直接に影響し合うことから、設計については十分に検討すること。

◇下記事項を考慮し設計する。

- (1) メーターの口径は20mm以上とし、地付けとする。
- (2) 損失水頭の緩和を図るため、3階へ立ち上がり管及び埋設管等は、25mm以上の単独配管とする。ただし、メーター口径の1サイズ上を上限とする。
- (3) 給水器具の接続は、器具の性能から必要とする作動圧、又は最低必要圧について十分考慮する。
- (4) 最高位給水栓の高さは、配水支管布設道路面から8.0m以内とする。
- (5) 同時に使用する給水器具の選定は、使用する頻度の高い器具及び配水管から最も遠い、給水条件の悪い器具で設計する。
- (6) 使用者の生活様式の多様化により、多種多様な給水器具の接続が考えられるが、特に最低作動圧の高い器具にあっては、十分注意して設計する。

8. 分岐対象配水管

口径50mm以上400mm以下とする。ただし、口径50mmは管網を形成していることとする。分岐管は、配水管の1サイズ以下とする。

9. 既存建築物の直結式給水への切替

受水槽先などの既設配管を使用する場合はあらかじめ協議を行うものとする。

- ◇ 事前協議は上記「5. 事前協議」と同様とする。なお既設配管は下記に適合するものとする。
- (1) 既設の給水装置が省令に定める基準に適合している。
 - (2) 現状の配管の使用状態で赤水等の発生による水質異常がない。
 - (3) 既設配管の配管経路、管種、口径・使用期間等を図面などで把握している。
 - (4) その他管理者が特別に認めたもの。

2 受水槽以下設備の指導基準

1. 総則

1. 目的

1. この基準は、受水槽以下設備の施行及び管理を適正かつ合理的に行うため、「施行基準」、「建築基準法施行例(政令第338号)」及び「建設省告示(第1597号、第1674号)」に基づき、受水槽以下設備の施行について定めることを目的とする。

2. 用語の定義

1. 受水槽以下設備(以下「受水設備」という。)とは、当市の水道水を水源とし、受水槽式給水により給水される設備をいう。

3. 適用範囲

1. 当市の水道水を水源とし、受水槽式給水により給水される施設に適用する。
 - (1) 簡易専用水道
法第3条第7項の規定に基づき、受水槽有効容量の合計が10m³を超えるもの。
 - (2) 小規模受水槽水道
法的に規制されない受水槽有効容量の合計が10m³以下のもの。
「山形県飲用井戸等衛生対策要綱」が適用される水道
 - (3) ビル管理法が適用される水道
「建築物における衛生的環境の確保に関する法律第20号(通称:ビル管理法)」が適用される特定建築物の水道。簡易専用水道とビル管理法の両方に該当するときは、ビル管理法が優先される。

4. 事前協議

1. 受水設備を新設又は改造しようとする者(以下「申請者」という。)は、必要書類を添えて事前に協議しなければならない。
申請者は、計算書(建築延床面積・1日計画最大給水量・管口径等)及び関係図面により協議をしなければならない。
2. 1日計画最大給水量は、「施行基準」により算定する。
3. 受水槽までの給水管口径は、「施行基準」により決定する。
4. 共同住宅の戸別検針を受ける場合は、「共同住宅等における遠隔指示装置付き水道メーターの設置基準」に基づくこと。

(1) 事前協議は、次の書類により行う。

- ① 様式 様式第6号 給水装置工事事前協議書
- ② 添付書類
 - ア 位置図 受水設備工事場所がわかる図面
 - イ 配置図
 - ウ 平面図 被分岐管から受水槽までの給水管が明示されているもの
 - エ 各階平面図 給水の配管が明示されているもの。
 - オ 受水槽構造図 吐水口空間・有効水深・保守点検6面寸法が明示されているもの。
 - カ 計算書(建築延床面積・1日計画最大給水量・管口径等)
 - キ その他管理者が必要と認めた書類

(2) 事前協議終了後、給水装置工事事前協議回答書(様式第7号)により回答する。

2. 設計

1. 容量

1. 受水槽の容量は、1日計画最大使用水量の4/10以上を有効容量で確保することが望ましい。ただし、1日計画最大使用水量を超えないこととする。
2. 高置水槽を設置する場合は、3/10以上を有効容量で確保する。ただし、高置水槽の有効容量は、1/10以上を確保する。
3. 高置水槽の有効容量を1/10以上としたとき、受水槽の有効容量は、高置水槽の有効容量を含む1日計画最大使用水量の6/10以下とする。
受水槽の有効容量 + 高置水槽の有効容量 =
1日計画最大使用水量の4/10～6/10

2. 構造

1. 建築基準法施行令第129条2の2に基づく告示による他は、次によるものとする。
 - (1) 受水槽の材質は、強化合成樹脂製(FRP製等)及び金属製のもので耐震性能等十分な強度(耐震強度2/3G)を有し、耐久性に富み、しかも水槽内の水質に影響のないものとする。
 - (2) 受水槽には、槽内の保守点検を容易かつ安全に行える位置に、マンホール及びステップを設け、また、ボールタップ及び水面制御器具の故障等による越流水を処理するためのオーバーフロー管、槽内の清掃等による水を完全に排出するための水抜き管、槽内換気のための通気管等を有効に設ける。
 - ① マンホール
マンホールは、直径60cm以上の円が内接する大きさとし、衛生上有害なほこり、汚染

された水が混入しないように周囲の面より10cm 以上高く、密閉形で施錠ができる構造とする。

② オーバーフロー管

オーバーフロー管の口径は、ラップ口を高水位に設け、越流能力は槽内面積、余裕高及び流入量を考慮して決定する。なお、管端部は、水抜き管と同一系統又は単独の場合とも、間接排水とするため排水管及び排水桝等とは、有効な排水口空間(オーバーフロー管の管径の2倍以上を標準とする。)を設けるとともに管端部の開口部からほこり、その他衛生上有害なものが入らない場所とし、さらに防虫、防鼠のため金網を取り付ける等の措置を講ずる。

③ 排水管

排水管は、槽内の最低部に取り付けるとともに、仕切弁は流出部側近に設け、さらに口径は低水位以下の水量を考慮して決定する。

④ 通気管

通気管は、槽内の換気機能(通気管の場合は、揚水管の1/2以上の管径に相当する断面積を標準とする。)が有効に働き、また、ほこり、その他衛生上有害なものが混入しない場所及び構造とし、管端部には防虫網を取り付ける。

⑤ タラップ(梯子)

受水槽には、昇降に安全なタラップを設置する。

- (3) ボールタップは、吐出口空間を確保し、流入管には止水器具を設置する。
- (4) 受水槽の流入口(給水口)と流出口(揚水口)の位置は、停滞水を生じないよう対照的に設ける。また、容量が大きい受水槽で停滞水の恐れがある場合は、導流壁を設ける等の有効な措置を講ずる。
- (5) 受水槽の天井、底、周囲は、建築物及びその他の構造物と兼用しない。
- (6) 受水槽の底部には、槽全体の水が完全に抜けるような排水勾配又は排水溝を設け、さらに吸い込みピットを設ける等槽内の清掃が容易に行えるようにする。
- (7) 受水槽の有効容量が50m³以上及び金属製の場合は、断水せず受水槽内部の塗装、清掃等ができるように2槽以上に分割する。
- (8) 受水槽を2槽以上にした場合は、設置間隔、受水槽との関連配管等保守点検及び維持管理に支障のないようにする。
- (9) 受水槽内には、満水・渴水の警報装置を設置し、ブザーは常に管理のできる場所に設置する。
- (10) 受水槽及び関連配管には、当該給水施設以外の給水管・空調関係管・排水管等を連絡しない。

3. 設置場所

1. 受水槽は、地上式(建築物外部の地盤面・地盤面より上)・半地下式(建築物外部の置盤面下)又は床置き式(建物内1、2階・地階の床上)とし、外部から容易かつ安全に保守点検ができるようにする。
2. 受水槽を建築物内部に設置する場合は、受水槽上部空間には、排水管・空調関係管・ポンプ・給油管類・ガス管・電気設備・通信設備等を配管しない。

3. 受水槽以降の給水

1. 受水設備についての技術基準は、建築基準法施工令第129条の2に規定されている構造及び材質によるものとし、水道法の基準に準拠することが望ましい。
2. 高置水槽の設置高さは、給水を必要とする建物の最上部となる給水栓等から、上部5m以下の位置を高置水槽の低水位とする。
3. 高置水槽には、受水設備以外の配管設備を直接連結してはならない。
4. 受水設備で、給水栓等での水圧が高水圧にならないよう留意する。
5. 消火用水槽等を設置する場合は、受水槽以降に設ける。また、停滞水となることが予想されるため、水質の保全等に配慮し、消化用水槽等の給水系統分岐部下流側に、バルブ・逆止弁・ボールタップを設置することが望ましい。
 - (1) 受水槽より下流側の配管設備等は、水道法等で定めるしゅん工検査の対象外となる。
 - (2) 受水槽より下流側の配管設備等は、その系統毎で高水圧、水撃作用、出水不良等を防止することにより、配管設備等の破損を防ぎ、適切に給水される設備計画・施工が必要である。
 - (3) 受水設備について、構造及び材質は配管設備等に対し適切なものを使用する。

4. 維持管理

1. 受水槽等の維持管理は建築物の所有者又は、管理権限を有する者が自己責任において行うものとする。
 - (1) 受水槽には、維持管理等を行うための管理者を置くものとする。
2. 受水設備に異常が生じた場合、使用者等が受水槽以下設備を維持管理する者と連絡がとれるように周知徹底する。
3. 受水設備を維持管理する者は、関係法令を遵守し、必要に応じて検査等を行うなど、衛生管理に努めるとともに、設備の維持管理等について責任を持って行わなければならない。

- (1) 受水設備工事完成したときは、給水装置工事完成届提出に合わせ、次の書類を提出しなければならない。

① 簡易専用水道施設台帳 様式第13号

② 添付書類

ア 位置図 受水設備工事場所がわかる図面

イ 配置図

ウ 平面図 被分岐管から受水槽までの給水管が明示されているもの

エ 各階平面図 給水の配管が明示されているもの。

オ 受水槽構造図 吐水口空間・有効水深・保守点検6面寸法が明示されているもの。

5. 清掃及び消毒

1. 受水槽等の清掃及び消毒は、次によるものとする。

(1) 受水槽内面等を水道水でていねいに洗浄する。

(2) 水道水で希釈した次亜塩素酸ナトリウム溶液等の遊離残留塩素10mg/ℓ含有の浄水を満たす。

そのまま24時間放置し、遊離残留塩素5mg/ℓ以上であれば、これを排水し水道水により洗い流し、30分以上経過した後に水道水を満たす。24時間後の遊離残留塩素が0.1mg/ℓ以上確認でき、異臭味が認められなければ使用してもよい。

(3) 遊離残留塩素が0.1mg/ℓ以上とならなければ、(1)・(2)を繰り返し行う。

3 水道直結式スプリンクラー設備設置基準

1. 目的

この基準は、消防法において設置が義務付けられているスプリンクラー設備のうち、特定施設水道直結型スプリンクラー設備（以下「水道直結式スプリンクラー設備」という。）は、水道法第3条第9項に規定する給水装置に直結する範囲に設置されることから、設置に係る設計・施工等の技術上の基準及び事務処理について必要事項を定め、適正な施工及び管理を確保することを目的とする。

2. 設置可能な施設

消防法施行令第12条第2項第3号の2に規定された施設

※ 参考（消防法施行令抜粋）

第12条第2項第3号の2

特定施設水道連結型スプリンクラー設備は、前項第一号及び第九号に掲げる防火対象物又はその部分のうち、防火上有効な措置が講じられた構造を有するものとして総務省令で定める部分以外の部分の床面積の合計が千㎡未満のものに限り、設置することができる。

第12条第1項第1号

次に掲げる防火対象物（第三号及び第四号に掲げるものを除く。）で、火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造として総務省令で定める構造を有するもの以外のもの

イ 別表第一（六）項イ（1）及び（2）に掲げる防火対象物

ロ 別表第一（六）項ロ（1）及び（3）に掲げる防火対象物

ハ 別表第一（六）項ロ（2）、（4）、および（5）に掲げる防火対象物（介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者を主として入所させるもの以外のものにあつては、延べ面積が275㎡以上のものに限る。）

第12条第1項第9号

別表第一（十六の二）項に掲げる防火対象物（第六号に掲げる者を除く。）の部分のうち同表（六）イ（1）若しくは（2）又はロに掲げる防火対象物の用途に供されるもの（火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造として総務省令で定める構造を有するものを除く。）

3. 事前調査・協議

(1) 事前調査

東根市の給水区域内において、水道直結式スプリンクラー設備を設置又は改造しようとする者（以下「設置者」という。）は、消防法令で定める設置可能な施設であるかについて、所轄消防本部と事前に協議すること。

また、設計前に本基準に定める事項について事前に十分調査するとともに、申請地における配水管の口径及び水圧等の状況を調査する。

(2) 事前協議

① 設置者は、事前調査の結果を踏まえたうえで、給水装置工事事前協議書に下記の書類を添付し設計協議をしなければならない。協議に当たっては、水道についての専門的知識が必要となることから、東根市指定給水装置工事事業者(以下「指定工事業者」という。)に委任することができる。

- ・ 給水装置工事事前協議書(様式第6号)
- ・ 位置図
- ・ 平面図・詳細図(配管及びスプリンクラーヘッドの配置図)
- ・ 立体図
- ・ 水理計算書

② 東根市水道事業者の権限を行う市長(以下「水道管理者」という。)は、前記協議書に基づき内容を審査の上、水道直結式スプリンクラー設備が設置可能な場合はその旨を、不可能な場合はその理由を付して給水装置工事事前協議回答書(様式第7号)で回答する。

③ 設置者は、前記協議で設備の設置について水道管理者より可能の回答を得た場合は、消防設備士の指導の下、所轄消防本部と十分な協議をしなければならない。

4. 遵守事項

(1) 水道直結式スプリンクラー設備は、水道法の適用を受けるものとする。

(2) 水道直結式スプリンクラー設備の工事及び整備は、消防法の規定により必要な事項については消防設備士が責任を負うことから、指定工事業者が消防設備士の指導の下で行う。

(3) 消防設備士は、配水管分岐部からスプリンクラーヘッドまでの水利計算を行い、正常な作動に必要な水圧、水量が得られるようにしなければならない。

(4) 消防設備士及び指定工事業者は、設置者に対し、水道の断水又は配水管の水圧が低下したときなどは、正常な効果が得られない旨を確実に了知させるとともに、次の事項を熟知させなければならない。

① 災害その他正当な理由による断水や水圧低下等により、水道直結式スプリンクラー設備の性能が十分に発揮できない状況が生じても水道管理者に責任がないこと。

② 水道直結式スプリンクラー設備の火災時以外における作動及び火災時の管理者にその責を求めることができない非作動に係る影響に関する責任は、水道管理者が負わない旨を設置者に十分説明し、了解を得ること。

③ 設置者は、上記①及び②の条件を使用者等に周知徹底し、水道直結式スプリンクラー設備設置に起因する紛争等については、当事者間で解決すること。

④ 設置者は、水道直結式スプリンクラー設備が設置された家屋又は部屋を賃貸する場合は、借家人等に上記①、②及び③の条件が付されている旨を熟知させること。

⑤ 設置者は、水道直結式スプリンクラー設備の所有者を変更するときは、上記①、②、③及び④の事項について譲受人に熟知させること。

(5) 設置者は、水道直結式スプリンクラー設備の維持管理上の必要事項及び連絡先を見やすいところに表示しなければならない。

5. 設計時における留意事項

(1) スプリンクラーヘッド各栓の放水量は15ℓ/min(火災予防上支障のある場合にあると認められる場合にあつては30ℓ/min)以上の放水量で設計すること。

また、スプリンクラーヘッドを最大4個同時に開放する場合を想定し設計されることがあるため、その際は合計の放水量は60ℓ(120ℓ)/min以上の放水量を設計すること。

(2) スプリンクラーヘッド及びスプリンクラー設備に用いる、配管及び継手の構造及び材質基準については、消防法令適合品かつ水道法施行令第5条、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令に定められた基準に適合するものであること。

6. 給水申請

水道直結式スプリンクラー設備を伴う給水装置工事を行う際には、次の書類を添付して申込みしなければならない。

(1) 水道直結式スプリンクラー設備設置条件承諾書(様式第14号)

(2) 工事整備対象設備等着工届出書副本の写し

7. 配管・施工

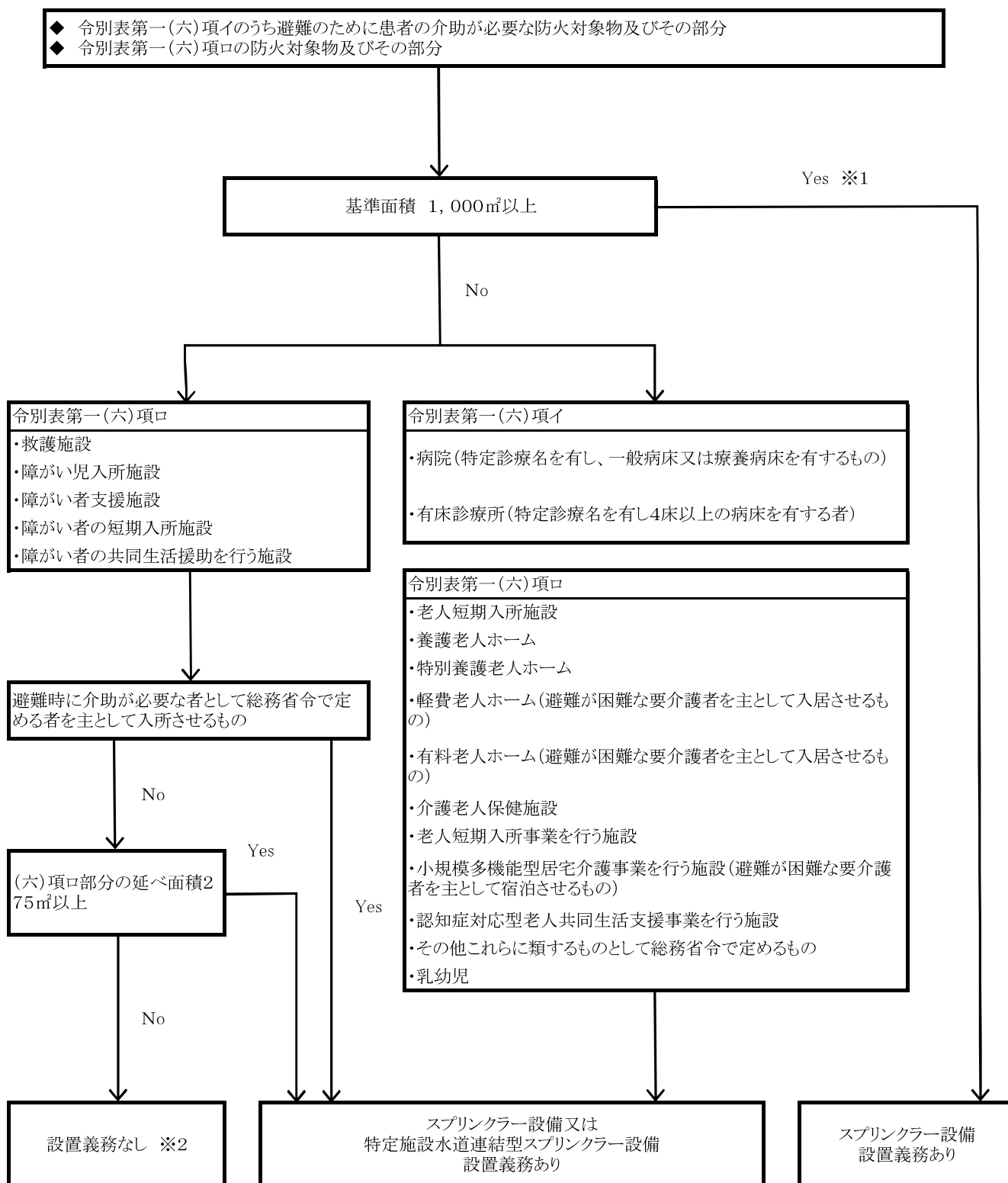
(1) スプリンクラーヘッドは精密器具なので取扱いには十分注意すること。

(2) スプリンクラーヘッドを接続する継手は、専用のスプリンクラー継手を使用すること。

(3) 水道直結式スプリンクラー設備の配管は、停滞水及び停滞空気が発生しない構造とするため、常時使用され、かつ水質における安全性の観点より、非飲用系の器具等(トイレ等)に接続すること。また、飲用水との誤使用を防ぐよう適切な措置を講じること。

(4) 水道直結式スプリンクラー設備が、凍結や結露現象を生じ周囲(天井等)に影響を与える恐れがある場合は、防護措置を行うこと。

(5) 水道水の逆流事故を防止するため、水道直結式スプリンクラー設備配管の分岐部に逆止弁を設置すること。



※1 例外として、延べ面積1,000㎡以上で火災発生時の延焼抑制構造を有する施設は、設備を不要とする。

※2 介助がなければ避難できない者が多数を占めない障がい者施設は、面積要件275㎡を据え置く。

4 共同住宅等における遠隔指示装置付メーターの設置基準

1 適用範囲

この基準は、新たに受水槽式給水の共同住宅の所有者(以下「設置者」という。)から、各戸検針及び水道料金等の徴収の取扱の申し出があった場合で、各戸に遠隔指示装置付水道メーターを設置する場合に適用する。

2 遠隔指示装置付水道メーター

(1) 各戸メーター

各戸メーターは計量関係法令等に適合したもので、原則として口径20mmメーターとし、2芯の伝送線により4桁の指示値を発信できる電子メーターとする。

(2) 信号伝送線

各戸メーターと集中検針盤の伝送線は2線配線とする。

(3) 集中検針盤

集中検針盤は自動呼出装置によって、4桁の検針値が表示される方式で外箱は鍵付ドア式とする。

3 各戸メーターの設置方法

(1) 各戸メーターは水平に設置すること。

(2) 各戸メーターは各階のパイプシャフトの中に、保守点検及び交換作業が容易にできるよう設置すること。

(3) 各戸メーターの上流側には伸縮付ボール止水栓を設置し、下流側にはメーター用伸縮手、止水栓及び逆止弁を設置すること。

(4) 信号伝送線は端子ボックス接続とすること。また、設置位置は着脱作業が容易で、湿気のない場所とし、床付けは避けること。

4 集中検針盤の設置方法

(1) 集中検針盤は1棟につき1箇所とし、検針が容易な屋内の1階に設置すること。

(2) 集中検針盤は雨、直射日光の当たる場所、ちりやほこりの多い場所を避け、落下や破損の無いよう堅牢なつくりとし、高さを約1.5mとして、扉の開閉がスムーズで保守点検が容易な場所に設置すること。

(3) 配水管及び配線挿入箇所等の隙間にはコーキング仕上げを施工すること。

5 受水槽手前へのメーターの設置

(1) 受水槽以下設備における漏水等の発生を認知することを目的に、受水槽手前にメーター(以下、「親メーター」という。)を設置しなければならない。

(2) 親メーターを経由して給水される水は、全て各戸メーターを通過させる構造であること。

6 費用の負担区分

- (1) 遠隔メーター及び集中検針盤、その他の設備に要する費用は、設置者の負担とする。
また、設置者は市と「共同住宅の各戸検針及び水道料金等の徴収に関する協定書」を締結し、遠隔メーターを市に無償で譲渡すること。
- (2) 親メーターは市が設置し、設置者に貸与する。
- (3) 遠隔メーター及び親メーターの検定期間が満了するとき、または故障等の理由により交換の必要が生じた場合は、市の責任において交換するものとする。

7 維持管理責任

- (1) 設置者は、水道の使用に関する事項を処理するため、管理人を選定し、市に届けなければならない。管理人に変更があった場合も同様とする。
- (2) 設置者は、集中検針盤及びその他設備が故障等により使用できなくなった場合は、速やかに修理又は更新しなければならない。
- (3) 遠隔メーターの日常の維持管理は設置者もしくは管理人又は使用者が行うものとする。

8 工事の届出

工事の申請及び施工は、東根市水道給水条例に準じることとし、さらに次の書類を提出しなければならない。

(1) 届出時

- ① 受水槽・高置水槽設備設置図、配管図
- ② 使用水量及び管径計算書
- ③ 共同住宅等の各戸検針及び水道料金等の徴収に関する協定書(様式第15号)
- ④ その他必要な書類

(2) 完成時

- ① 受水槽・高置水槽設備設置図、配管図
- ② 共同住宅等における私設メーターの無償譲渡届(様式第16号)
- ③ オートロック装置の解錠届出書(様式第17号)
- ④ 管理人選定届(様式第18号)
- ⑤ その他必要な書類

9 協議事項

遠隔指示装置付水道メーターを設置する場合は、メーターの機種を選定及び集中検針盤の施工について、事前に協議して、承認を得ること。

5 分譲地等の給水工事要領

1. 目的

この要領は、「分譲地等の給水工事に関する規則(以下「分譲地規則」という。)に基づき、設計・施工等の基準及び事務手続きについて必要事項を定め、適正な施工を確保することを目的とする。

2. 用語の定義

「分譲地等」とは、個人若しくは団体等が住宅の建設及び分譲することを目的として造成された土地をいう。(分譲地規則第2条第1項)

「幹線給水管」とは、市長が管理する給水管から分譲地内の区間で分譲各区画に給水するための本管となるものをいう。(分譲地規則第2条第2項)

3. 事前協議

分譲地等を計画し、給水を受けようとする者は、あらかじめ協議しなければならない。

(分譲地規則第4条)

(1) 「給水装置工事事前協議書」(様式第6号)に必要書類を添え、部に申込む。

添付書類

- ① 設計図(位置図・字限図・計画平面図・管布設計画平面図等)
- ② 分譲地等給水水理計算書(様式第19号)
- ③ 農地法第4条又は第5条に基づく許可書の写し
- ④ 建築基準法第42条に基づく道路位置指定申請書の写し
- ⑤ その他利害関係書類

(2) 使用材料

条例第8条に基づき、部は使用する材料を指定する。

① 幹線給水管の管種

φ 75～150mm ダクタイル鋳鉄管(耐震継手、内面粉体塗装管)若しくは配水用ポリエチレン管

φ 50mm以下 ポリエチレン二層管

② その他材料

「Ⅳ. 給水管及び給水器具 6. 指定材料」に記載のとおりとする。

(3) 設計

① 幹線給水管の口径は水理計算により決定する。詳細は「Ⅲ. 設計」のとおりとする。

② 管網を形成するように設計し、適切な箇所に排泥設備を1つ以上設置すること。土地造成の都合上やむを得ず行き止りとなる場合は、管末に排泥設備を設置すること。

(4) 事前協議書の内容を部が審査し、適否を「給水装置工事事前協議回答書」(様式第7号)

で回答する。

4. 工事申込

給水が受けられることが明らかになった場合は、工事を申込み、市長の承認を受けなければならない。
(分譲地規則第5条)

1. 「分譲地等給水工事申込書」(様式第20号)に必要な書類を添えて部に申し込む。
添付書類
 - ① 分譲地等の給水工事に関する協定書(様式第21号)
 - ② 設計図(位置図・字限図・計画平面図・管布設計画平面図・管割図・断面図等)
2. 部は、給水工事が申し込まれた場合監督職員を指定し、「監督職員指定通知書」(様式第2号)で通知する。

5. 工事

工事の範囲は、市長が管理する配水管から分譲地等内までの幹線給水管に限るものとする。
(分譲地規則第6条)

- (1) 工事に着工するときは、「分譲地等給水工事着工届」(様式第23号)に必要な書類を添えて、部に提出しなければならない。
添付書類
 - ① 分譲地等給水工事打合せ簿(工程表及び使用材料承諾願) (様式第24号)
 - ② 分譲地等給水工事配管技士承認申請書 (様式第25号)
- (2) 工事は本基準に記載のとおり適正に施工しなければならない。
- (3) 工事において、施工上の問題や変更等があった場合は、着手前に給水装置変更届(様式第2号)を提出しなければならない。
- (4) 使用する材料等については、施工前に監督職員の確認を得なければならない。
分譲地等給水工事材料確認願 (様式第26号)
- (5) 監督職員による段階確認は下記のとおりとする。
 - ① 掘削工・管布設工・埋戻工
掘削幅・掘削深・管位置(深さ、離れ等)保護材埋戻し厚さ等の確認。(200mに1箇所)
 - ② 分岐立会 割T字管・サドル付分水栓設置状況、水圧試験(0.75MPa 1分間)・穿孔状況確認・常圧状況確認・防食フィルム設置状況
 - ③ 水圧試験 0.75MPaの静水圧を4時間保持し水圧低下しない事を確認する。
(試験前と試験後)
 - ④ 通水試験工 ポリピック洗管時
 - ⑤ 提出様式 「分譲地等給水工事段階確認書」(様式第27号)
埋戻工は、管理図を添付する。

6. 完了

布設された幹線給水管は市長に移管し、市が管理するものとする。 (分譲地規則第8条)

1. 工事の完了

工事完了後、速やかに「分譲地等給水工事完了届」(様式28号)に必要な書類を添付し提出する。

添付書類

- ① 工事写真
- ② 完成図(平面図・管割図・断面図等)

2. 検査

部は、給水工事完了届を受理したときから、14日以内に完了検査を行う。

(1) 検査内容

① 書類検査

提出書類の確認(申請関係書類、工事写真、完成図)

② 現場確認

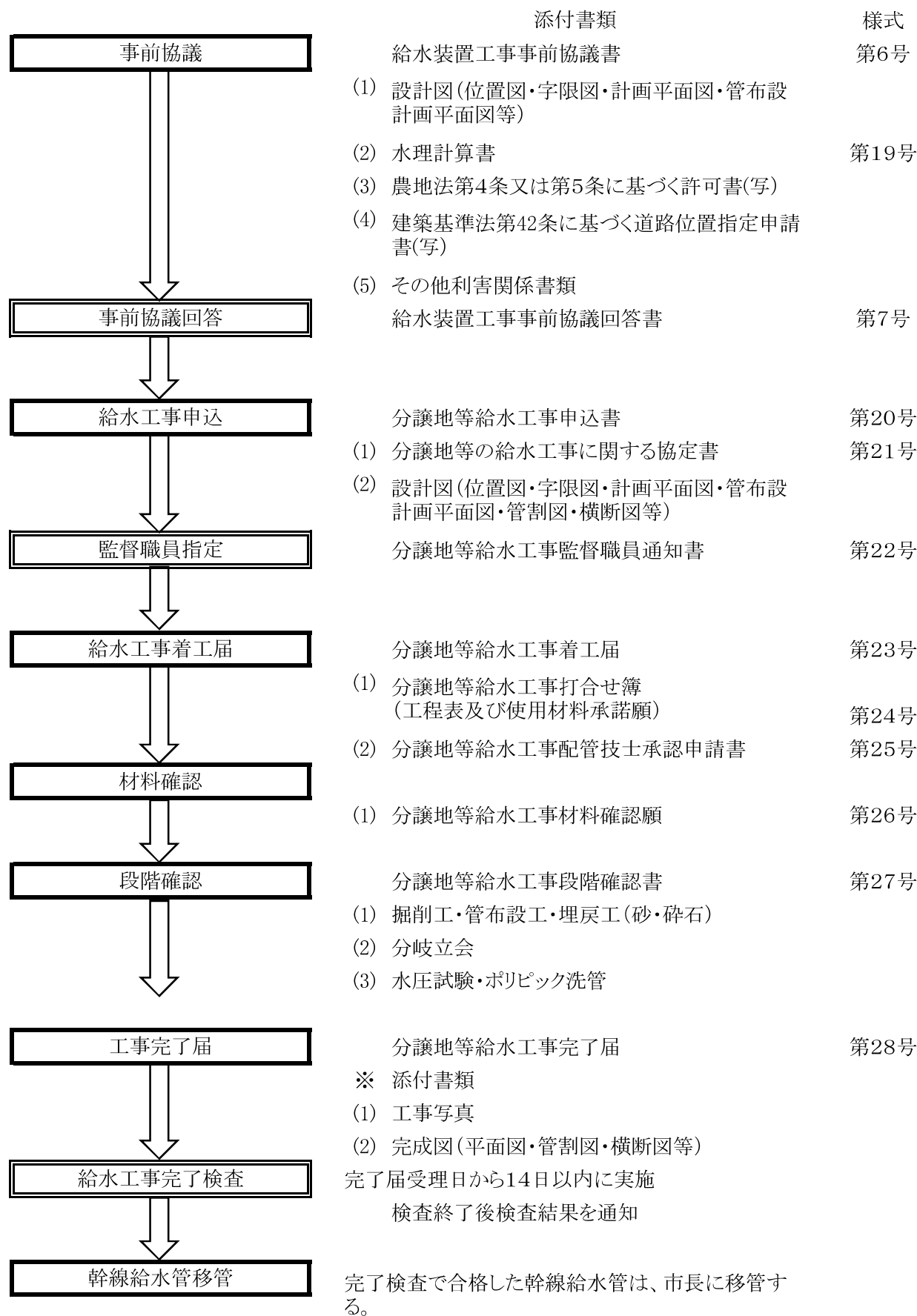
布設延長測定、仕切弁設置状況、止水栓設置状況確認及び通水確認、排泥管確認、その他検査員が必要と認めたもの

(2) 部は、完了検査終了後、申請者に速やかに検査結果を通知しなければならない。

3. 管の移譲

完了検査で合格した幹線給水管は、市長に移管する。

分譲地等の給水工事に係る手続きの流れ



X. 様式集

施行基準様式

様式 番号	様式名	備考
1	給水装置工事申込書・完成届(給水装置台帳)	
2	給水装置工事変更届	
3	給水装置工事取り止め届	
4	給水装置所有者異動届	
5	代理人選定(異動)届	
6	給水装置工事事前協議書・工事概要	2部提出
7	給水装置工事事前協議回答書	
8	メーター設置に関する念書	
9	共同給水管(アパート等)に関する念書	
10	臨時給水装置工事申込書	
11	臨時給水施設使用期間変更届	
12	給水装置工事完成検査表	
13	簡易専用水道施設台帳	
14	水道直結式スプリンクラー設備設置条件承諾書	
15	共同住宅等の各戸検針及び水道料金等の徴収に関する協定書	2部提出
16	共同住宅等における私設メーターの無償譲渡届	
17	オートロック装置の解錠(解錠の変更)届出書	
18	管理人選定(異動)届	
19	分譲地等給水水理計算書	
20	分譲地等給水工事申込書	2部提出
21	分譲地等の給水工事に関する協定書	2部提出
22	分譲地等給水工事監督職員指定通知書	
23	分譲地等給水工事着工届	2部提出
24	分譲地等給水工事打合せ簿(工程表及び使用材料承諾願)	2部提出
25	分譲地等給水工事配管技士承認申請書	2部提出
26	分譲地等給水工事材料確認願	2部提出

27	分譲地等給水工事段階確認書	2部提出
28	分譲地等給水工事完了届	2部提出

参考様式

様式 番号				
	道路占用関係			
1	県道関係	道路占用許可申請書	山形県知事	
2		工事着工届	北村山地域振興局長	
3		工事完了届	北村山地域振興局長	
4		道路掘削届	山形県知事	
5	市道関係	道路占用(掘削工事)協議書	建設課長	
6		道路掘削届	建設課長	
7		道路占用に伴う道路作業協議書	村山警察署長	
8		通行制限について	村山警察署長	
9		通行制限について	東根市消防署長	
10	法定外等	法定外公共物使用等許可申請書	財政課長	
	その他様式			
11	図面写しの交付申請書			
12	給水装置工事台帳複写交付申請書			
13	給水管(共同管)の移譲願い			
14	土地使用承諾書			

給水装置工事変更届

年 月 日

東根市長 あて

届 出 者 住所

(指定工事業者) 氏名

電話番号

年 月 日付で承認された給水装置工事の申込内容に変更がありましたので、下記の通り届けます。

記

1 受付番号

2 申込者氏名

3 給水装置場所

4 変更内容

5 変更理由

6 添付資料

給水装置工事取り止め届

年 月 日

東根市長 あて

届 出 者 住所

(指定工事業者) 氏名

電話番号

年 月 日付で承認された給水装置工事について取り止めますので、通り届け出
ます。

記

1 受付番号 第 号

2 申込者氏名

3 給水装置場所

4 取り止め理由

5 添付資料

様式第4号（条例施行規則様式第8号）

給水装置所有者異動届
 (給水装置の所有者に変更があったとき)

課長	課長補佐	係長	係

年 月 日
東根市長 殿

新所有者	住所	
	氏名	
	電話番号	
旧所有者	住所	
	氏名	
	移転先	

下記のとおり所有者に異動があったので届出ます。

届出事由	売買（売買契約書添付）・譲渡・相続・その他（ ）
------	--------------------------

給水装置場所	
--------	--

異動年月日	年 月 日
-------	-------

備考

指定給水装置工事事業者名：

水栓番号	—	問い合わせ番号	— —
------	---	---------	-----

様式第5号（条例施行規則様式第3号）

代理人選定（異動）届 （給水装置所有者の代理人）		課長	課長補佐	係長	係
<p>東根市長 殿</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">（給水装置の所有者）</p> <p style="text-align: right;">住 所 _____</p> <p style="text-align: right;">氏 名 _____</p> <p style="text-align: right;">電 話 _____</p> <p>下記のとおり代理人を選定（変更・取消）したので、届出します。</p>					
異動事由		選定・異動・取消・（ ）			
新代理人	住 所				
	フリガナ 氏 名				
旧代理人	住 所				
	氏 名				
給水装置場所					
備考					
水 栓 番 号			問い合わせ番号	— —	

給水装置工事事前協議書

年 月 日

東根市長 殿

申請者 住所 _____
(指定工事業者) 氏名 _____
電話番号 _____

給水装置工事を行いたいのので、下記の通り事前協議を申請いたします。

記

1 工事場所 _____

2 協議内容 (該当する項目に○をつけてください)

- (1) 分譲地等の給水工事に関する規則に基づく工事
- (2) 配水管からの分岐給水管口径が25mm 以上となる工事
- (3) 水道(公設)メーター口径が25mm 以上となる工事
- (4) 3階建て建物直結式給水工事
- (5) 受水槽式給水及び直結・受水槽併用式給水工事
- (6) スプリンクラー設備を設置する工事
- (7) 受水槽式共同住宅で各戸検針及び料金徴収の取扱を受ける場合
- (8) その他管理者が必要と認めた場合()

3 添付資料 工事概要・位置図・平面図・字切図・配管図・水理計算等

給水装置工事事前協議回答書

東上下水発第 _____ 号
年 月 日

申請者 住所 _____
(指定工事業者) 氏名 _____

東根市長

年 月 日付で申請のあった、給水装置工事事前協議申請について、下記のとおり回答いたします。

記

- 1 回答内容
- 事前協議の内容は、東根市給水装置工事施行基準を満たしており、下記条件を遵守したうえで、施工可能です。
 - 事前協議の内容は、東根市給水装置工事施行基準を満たしていないため、計画の見直しをお願いします。
- 2 申請場所
- 3 申請内容
- 4 遵守条件
- (1) 配管の切替工事や事故等によりやむを得ず断水や減水となること又は濁水が発生することがありますので、給水方式を十分理解のうえ、適正な管理を行ってください。
 - (2) 給水装置工事の設計並びに施工については、水道法・給水条例・給水装置工事施行基準等を遵守してください。
 - (3) この事前協議回答書は、給水装置工事申込書に添付してください。
 - (4) この事前協議回答書の期限は、1年間です。1年を経過したときや、計画概要に変更があった場合は、再度協議が必要となります。

様式第8号

水栓番号: _____

課長	課長補佐	主査・係長	主任	副主任	係

メーター設置に関する念書

年 月 日

東根市長 殿

(給水装置工事申込者)

給水装置場所:

所有者名:

㊟

電話番号:

東根市では給水装置工事設計施行基準【V-4】において、メーターの設置位置は「第1止水栓から、原則として 1.0m 以内」と定めておりますが、下記理由により、特別処置で 1m 以上離れた場所へのメーター設置に許可くださるようお願いいたします。

なお、給水装置工事完成後に第1止水栓からメーターまでの間で漏水が生じた場合は当方の責任で修理します。

また、所有者に変更が生じた場合は新所有者に本給水装置が上記条件付であることを継承します。

理由: _____

様式第9号

アパート名等: _____

課長	課長補佐	主査・係長	主任	副主任	係

共同幹線給水管(アパート等)に関する念書

年 月 日

東根市長 殿

(給水装置工事申込者)

給水装置場所:

所有者名:

印

電話番号:

このたび共同幹線給水管(アパート等)を施工するにあたり、東根市では給水装置工事設計施行基準【V-4】において、メーターの設置位置は「第1止水栓から、原則として1.0m以内」と定めておりますが、特別処置で1m以上離れた場所へのメーター設置に許可くださるようお願いいたします。

なお、給水装置工事完成後に第1止水栓からメーターまでの間で漏水が生じた場合は当方の責任で修理します。

また、所有者に変更が生じた場合は新所有者に本給水装置が上記条件付であることを継承します。

臨時給水装置工事申込書

年 月 日

東根市長 殿

申込者住所
氏 名

下記のとおり申込みいたします。

給 水 装 置 場 所	東根市
工 事 現 場 名	
給 水 期 間	自 年 月 日～至 年 月 日
使 用 目 的	
工 事 内 容	新設 撤去

上記給水装置工事について

- 1 私の土地家屋を使用することに同意いたします。
- 2 私所有の専（共）用給水装置から支管引用することに同意します。
(1. 2. のうち該当ないものを消すこと。)

年 月 日

利害関係人氏名

㊟

様式第11号（臨時給水装置工事承認取扱要綱様式第2号）

臨時給水施設使用期間変更届

年 月 日

東根市長 殿

申込者住所
氏 名

年 月 日付、東上下水収第 号で受理された臨時給水装置工事申込
について期間を変更いたしたく、下記のとおり届けます。

記

変 更 前	自	年	月	日	～	至	年	月	日
変 更 後	自	年	月	日	～	至	年	月	日

様式第12号(表)

給水装置工事完成検査表

東根市長 殿

年 月 日

事業所内で検査を実施し、工事完成しましたので検査をお願いします。

工 種	新設 ・ 増設 ・ 改造 ・ 撤去 ・ 先行分岐		
受 付 番 号	第 号	承認月日	年 月 日
給 水 装 置 場 所			
所 有 者 氏 名			
指 定 事 業 者 名	㊟		
主 任 技 術 者 氏 名	㊟ ※1		
検査の結果	完 成 と 認 め 報 告 し ま す 。	検 査 年 月 日	年 月 日
	再 検 査 を 要 す 。	検 査 員	㊟
	再検査の結果完成と認める。	検 査 年 月 日	年 月 日

※1・・・給水装置工事申込書に記載されている主任技術者の立会い必須

完成検査点検項目表

点 検 項 目		事 業 者	一 次	二 次	点 検 項 目		事 業 者	一 次	二 次
止 水 栓	1	止水栓及び止水栓筐設置状況			ヘ ッ ダ ー	19	建物貫通部からヘッダーまでは適合品を使用したか		
	2	止水栓位置確認 (道路界より1m付近)				20	ヘッダーの位置は完成図どおりか		
	3	止水栓位置確認 (3点確認)				21	ヘッダー点検口の設置		
メ ー タ ー	4	メーター及びメーターボックス設置状況			水 栓 類	22	ボールタップの性能は良いか		
	5	メーター位置確認 (離れ1m以上の時は3点確認)				23	各水栓の性能は良いか		
	6	メーター保温材は挿入されているか				24	受水槽の流入口と吐水口位置関係		
	7	伸縮逆流防止盗水型丙止水栓及びフレキシブル継手設置状況			分 岐 及 び 路 面 復 旧	25	舗装カッターを使用したか		
	8	メーターユニット設置状況及び使用の条件に適合しているか				26	分水栓にビニール等で保護したか		
	9	メーター取替・検針に支障ないか				27	インサートリングの挿入はしたか (本管が鋳鉄管及びDIPの場合)		
	10	メーター器は作動するか (流水方向確認)				28	保護砂を充分(t=30cm)入れたか		
防 護	11	公道	写真判定 (120cm以上)			29	転圧は規定どおり実施したか		
		宅地	写真判定 (60cm以上)			30	公道・私道の仮復旧は良いか (施工状況写真提出)		
	12	外立上り管の保温処置は充分か			31	公道・私道の本復旧は良いか (施工状況写真提出)			
13	不凍給水栓等が設置されているか			完 図	32	配管位置は完成届どおり施工されているか			
14	管種は基準適合品を使用したか				33	水圧試験による漏水及び抜けなどないか確認したか (1.75MPa/1分間)			
15	完成届に管種は明記されているか				指 示 事 項				
16	継手類は基準適合品を使用したか								
17	継手防食剤を使用したか								
18	立上り管は基準適合品(※2)を使用したか (完成届の明記)								

検査のチェック印は✓で記入してください

※2・・・ステンレス鋼管、SGP-PB鋼管、架橋ポリ管の使用

簡易専用水道施設台帳

最終修正備		年	月	日
変更等	現行	変更内容		

市町村	東根市	区分	番号
分析センター管理番号			

建築物	名称							
	所在地	〒					電話	
			FAX					
	特定建築物の有無		用途		備考			
設置者	氏名(名称)	(担当係等:)						
	所在地	〒					電話	
		FAX						
管理者	氏名(名称)	(担当係等:)						
	所在地	〒					電話	
		FAX						

施設概要

	有効容量(全容量)	材質	屋内外別	設置状況	設置年月日	その他
受水槽	()・					
	()・					
	()・					
副	()・					
	()・					
高置水槽	()・					
	()・					
	()・					
	()・					
受水槽有効容量計	ρ	滅菌装置		方法薬品等		
水源給水水道			計画一日平均使用水量		ρ	

法定検査受検状況

年	58	59	60	61	62	63	1	2	3	4	5	6	7	8
結果														
年	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
結果														

◎:良好 ○:改善が望ましい ×:要改善 未:未受検

備考

様式第13号(裏)

(裏面参考)

市町村名		区分		番号		建築物名称	
------	--	----	--	----	--	-------	--

改善指導状況						改善結果報告(確認)状況	
(法定検査結果概要)				年	月	日	結果
年						年	
月						月	
日						日	
改善指導状況						改善結果報告(確認)状況	
(法定検査結果概要)				年	月	日	結果
年						年	
月						月	
日						日	
改善指導状況						改善結果報告(確認)状況	
(法定検査結果概要)				年	月	日	結果
年						年	
月						月	
日						日	
改善指導状況						改善結果報告(確認)状況	
(法定検査結果概要)				年	月	日	結果
年						年	
月						月	
日						日	
改善指導状況						改善結果報告(確認)状況	
(法定検査結果概要)				年	月	日	結果
年						年	
月						月	
日						日	

水道直結式スプリンクラー設備設置条件承諾書

年 月 日

東根市長 殿

申 込 者（給水装置所有者）
住 所
氏 名

設置場所 _____

施設名称 _____

消防設備士 _____

指定工事業者 _____

水道直結式スプリンクラー設備の設置にあたり、下記の条件を十分理解し承諾します。

記

1. 一時的な断水や水圧低下（災害、水道管破損事故、水道メーターの閉栓や停水及び取替・水道施設の工事等）により、水道直結式スプリンクラー設備の性能が十分発揮されない状況が生じても、東根市上下水道部には一切の責任を負わせない。
2. 水道直結式スプリンクラー設備の火災時以外における作動及び火災時の東根市水道部にその責を求めることが出来ない非作動に係る影響に関する事項について、東根市上下水道部には一切の責任を負わせない。
3. 上記事項の条件を使用者等に周知徹底し、水道直結式スプリンクラー設備設置に起因する紛争等については、当事者間で解決し東根市上下水道部には一切迷惑をかけません。
4. 当該水道直結式スプリンクラー設備が設置された家屋、部屋を賃貸する場合には、当該設備は上記条件月であることを借家人等に熟知させます。
5. 当該水道直結式スプリンクラー設備の所有権を変更するときは、上記事項について譲受人に継承します。

様式第15号

共同住宅等の各戸検針及び水道料金等の徴収に関する協定書

東根市長 (以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは、乙が所有する東根市に所在する「 」(以下「共同住宅」という。)にかかる水道メーターの検針及び水道料金等の納入に関して、次のとおり協定を締結する。

(水質の保全及び維持管理)

第1条 受水槽以下の給水設備に関する水質の保全及び維持管理は、乙の責任において行うものとする。また、受水槽以下設備の破損等により漏水が発生したときは、直ちにその修理を行うとともに、それにより生じた損害は乙が負担する。

(メーターの基準)

第2条 甲がこの協定により各戸検針する水道メーター(以下「各戸メーター」という。)は、集中検針方式による遠隔指示装置付メーターで、計量法に基づく検定に合格したものでなければならない。

(各戸メーター及び集中検針盤等の設置)

第3条 各戸メーター及び集中検針盤等の設置は、次のとおりとする。

- (1) 各戸メーターは、乙が設置し、甲に無償で譲渡する。ただし、2回目からは甲が設置し、乙に貸与する。
- (2) 集中検針盤及びその他設備は、乙が設置し管理を行う。
- (3) 受水槽手前に設置するメーター(以下、「親メーター」という。)は、甲が設置し、乙に貸与する。

(各戸メーター及び集中検針盤等の管理)

第4条 乙は各戸メーター及び親メーター(以下、「各戸メーター等」という。)を常に清潔に保管し、各戸メーター等の設置、撤去、交換、点検又は修繕に支障となるような物件又は工作物を設けてはならない。

2 乙は、故障、破損又は検定期間満了等により甲が各戸メーター等の交換を行う際に支障がないよう管理しなければならない。なお、交換に支障がある場合は、乙の責任と負担により交換可能な修繕等を行うものとする。

3 乙は、集中検針盤及びその他設備の故障又は破損等により各戸メーター等の検針に支障がある場合は、乙の負担において速やかに修繕等を行わなければならない。

(料金等の算定及び請求)

第5条 甲は、東根市水道給水条例（以下「条例」という。）第25条及び第27条の規定に基づき、各戸メーターの検針を行い、各戸メーターに水道料金等を算定するものとする。

2 甲は、前項により算定した各戸メーターの料金等を、各使用者に請求するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、親メーターの計量水量が、各戸メーターの計量水量の合計量より著しく多い場合は、その水量差にかかる水道料金等は乙の負担とする。

(使用水量の告知)

第6条 甲は、各戸メーターを検針したときは、各戸の使用水量を「使用水量のお知らせ」により告知するものとする。

(電力料金の負担)

第7条 乙が設置した集中検針盤等に要する使用電力料は、乙の負担とする。

(周知及び協力)

第8条 乙は、この協定の履行について使用者に対して周知を図り、甲の業務が円滑に処理できるよう協力しなければならない。

(苦情処理)

第9条 使用者から、乙が管理する給水設備等について苦情を受けた時は、乙が処理するものとする。

(未納に対する措置)

第10条 甲は、乙又は使用者が水道料金等納入通知書の納入期限又は口座振替日を経過してもなお納入がないときは、条例第35条第1号の規定に基づき、乙又は当該使用者に対し、給水を停止することができる。

(受水槽以下の検査)

第11条 甲は、必要に応じ、乙の受水槽以下の給水設備について検査し、乙の負担において相当の措置を求めることができる。

(受水槽の洗浄用水量分の料金及び請求)

第12条 乙は、受水槽の洗浄に要した水量（以下「洗浄用水量」という。）を、

甲に届け出なければならない。

2 前項の水量が不明の場合は、受水槽の有効容量の2倍とする。

3 受水槽の洗浄用水に係る料金は、洗浄用水量に臨時用の従量料金単価を乗じて得た額に、消費税及び地方消費税相当額を加えた額とする。

4 甲は、前項により算定した料金を、乙に請求するものとする。

(オートロック装置の対応)

第13条 乙は、オートロック装置を設置しているときは、甲が行う点検等の支障とならないよう、当該オートロック装置の解錠方法を甲に届け出なければならない。また、オートロック装置を変更したときも同様とする。

(給水の停止)

第14条 甲は、乙に次の各号のいずれかに該当する行為があったときは、給水を停止することができる。

(1) この協議条項に違反したとき。

(2) 正当な理由がなく、メーターの点検又は装置の検査を拒み、若しくは妨げたとき。

(3) 施設等の改善命令に従わないとき。

(その他)

第15条 この協定書に定める事項のほか疑義がある場合は、甲・乙協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 山形県東根市中央一丁目1番1号
東根市長

乙

様式第16号

年 月 日

東根市長 殿

届出者 住所 _____

氏名 _____

連絡先 _____

共同住宅等における私設メーターの無償譲渡届

共同住宅等の各戸検針及び水道料金等の徴収に関する協定書に基づき、下記の私設メーターを無償譲渡いたします。

記

共同住宅の所在地				
共同住宅の名称				
口径	mm	mm	mm	合計
数量	個	個	個	個

様式第 17 号

オートロック装置の解錠（解錠の変更）届出書

年 月 日

東根市上下水道課長 殿

住所

届出者

氏名

下記のオートロック装置の解錠（解錠の変更）について届け出します。

装置場所	
名称	
解錠方法	(該当する項目を○で囲み必要事項を記入してください。) 1 暗証番号 _____ 2 キーボックス番号 _____ 3 その他

様式第18号（条例施行規則様式第4号）

管 理 人 選 定（異 動）届
（給水装置を共有、共用するとき）

課 長	課長補佐	係 長	係

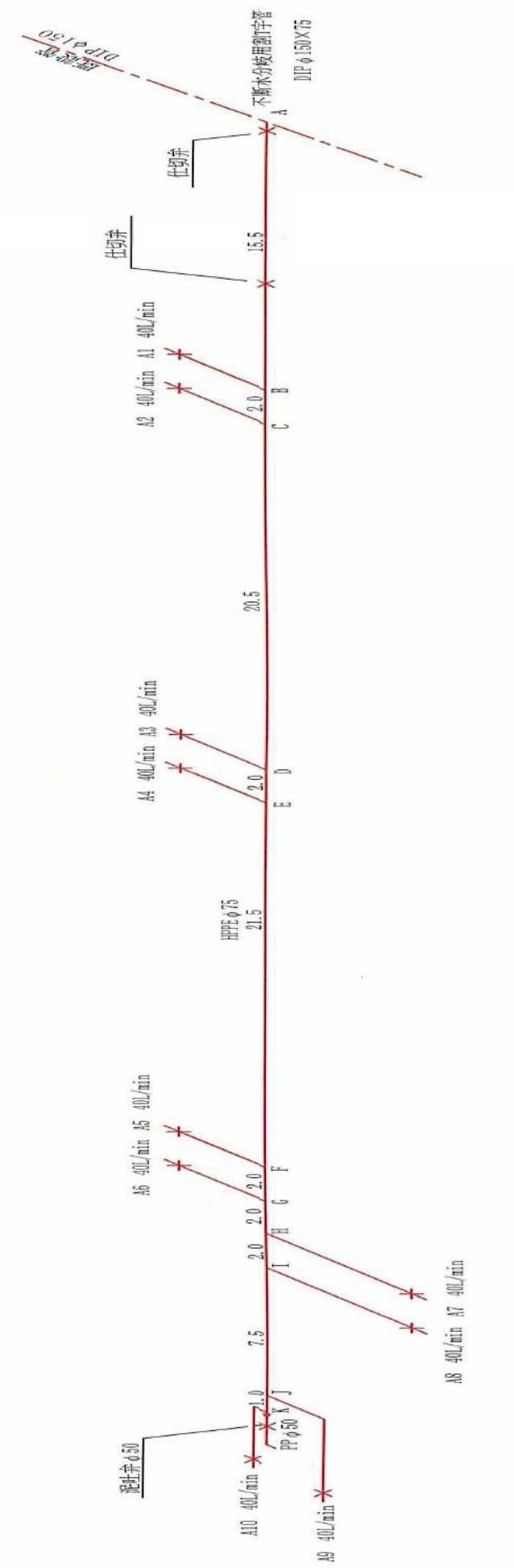
年 月 日

東根市長 殿

下記のとおり管理人を選定（異動）したので届出します。

新管理人 住 所 _____ フリガナ 氏 名 _____ 電話番号 _____			
前管理人 住 所 _____ 氏 名 _____ 電話番号 _____			
共 同 管 給水装置の設置場所	東根市 ・布設管の延長等 ・建物の名称		
所 有 者 （共同管の場合は全員 の氏名）	（住所） _____ _____ _____ _____ _____	（氏名） _____ _____ _____ _____ _____	（電話番号） _____ _____ _____ _____ _____
備 考			
水 栓 番 号	—	問い合わせ番号	— —

平面图



分譲地等給水工事申込書

年 月 日

東根市長 殿

申請者 住所
氏名
電話番号

分譲地等の給水工事に関する規則第5条により、下記のとおり申込いたします。

記

給水工事名	
給水工事場所	
給水使用目的	
工事予定年月日	年 月 日～ 年 月 日

[承諾事項]

本工事は、分譲地等の給水工事に関する協定書により施工し、工事及び維持管理に係る土地の使用は無償とします。

[添付書類]

1. 分譲地等の給水工事に関する協定書
2. 設計図（位置図・字限図・計画平面図・管布設計画平面図・管割図・横断図等）

分譲地等の給水工事に関する協定書

東根市長 (以下「甲」という。) と (以下「乙」という。) は、乙が分譲地等の給水工事に関する規則(昭和51年規則第1号、以下「規則」という。)に基づき施工する給水工事について、次のとおり協定する。

(給水施設計画)

第1条 甲は乙の施工する次の分譲地にかかる給水施設計画について同意する。

- (1) 給水工事名 : _____
- (2) 施工場所 : 東根市
- (3) 分譲地の面積 : _____ m²
- (4) 区画数 : _____ 区画
- (5) 消火栓数 : _____ 基

(給水の方法)

第2条 乙は、甲の所有する水道施設(ϕ mm) から ϕ mm給水管を分岐し分譲地内に給水を受けるものとする。

(給水工事の着手)

第3条 乙は、当該施設の給水工事(以下「給水工事」という。)の着手にあたっては、設計図書、給水工事着工届、工程表及び使用材料承諾願いを提出しなければならない。

(給水工事の検査)

第4条 甲は、給水工事について、中間検査等などを実施する。

- 2 乙は、給水工事が完成した場合には、すみやかに甲に給水工事完了届(以下「完了届」という。)を提出し、工事検査を受けなければならない。
- 3 甲は、前項の完了届を受理した日から14日以内に検査を実施するものとする。

(給水施設の移管)

第5条 乙は、前項の検査に合格した分譲地等の給水施設(管種 ϕ mm)を甲に移管するものとする。

(かし担保)

第6条 甲は、当該給水施設にかしがあるときは、乙に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、かしが重要でなく、かつ、その修補の過分の費用を要するときは、甲は、修補を請求することができない。

2 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、規則第8条の規定による移管を受けた日から2年以内に行わなければならない。ただし、そのかしが乙の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は10年とする。

3 甲は、移管の際にかしがあることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該かしの修補又は損害賠償の請求をすることができない。ただし、乙がそのかしがあることを知っていたときは、この限りではない。

4 甲は、移管された給水施設が第1項のかしにより滅失又はき損したときは、第2項の定める期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から6ヶ月以内に第1項の権利を行使しなければならない。

5 第1項の規定は、移管された給水施設のかしが支給材料の性質又は甲の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、乙がその材料又は指図の不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(補則)

第7条 本協定に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ、別に定めるものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し甲、乙記名押印の上各その1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 住所 東根市中央一丁目1番1号
氏名 東根市長 ⑩

乙 住所
氏名 ⑩

分譲地等給水工事

監督職員指定(変更)通知書

年 月 日

殿

東根市長

下記のとおり監督職員を指定(変更)したので通知します。

記

給 水 工 事 名	
給 水 工 事 場 所	
監 督 職 員	職 氏名
各 監 督 職 員 の 権 限 内 容	

備考 1. 用紙の規格は、日本工業規格A列とする。

2. 「各監督職員の権限の内容」の欄は、複数の監督職員を指定した場合にそれぞれ監督職員の権限を記載すること。

年 月 日

東根市長 殿

申請者 住所
氏名
電話番号

分譲地等給水工事着工届

分譲地等の給水工事に関する規則第 5 条により、申し込んだ給水工事について、下記のとおり着工するのでお届けします。

記

給水工事名	
給水工事場所	
給水使用目的	
工事期間	年 月 日～ 年 月 日
着工年月日	年 月 日
水道工事 施工業者名	

添付資料 工事打合せ簿（工程表及び使用材料承諾願）・配管技士承認申請書

様式第25号

分譲地等給水工事配管技士承認申請書

年 月 日

東根市長 殿

水道工事施工業者

住所

氏名

電話番号

下記のとおり配管技巧として承認くださいますよう申請いたします。

記

1. 給水工事名

2. 給水工事場所

3. 配管技工

氏	名	資	格	登録(承認番号)
_____	_____	_____	_____	_____
_____	_____	_____	_____	_____
_____	_____	_____	_____	_____
_____	_____	_____	_____	_____

上記のとおり承認する。

年 月 日

東根市長

分譲地等給水工事段階確認書

施 工 予 定 表

年 月 日

分譲地等の給水工事要綱に基づき、下記のとおり段階確認の予定時期を報告します。

給水工事
施工業者

給水工事名：

種 別	細 別	確認時期項目	施工予定時期	記 事

年 月 日

通 知 書

下記種別について、段階確認を行う予定であるので通知します。

監督職員名：

確認種別	確認細別	確認時期項目	確認時期予定日	確認実施日等

年 月 日

確 認 書

上記について、段階確認を実施し確認した。

監督職員名：

Ⓜ

年 月 日

東根市長 殿

申請者 住所
氏名
電話番号

分譲地等給水工事完了届

分譲地等の給水工事に関する規則第 5 条により、申し込んだ給水工事について、下記のとおり完了したのでお届けします。

記

給水工事名	
給水工事場所	
給水使用目的	
着工年月日	年 月 日
完了年月日	年 月 日

完 了 検 査	
検査年月日	※ 年 月 日
検査員職氏名	※
検査結果	※

添付資料 工事写真・完成図（平面図・管割図・横断図） ※欄は記入しないこと

道路占用許可申請書
協 議

新 規	更 新	変 更	年 月 日
--------	--------	--------	-------

山形県知事

殿

東上下水発第 号

年 月 日

〒 999-3795

住所 東根市中央一丁目1番1号

氏名 東根市長

担当者

TEL

道路法 第32条 の規定により 許可を申請 します。
第35条 協 議

占 用 の 目 的			
占 用 の 場 所	路 線 名	県道	車道・歩道・その他
	場 所	東根市 地内	
占 用 物 件	名 称	規 模	数 量
占 用 の 期 間	年 許 可 日 から	占 用 物 件 の 構 造	
	年 月 日 まで		
工 事 の 期 間	年 許 可 日 から	工 事 実 施 の 方 法	
	年 月 日 まで 日間		
道 路 の 復 旧 方 法	現 状 復 旧	添 付 書 類	
備 考			

記載事項

- 「許可申請 協 議」、「第32条 及び 「許可を申請 協 議」については、該当するものを○で囲むこと。
- 「新 更 変 規 新 更」については、該当するものを○で囲み、更新、変更の場合には、従前の許可書又は回答書の番号及び年月日を記載すること。
- 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。
- 「場所」の欄には、地番まで記載すること。占用が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。
- 変更の許可申請にあつては、関係する欄の株に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを()書きすること。
- 「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合その書類名を記載すること。

東上下水発第 号
年 月 日

北村山地域振興局長 殿
(北村山建設総務課扱い)

申請者 住所 東根市中央一丁目1番1号

氏名 東根市長 ⑩

工 事 着 工 届

年 月 日付け、指令村総北建 第 号で許可ありました道路工事について、下記の
とおり着工するのでお届けします。

記

1 路 線 名

2 工 事 場 所

3 工 事 内 容

4 工事の許可期限(期間) 年 月 日 ~ 年 月 日

5 着工年月日 年 月 日

東上下水発第 号
年 月 日

北村山地域振興局長 殿
(北村山建設総務課扱い)

申請者 住所 東根市中央一丁目1番1号

氏名 東根市長 ⑩

工 事 完 了 届

年 月 日付け、指令村総北建 第 号で許可ありました道路工事について、
下記のとおり完了したのでお届けします。

記

1 路 線 名

2 工 事 場 所

3 工 事 内 容

4 着工年月日 年 月 日

5 完了年月日 年 月 日

参考様式第4号

東上下水発第 号

年 月 日

山 形 県 知 事 殿

住所 又は所在地	東根市中央一丁目1番1号
氏名又は 名称及び代表者氏名	東根市長

道 路 掘 削 届

次のとおり道路を掘削したいのでお届けします。

1 道路掘削の場所	路線名	
	場 所	
2 道路掘削の目的		
3 道路掘削の期間	許可日 から 令和 年 月 日まで 日間	
4 道路掘削の面積		
5 道路の復旧方法		
6 工事の実施方法		
7 その他必要な事項		

備考 次の書類を添付すること。

- (1) 位置図
- (2) 平面図及び断面図
- (3) 交通規制図
- (4) 現況写真

参考様式第5号

課長	課長補佐	主査	係長	主任	副主任	係
道路占用（掘削工事）協議書						
東 上 下 水 発 号 外 年 月 日						
建設課長 殿			上下水道課長			
水道管布設工事による道路占用（掘削工事）を下記のとおり協議します。						
1 道路の種類路線名						
2 占用（掘削工事）区間						
3 施設の構造面積						
4 占用（掘削）面積	占用面積		掘削面積			
5 工事の期間	年 月 日～ 年 月 日 のうち 日間					
6 工事方法の概要	工事中であることを明示し、事故防止に万全を期す。					
7 道路復旧の概要	原形復旧（別紙復旧断面図の通り）					
8 施工者						
9 その他の事項						
課長	課長補佐	主査	係長	主任	副主任	係
東 建 発 号 外 年 月 日						
上下水道課長 殿			建設課長			
上記について、下記意見により実施されるよう回答します。						
記						
技術的意見						
事務的意見						

建設課長 殿

上下水道課長

道 路 掘 さ く 届

次のとおり道路を掘削したいのでお届けします。

記

1、道路掘さくの場所	
2、道路掘さくの目的	
3、道路掘さくの期間	許可日～ 年 月 日
4、道路掘さくの面積	
5、道路の復旧方法	
6、工事の実施方法	
7、関係図面等	
8、その他必要な事項	

村山警察署長 殿

東根市長

道路占用に伴う道路作業協議書

道路法第32条第2項の規定に基づき別紙のとおり、道路占用の申請があったので同条第5項の規定により協議します。

記

路 線 名	
工 事 箇 所	
工 事 の 種 類	
工 事 の 時 期	許可日～ 年 月 日 の内 日間
工 事 の 概 要	工事中であることを明示し、事故防止に万全を期す。
工事を行う場合における道路交通に対する配置	工事区間は、 とし、工事安全に対しては工事表示板、防護柵等を設置し、必要に応じて交通誘導員を配置する。”
工事請負者及び工事責任者	工事請負者 住 所 氏 名 現場責任者
そ の 他	

村山警察署長 殿

東根市長

通 行 制 限 に つ い て

下記のとおり報告、通知いたします。

記

1 路 線 名			
2 制 限 箇 所			
3 制 限 理 由			
4 制 限 事 項		制 限 時 間	
5 制 限 期 間	許可日～ 年 月 日 の内 日間		
6 警 察 と の 協 議	協 議 中		
7 標 識 設 置	工事箇所の前後に設置します。		
8 危 険 防 止 措 置	バリケード一式 警戒灯一式 注意標識一式		
9 迂 回 路 の 有 無	##		
11 工 事 施 工 者 及 び 工 事 現 場 責 任 者	工事請負者 住 所 氏 名 TEL 現場責任者		
12 そ の 他			

東根市消防署長 殿

東根市長

通 行 制 限 に つ い て

下記のとおり報告、通知いたします。

記

1 路 線 名			
2 制 限 箇 所			
3 制 限 理 由			
4 制 限 事 項		制 限 時 間	
5 制 限 期 間	許可日～ 年 月 日 の内 日間		
6 警 察 と の 協 議	協 議 中		
7 標 識 設 置	工事箇所の前後に設置します。		
8 危 険 防 止 措 置	バリケード一式 警戒灯一式 注意標識一式		
9 迂 回 路 の 有 無	##		
11 工 事 施 工 者 及 び 工 事 現 場 責 任 者	工事請負者 住 所 氏 名 TEL 現場責任者		
12 そ の 他			

法定外公共物使用等許可申請書

東 上 下 水 発 号 外
年 月 日

財 政 課 長 殿

上 下 水 道 課 長

東根市法定外公共物管理条例第4条第1項の規定により法定外公共物の使用等の許可を受けたいので下記のとおり関係書類を添付して申請します。

記

1. 使用等の場所及び数量

大 字	字	地 番	種 目	数 量

2. 使用等の目的

3. 使用等の期間 許可日 から 年 月 日まで

4. 工作物等の規模・構造（採取の方法）

5. 工事施工の方法

6. 工事施工の期間 許可日 から 年 月 日まで

7. 復旧の方法 現況復旧

8. 添 付 書 類 (1) 位置図
(2) 公図の写し
(3) 実測図
(4) その他 ()

図面写しの交付申請書

受付NO

東 根 市 長 様

年 月 日

申 請 人	住 所	
	氏 名	
	事業所名	

に必要なため、図面の写しの交付を申請いたします。

必要とする図面等	<input type="checkbox"/> 配水管網図 <input type="checkbox"/> 弁栓台帳図 <input type="checkbox"/> その他
必要な場所	東根市
	東根市
	* 必要な場所の位置図添付のこと
サ イ ズ 枚 数	

受付者	サイズ	交付枚数	交付手数料	処理年月日
		枚	円	年 月 日

課長	課長補佐	主査	係長	主任	主事

給水装置工事台帳複写交付申請書

受付NO

東 根 市 長 様

年 月 日

給 水 装 置	水 栓 番 号			
	装 置 場 所	東根市		
申 請 人	□ 本 人	住 所		
		氏 名		
	□ 代理人	住 所		
		事業者名		
		氏 名		
申 請 事 由		<input type="checkbox"/> 給水装置工事申請 <input type="checkbox"/> 売買 <input type="checkbox"/> 下水道工事 <input type="checkbox"/> その他()		
必 要 部 数		部		

同 意 書

(申請人が所有者と異なる場合のみ記入してください)

申請人が私の所有する給水装置台帳複写の交付を受けることに同意します。

年 月 日

所有者	住 所			
	氏 名	⑩		

* 同意が得られない場合は、下記に理由を明記のこと。

理 由 _____

受付者	交付枚数	交付手数料	処理年月日
	枚	円	年 月 日

課長	課長補佐	主査	係長	主任	主事

年 月 日

東根市長 殿

申請者 住 所 _____
氏 名 _____ (印)
電話番号 _____

給水管(共同管)の移譲願い

東根市上水道より分岐し、私が管理している下記の幹線給水管について、給水及び維持管理の適正を保持するため、東根市に移譲したいので、よろしくお取り計らい願います。

記

1. 幹線給水管の所在地

東根市 _____ 番地先から
東根市 _____ 番地先まで

2. 管種及び口径

(イ) 管 種 _____
(ロ) 口 径 _____
(ハ) 延 長 _____

3. 土地名及び道路名 _____

4. 添付書類
- ① 位置図
 - ② 見取図
 - ③ 字限図

年 月 日

東根市長 殿

申請者 住所 _____
氏名 _____ (印)
電話番号 _____

土地使用承諾書

下記私有地道路に、水道管理設を承諾いたします。
また、使用料は無償といたします。

水道管理設所在地	所有者住所氏名	所有者印

XI. 条例・規則等

○東根市水道給水条例

平成9年12月19日条例第34号

改正

平成12年12月22日条例第46号

平成14年12月19日条例第31号

平成20年1月18日条例第2号

平成25年12月18日条例第34号

令和元年6月21日条例第18号

令和元年12月19日条例第34号

東根市水道給水条例

東根市水道給水条例(昭和63年条例第5号)の全部を改正する。

目次

第1章 総則(第1条～第4条)

第2章 給水装置の工事及び費用(第5条～第12条)

第3章 給水(第13条～第22条)

第4章 料金及び手数料(第23条～第32条)

第5章 管理及び取締り(第33条～第38条)

第6章 貯水槽水道(第39条・第40条)

第7章 補則(第41条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)その他別に法令に定めがあるもののほか、東根市の水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。

(給水区域)

第2条 水道事業の給水区域は、東根市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例(平成3年条例第2号)第3条第2項第1号に定めるところによる。

(用語の定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 給水装置とは、需要者に水を供給するため、東根市(以下「市」という。)が施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
- (2) 給水装置工事とは、給水装置の新設、増設、改造、変更、移転、撤去、修繕等のための工事をいう。
- (3) 工事費とは、給水装置工事の費用をいう。

(給水装置の種類)

第4条 給水装置の種類は、次のとおりとする。

- (1) 専用給水装置 1世帯又は1箇所専用するもの
- (2) 共用給水装置 2世帯若しくは2箇所以上で共用するもの
- (3) 私設消火栓 消防用に使用するもの

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置工事の申込み)

第5条 給水装置工事をしようとする者は、市長の定めるところにより、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更及び修繕工事については、この限りでない。

2 前項の工事について、利害関係人がある場合は、工事申込者はその者の同意を得なければならない。

(工事費の費用負担)

第6条 工事費は、給水装置工事をする者の負担とする。ただし、市長が特に必要があると認められたものについては、市においてその費用を負担することができる。

(工事の施行)

第7条 給水装置工事は、市長又は市長が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。

2 指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ市長の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事しゅん工後に市長の工事検査を受けなければならない。

3 指定給水装置工事事業者に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(給水管及び給水用具の指定)

第8条 市長は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から市の水道メーター(以下「メーター」という。)までの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 市長は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期、その他工事上の条件を指示することができる。

3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(工事費の算出方法)

第9条 工事費は、次に掲げる費用の合計額とする。

- (1) 材料費
- (2) 運搬費
- (3) 労力費
- (4) 道路復旧費
- (5) 工事監督費
- (6) 間接経費

2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、市長が別に定める。

(工事費の予納)

第10条 市長に給水装置工事を申し込む者は、設計によって算出した工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、市長が、その必要がないと認めた工事については、この限りでない。

2 前項の工事費の概算額は、工事しゅん工後に精算する。

(給水装置の変更等の工事)

第11条 市長は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

(加入金)

第12条 給水装置の新設又はメーター口径を増す工事を承認された者は、メーターの設置を必要とするときまでに加入金を納入しなければならない。

2 加入金の額は、メーター1個あたり1件とし、次の表の金額に100分の110を乗じて得た額とする。

メーターの口径別	金額	備考
13ミリメートル	円	メーター口径を増す工事の加入金の額は、新口径に係る加入金の額と旧口径の加入金の額の差額とする。
20ミリメートル	55,000	
25ミリメートル	100,000	
30ミリメートル	150,000	
40ミリメートル	300,000	
50ミリメートル	510,000	
75ミリメートル	1,400,000	
100ミリメートル	2,800,000	
150ミリメートル	7,400,000	

3 納入された加入金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第3章 給水

(給水の原則)

第13条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。

2 前項の給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による、給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても市は、その責を負わない。

(給水契約の申込み)

第14条 水道を使用しようとする者は、市長が定めるところにより、あらかじめ、市長に申込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第15条 給水装置の所有者が、市内に居住しないとき、又は市長において必要があると認めたと

きは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する者又は指定給水装置工事事業者のうちから代理人を選定し、市長に届け出なければならない。代理人に異動があったときも、同様とする。

(管理人の選定)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、市長に届け出なければならない。管理人に異動があったときも、同様とする。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 給水装置を共用する者
- (3) その他市長が必要と認めた者

2 市長は、前項の管理人を不適當であると認めたときは、変更させることができる。

(メーターの設置)

第17条 給水量は、メーターにより計量する。ただし、市長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 メーターは給水装置に設置し、その位置は市長が定める。

(メーターの貸与)

第18条 メーターは、市長が設置して、水道の利用者又は管理人若しくは給水装置の所有者(以下「水道利用者等」という。)に保管させる。

- 2 水道利用者等は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。
- 3 水道利用者等が、前項の管理義務を怠ったために、メーターを亡失又はき損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

(水道の使用中止、変更等の届出)

第19条 水道利用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用の中止又は給水装置を廃止するとき。
- (2) 用途を変更するとき。
- (3) 消防演習に私設消火栓を使用するとき。

2 水道利用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、すみやかに、市長に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用者の氏名又は住所に変更があったとき。
- (2) 給水装置の所有者に変更があったとき。
- (3) 消防用として水道を使用したとき。
- (4) 管理人に変更があったとき、又はその住所に変更があったとき。

(私設消火栓の使用)

第20条 私設消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか使用してはならない。

2 私設消火栓を消防の演習に使用するとき、市長の指定する市職員の立会を要する。

(水道使用者等の管理上の責任)

第21条 水道使用者等は善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異常があるときは、直ちに市長に届け出なければならない。

2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを徴収しないことができる。

3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

4 水道使用者等は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 給水装置を、水道水が汚染される器物又は施設と連絡して使用しないこと。
- (2) メーターの点検、検査又は修繕の障害となる建築物、工作物若しくは物件を設置しないこと。
- (3) メーター及び止水栓等を操作しないこと。

(給水装置及び水質の検査)

第22条 市長は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から検査の請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

第4章 料金及び手数料

(料金の支払義務)

第23条 水道料金(以下「料金」という。)は、水道の使用者から徴収する。

2 共用給水装置によって水道を使用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(料金)

第24条 料金は、別表に定める基本料金と従量料金との合計額に100分の110を乗じて得た額と

する。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(料金の算定)

第25条 料金は、市長があらかじめ定めた隔月定例日に使用水量を計量し、基本料金及び従量料金を2箇月分まとめて算定する。この場合1箇月当たりの使用水量は、各月均等に使用したものとみなす。

2 市長は、必要があると認めたときは、前項の規定によらないことができる。

(使用水量の認定)

第26条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量を認定する。

- (1) メーターに異常があったとき。
- (2) 使用水量が不明のとき。
- (3) 積雪等により計量が不能のとき。
- (4) 水道使用者の責めによらない漏水があったと認められたとき。
- (5) 共用給水装置により、水道を使用するとき。
- (6) 前各号のほか、市長が特に必要と認めたとき。

(特別な場合における料金の算定)

第27条 月の中途において水道の使用を開始し、中止し、又は廃止した場合、当該月における使用日数が16日に満たないときの料金は、基本料金の2分の1の額と従量料金の額との合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

2 月の中途において使用者の給水装置のメーター口径に変更があったときの料金は、当該月のうち使用日数の多いメーター口径に係る料金を適用する。

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第28条 工事その他の理由により、一時的に水道を使用する者は、水道の使用の申込みの際、市長が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、市長が、その必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 前項の概算料金は、水道の使用をやめたとき、清算する。

(料金の納期及び徴収方法)

第29条 料金の納期は、納入の通知を受けた日からその月の末日までとする。

2 料金は、納入通知書による納入、集金又は口座振替の方法により、2箇月分をまとめて隔月徴収する。ただし、市長が必要と認めるときは、随時徴収することができる。

3 市長は、特別の理由があると認めるときは、前2項の納期及び徴収方法を変更することができる。

(手数料)

第30条 手数料は、次の各号の区分により、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、市長が、特別の理由があると認められた申込者からは、申込み後、徴収することができる。

(1) 給水装置工事設計審査手数料

ア 新設 1工事につき 2,000円

イ 増・改造等 1工事につき 1,000円

(2) 給水装置工事完成検査手数料

ア 新設 1工事につき 2,000円

イ 増・改造等 1工事につき 1,000円

(3) 受託工事設計手数料

1工事につき設計額の100分の3の相当額

(4) 開閉栓手数料 給水の開始及び中止各1回につき 800円に100分の110を乗じて得た額

(5) 証明書交付手数料 1枚につき 300円

(6) 指定給水装置工事事業者登録手数料

ア 新規登録のとき 1件につき10,000円

イ 更新登録のとき 1件につき5,000円

(料金、手数料等の減免)

第31条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料、その他の費用を減額し、又は免除することができる。

(督促等)

第32条 料金、手数料その他の費用を納期限までに納入しない場合における督促状の発付及び督促手数料並びに延滞金の徴収に関しては、東根市税外収入に係る督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例(昭和34年条例第6号)の定めるところによる。

第5章 管理及び取締り

(給水装置の検査等)

第33条 市長は、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適正な措置を指示することができる。

2 前項の措置に要する費用は、水道使用者等の負担とする。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第34条 市長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 市長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

第35条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の利用者に対し、その理由が継続する間、給水を停止することができる。

(1) 水道の利用者が、第9条の工事費、第21条第2項の修繕費、第24条の料金又は第30条の手数料を指定期限内に納入しないとき。

(2) 水道の利用者が、正当な理由がなく、第25条の使用水量の計量又は第33条の検査を拒み、又は妨げたとき。

(3) 給水栓を、汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。

(給水装置の切り離し)

第36条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

(1) 給水装置所有者が90日以上所在が不明で、かつ、給水装置の利用者がいないとき。

(2) 給水装置が使用中止の状態にあって、将来利用の見込みがないと認めるとき。

(過料)

第37条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。

- (1) 第5条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去した者
- (2) 正当な理由がなくて、第17条第2項のメーターの設置、第25条の使用水量の計量、第33条の検査又は第35条の給水の停止を拒み、又は妨げた者
- (3) 第21条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者
- (4) 第24条の料金又は第30条の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者

(料金を免れた者に対する過料)

第38条 市長は、詐欺その他、不正の行為によって第12条の加入金、第24条の料金又は第30条の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科することができる。

第6章 貯水槽水道

(市の責務)

第39条 市長は、貯水槽水道(法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 市長は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第40条 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。)の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第7章 補則

(委任)

第41条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

(料金に関する経過措置)

2 この条例による改正後の東根市水道給水条例の規定にかかわらず、施行日前から継続して給水している水道の使用で、施行日から平成10年4月30日までの間に料金の支払いを受ける権利を確定されるものに係る料金(施行日以後初めて料金の支払いを受ける権利の確定される日が同月30日後である水道の使用にあたっては、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて支払いを受ける権利が確定される料金を前回確定日(その直前の料金の支払いを受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。)から施行日以後、初めて料金の支払いを受ける権利の確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。)については、なお従前の例による。

3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

附 則(平成12年12月22日条例第46号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第15条以外の改正については、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成14年12月19日条例第31号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成20年1月18日条例第2号)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年2月1日から施行する。ただし、第1条及び第2条の改正規定は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日前から継続して給水している水道の使用で、施行日以後初めての定例日に計量し、又は改正後の東根市水道給水条例第26条の規定により平成20年2月に認定した使用水量に係る料金の算定については、改正後の東根市水道給水条例の規定にかかわらず、

なお従前の例による。

附 則(平成25年12月18日条例第34号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(料金に関する経過措置)

2 この条例による改正後の東根市水道給水条例の規定に係わらず、施行日前から継続して給水している水道の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に料金の支払いを受ける権利を確定されるものに係る料金については、なお従前の例による。

附 則(令和元年6月21日条例第18号)

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(料金に関する経過措置)

2 この条例による改正後の東根市水道給水条例の規定にかかわらず、施行日前から継続して給水している水道の使用で、施行日から令和元年10月31日までの間に料金の支払を受ける権利を確定されるものに係る料金(施行日以後初めて料金の支払を受ける権利の確定される日が同月31日後である水道の使用にあつては、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定される料金を前回確定日(その直前の料金の支払を受ける権利が確定された日をいう。以下同じ。)の翌日から起算して施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日の翌日から起算して同月31日までの期間の月数を乗じて得た額に係る部分に対応する部分に限る。)については、なお従前の例による。

3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときはこれを1月とする。

附 則(令和元年12月19日条例第34号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表(第24条関係)

水道料金表(1月につき)						
区分 (メーター口径)	基本料金	従量料金				
		1～5m ³ まで	6～10m ³ まで	11～50m ³ まで	51m ³ 以上	
一 般 用	13mm	700円	1m ³ につき	1m ³ につき	1m ³ につき	1m ³ につき
	20mm	1,300円	50円	150円	180円	200円
	25mm	2,000円	1m ³ につき 180円			
	30mm	3,100円				
	40mm	5,400円				
	50mm	11,000円				
	75mm	22,000円				
	100mm	37,000円				
	150mm	88,000円				
臨時用	—	1m ³ につき 600円				

改正

平成2年6月1日規則第6号

平成5年3月25日規則第19号

平成7年3月28日規則第13号

平成10年3月23日規則第12号

平成14年12月19日規則第18号

平成16年2月16日規則第1号

平成18年3月17日規則第2号

平成20年1月18日規則第2号

平成24年11月1日規則第26号

東根市水道給水条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東根市水道給水条例(平成9年条例第34号。以下「条例」という。)第41条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(給水装置の所有者の異動及び撤去)

第2条 給水装置の所有者に異動が生じた場合は、当事者連署のうえ、遅滞なく市長に届け出なければならない。

2 前項に規定する届出に前所有者の連署を得られないときは、その理由を述べて市長の承諾を得なければならない。

3 給水装置の所有者がその装置を撤去しようとするときは、市長の指示によらなければならない。

(修繕工事の申込み)

第3条 条例第5条第1項に規定する給水装置工事(以下「工事」という。)のうち修繕工事については、市長又は条例第7条第1項に規定する指定給水装置工事事業者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)に電話又は口頭で申し込むことができる。

(利害関係人の同意書等の提出)

第4条 条例第5条第2項の規定により利害関係人の同意書等の提出を必要とする場合は、次のとおりとする。

(1) 工事をしようとする者(以下「工事申込者」という。)が、工事の対象となる家屋の所有者でな

いとき。

(2) 工事申込者が他人の所有に係る給水装置から分岐しようとするとき。

(3) 工事申込者が他人の所有地に、又は他人の所有地を経由して給水装置を設置しようとするとき。

(4) その他市長が特に必要と認めたとき。

(給水装置使用材料)

第5条 市長は、条例第7条第2項に定める設計審査又は工事検査において、指定給水装置工事事業者に対し、当該審査若しくは検査に係る給水装置工事で使用される材料が水道法施行令(昭和32年政令第336号)第5条に規定する基準に適合していることの証明を求めることができる。

2 市長は、前項の規定により求めた証明が提出されないときは、当該材料の使用を制限し、又は禁止することができる。

(工事費の算出)

第6条 条例第9条第3項の規定による工事費の算出は、次のとおりとする。

(1) 材料費は、市長が定める材料単価表による。

(2) 運搬費は、市長が定める単価表による。

(3) 労力費は、市長が定める賃金表による。

(4) 道路復旧費は、市長が定める単価表による。

(5) 工事監督費は、市長が定める単価表による。

(6) 間接経費は、次のとおりとする。

ア 諸経費 材料費及び労力費の合計額の100分の25以内の額

イ 交通管理費 市長が別に定める額

(給水の制限又は停止の予告)

第7条 条例第13条第2項の規定による給水の制限又は停止の予告は、市報、広報車、文書及び口頭をもって行うものとする。

(給水装置改善工事費用納入の特例)

第8条 市長は、条例第21条第2項の規定により給水装置の使用者、所有者又は管理人(以下「水道使用者等」という。)の負担とすることとされる修繕に要した費用又は条例第33条第2項の規定により水道使用者等の負担とすることとされる費用を一時に納入することが困難であると認めたときは、6箇月を限度として分納を認めることができる。

(料金)

第9条 条例第19条の規定による水道使用の中止又は廃止の届出がないときは、水道を使用しない場合でも条例第24条の規定による料金(以下「料金」という。)を徴収する。

2 料金徴収後、当該料金算定に過誤があったときは、翌月以後の料金徴収の際に過不足を精算する。ただし、給水装置の使用を廃止し、又は中止した者の料金については、すみやかに過不足を精算する。

(使用水量の認定)

第10条 条例第26条の規定による使用水量の認定は、次の各号に定めるところによる。

(1) メーターに異常があったとき、メーターの検針が不能のとき、使用水量が不明なときは、使用水量を認定する月の前2箇月又は前年同期における使用水量及びその他の事実を考慮して認定する。

(2) 水道使用者の責めによらない漏水があったと認められたときは、市長が別に定める。

(3) 前2号以外の場合で特に市長が必要と認めたときは、使用の実態を考慮して認定する。

(料金、手数料等の減免)

第11条 条例第31条の規定により、料金、手数料その他の費用の減額又は免除(以下「減免」という。)を受けようとする者は、その理由を記載し、市長に届け出なければならない。

(検査等職員の身分証明書)

第12条 条例及びこの規則の規定による業務に従事する職員は、身分証明書を携帯し、請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査)

第13条 条例第40条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次に定めるところによるものとする。

(1) 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。

ア 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。

イ 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する厚生労働省令(平成15年厚生労働省令第101号)の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(2) 前号の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に、簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者が給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

(届出の様式)

第14条 次の各号に掲げる様式は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例第5条第1項の規定による給水装置工事申込書 様式第1号
- (2) 条例第14条の規定による給水契約申込書 様式第2号
- (3) 条例第15条の規定による代理人選定(異動)届 様式第3号
- (4) 条例第16条第1項の規定による管理人選定(異動)届 様式第4号
- (5) 条例第19条第1項第1号の規定による水道の使用中止・給水装置廃止届 様式第5号
- (6) 条例第19条第1項第3号の規定による私設消火栓使用届 様式第6号
- (7) 条例第19条第2項第1号の規定による給水装置使用者変更届 様式第7号
- (8) 条例第19条第2項第2号の規定による給水装置所有者異動届 様式第8号
- (9) 条例第22条第1項の規定による給水装置(水質)検査請求書 様式第9号
- (10) 条例第33条第1項の規定による給水装置改善通知書 様式第10号
- (11) 第8条の規定による給水装置改善工事等費用分納申請書 様式第11号
- (12) 第11条の規定による水道料金・手数料等減免申請書 様式第12号
- (13) 第12条の規定による身分証明書 様式第13号

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

(東根市水道給水条例施行規程の廃止)

2 東根市水道給水条例施行規程(昭和42年水道事業管理規程第9号)は廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の東根市水道給水条例施行規程の規定によりなされた承認その他の処分又は申請、届出その他の手続は、それぞれこの規則による改正後の東根市水道給水条例施行規則の規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成2年6月1日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成5年3月25日規則第19号)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成7年3月28日規則第13号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成10年3月23日規則第12号)

(施行期日)

1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の東根市水道給水条例施行規則の規定によりなされた承認その他の処分又は申請、届出その他の手続きは、それぞれこの規則による改正後の東根市水道給水条例施行規則の規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成14年12月19日規則第18号)

(施行期日)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の東根市水道給水条例施行規則の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、それぞれこの規則による改正後の東根市水道給水条例施行規則の規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成16年2月16日規則第1号)

この規則は、平成16年3月1日から施行する。

附 則(平成18年3月17日規則第2号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年1月18日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年11月1日規則第26号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第2号（第14条関係）

水栓番号	課長	課長補佐	業	務	係
受付日 月 日					
給水装置開栓申請書 (給水契約申込書)					
東根市長 殿		使用者：住 所 フリガナ 氏 名 ㊦			
実施日	年 月 日 (:)	電話番号			
設置場所					
申請者	<input type="checkbox"/> 使用者本人 <input type="checkbox"/> 代理人 → 住所 氏名 TEL —				
支払方法	<input type="checkbox"/> 前契約時の口座を継続する（市内転居の場合のみ） <input type="checkbox"/> 口座振替（新たに希望される場合は、別紙「口座振替依頼書」を提出願います） <input type="checkbox"/> 納付書払（送付先： ）				
口 径	mm	メーター番号	—	実	施
開栓時指針	m ³	手 数 料	未・済・出張領収	者	理
※備考					

= 周辺図 =

※下記は新規開栓（新たにメーターを設置する）時のみ記入のこと

■給水装置所有者：住 所 フリガナ 氏 名 ㊦ TEL （使用者と同じ場合は必要ありません）
■指定業者名：
■メーター情報：メーカー名 有効期限
■問い合わせ番号：

様式第3号（第14条関係）

代理人選定（異動）届 （給水装置所有者の代理人）		課長	課長補佐	業務係	施設係
年 月 日					
東根市長 殿					
（給水装置の所有者）					
住所 _____					
フリガナ _____					
氏名 _____ ㊟					
電話 _____					
下記のとおり代理人を選定（変更・取消）したので、届出します。					
異動事由		選定・異動・取消・（ ）			
新代理人	住所	東根市			
	フリガナ 氏名	_____ ㊟			
旧代理人	住所	東根市			
	氏名	_____ ㊟			
給水装置場所		東根市			
備考					
水栓番号			問い合わせ番号	— —	

様式第 4 号 (第14条関係)

管 理 人 選 定 (異 動) 届 (給水装置を共有、共用するとき)	課 長	課長補佐	業 務 係	施 設 係
年 月 日				
東根市長 殿				
下記のとおり管理人を選定(異動)したので届けます。				
新管理人	住 所 _____			
	フリガナ _____			
	氏 名 _____ ㊟			
	電話番号 _____			
前管理人	住 所 _____			
	氏 名 _____ ㊟			
	電話番号 _____			
共 同 管 給水装置の設置場所	東根市 ・ 布設管の延長等 ・ 建物の名称			
所 有 者 (共同管の場合は全 員の氏名)	(住所)	(氏名)	(電話番号)	
	_____	_____	_____	
	_____	_____	_____	
	_____	_____	_____	
	_____	_____	_____	
	_____	_____	_____	
備 考				
水 栓 番 号	—	問い合わせ番号	— —	

様式第5号（第14条関係）

水栓番号	課長	課長補佐	業 務 係		
受付日 月 日					
給水装置閉栓申請書 （水道の使用中止又は給水装置を廃止するとき） 東根市長 殿					
使用者：住 所 フリガナ 氏 名 ㊦ 電話番号 _____ 移転先住所 〒 _____ 電話番号 _____					
実施年月日	年 月 日（ : ）				
設置場所					
精算方法	<input type="checkbox"/> 現地 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 郵送（郵送先： _____ ）				
口 径	mm	精算時指針	m ³	手数料	未・済・出張領収
メーター番号	—	前回指針(月)	m ³	金 額	円
下 水 道	有・無	使用水量	m ³	水道料	未・済・出張領収
※備考				実施者	処 理
※未納額（有・無）					
= 周辺図 =					

様式第6号（第14条関係）

私設消火栓使用届 (私設消火栓を使用するとき)	課 長	課長補佐	業 務 係	施 設 係
年 月 日				
東根市長 殿				
(使用責任者)				
住 所 _____				
フリガナ _____				
氏 名 _____ ㊟				
電話番号 _____				
下記のとおり使用したいので届けます。				
使 用 日 時	年 月 日 ()		午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで	
使 用 目 的	消防演習のため			
立 会 人	立会年月日	年 月 日 ()		午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで
	立 会 人 職 氏 名			
備 考				

様式第7号（第14条関係）

給水装置使用者変更届 (使用者の氏名、住所等に変更があったとき)		課長	課長補佐	業務係
年 月 日				
東根市長 殿				
(新使用者)		(旧使用者)		
住所 _____		住所 _____		
フリガナ _____		フリガナ _____		
氏名 _____ ㊟		氏名 _____ ㊟		
電話番号 _____		電話番号 _____		
		移転先 _____		
		電話番号 _____		
上記のとおり使用者を変更します。				
届出事由	精算・使用者変更			
給水装置場所	東根市			
新使用者の 支払方法	・口座振替（別紙『口座振替依頼書』を提出してください。） ・納付書払（納入通知書の送付先： _____）			
=略図=		=備考= 未納額 (有・無) 下水道 (有・無)		
		○口径 mm		
精算方法	現地・郵送・その他 () * 郵送先	○精算時指針 m ³		
		○前回指針 (月) m ³		
水栓番号	—	○使用水量 m ³		
問い合わせ番号	—	○金額 円		
メーター番号	—	○水道料 未・済・出張領収		
実施年月日	年 月 日	実施者印		処理済印

様式第8号（第14条関係）

給水装置所有者異動届 (給水装置の所有者に変更があったとき)		課長	課長補佐	業務係	施設係
東根市長 殿		年 月 日			
新所有者	住所				
	フリガナ氏名	㊟			
	電話番号				
旧所有者	住所				
	氏名	㊟			
	移転先				
下記のとおり所有者に異動があったので連署で届けます。					
届出事由	売買（売買契約書添付）・譲渡・相続・その他（ ）				
給水装置場所	東根市				
異動年月日	年 月 日				
備考					
指定給水装置工事事業者名：					
水栓番号	—		問い合わせ番号	— —	

様式第9号（第14条関係）

		課 長	課長補佐	業 務 係	施 設 係
給水装置（水質）検査請求書					
年 月 日					
東根市長 殿					
(請求者)					
住 所 _____					
フリガナ _____					
氏 名 _____ ㊟					
電話番号 _____					
下記のとおり検査を請求します。					
給水装置の 設置場所	東根市				
検査請求の種別	・給水装置 ・水質 ・()				
検査請求の理由					
検査希望年月日	年 月 日 ()				
検査年月日	年 月 日 ()				
備 考	指定給水装置工事事業者名：				
水 栓 番 号		問 い 合 せ 番 号	— —		

様式第10号（第14条関係）

給水装置改善通知書			
年 月 日			
給水装置所有者 様			
東根市長 ㊟			
東根市水道給水条例第33条第1項の規定により、下記の事項について給水装置を改善されるよう通知します。			
給水装置の設置場所	東根市		
問い合わせ番号	— —	メーター番号	—
給水装置の改善するところ			
改善工事の期間	年 月 日（ ）から5日間以内に行ってください。		
指定給水装置工事事業者について	<ol style="list-style-type: none"> 1 あなたの希望する指定給水装置工事業者に依頼してください。 2 改善工事をするときは、この通知書を指定給水装置工事業者へ提示してください。 3 指定給水装置工事業者は、工事の完成後速やかに市へ報告し、検査を受けてください。 		
給水装置の改善するところの略図			

*問い合わせ先：東根市水道部水道課施設係（電話番号 0237—42—1111 内線 ）

様式第11号（第14条関係）

	市 長	部 長	課 長	課長補佐	業 務 係	施 設 係

給水装置改善工事等費用分納申請書

年 月 日

東根市長 殿

(申請者)

住 所 _____

フリガナ _____

氏 名 _____ ㊟

電話番号 _____

東根市水道給水条例施行規則第8条の規定に基づき、給水装置改善工事費等費用の分納について、下記のとおり申請します。

給水装置改善工事費等の額	円
分納を受けようとする理由	


納入方法		回私
回数	納 期	金 額
1	年 月 日	
2	年 月 日	
3	年 月 日	
4	年 月 日	
5	年 月 日	
6	年 月 日	

備考

様式第12号（第14条関係）

	市 長	部 長	課 長	課長補佐	業 務 係	施 設 係
<p>水道料金・手数料等減免申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>東根市長 殿</p> <p style="text-align: right;">(申請者)</p> <p style="text-align: right;">住 所 _____</p> <p style="text-align: right;">フリガナ _____</p> <p style="text-align: right;">氏 名 _____ 印</p> <p style="text-align: right;">電話番号 _____</p> <p>下記について減免くださるよう、東根市水道給水条例施行規則第11条の規定により申請します。</p>						
水道料金・手数料等の区分	水道料金 ・ 手数料 ・ その他 ()					
減 免 申 請 の 額	円					
減 免 申 請 の 理 由						
備 考						
水 栓 番 号				問 い 合 せ 番 号	— —	

様式第13号（第14条関係）

身 分 証 明 書	
第 号	
写 真 (上半身)	職名
	氏名
	年 月 日生
上記の者は、東根市水道部水道課職員であることを証明する。	
	年 月 日交付
	東根市長 

(表)

1 本証は、水道法第17条第2項及び東根市水道給水条例施行規則第12条の規定により発行するものである。
2 本証は、給水装置及びメーターの点検等の作業に従事するときは、必ず携帯しなければならない。
3 本証は、関係人の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。
4 本証を他人に貸与したり、又は譲渡することはできない。
5 本証をき損又は紛失したときは、直ちに届け出て再交付を受けなければならない。

(裏)

○給水装置の構造及び材質に関する規則

昭和52年4月1日規則第10号

改正

昭和63年3月31日規則第10号

平成4年2月5日規則第2号

平成10年3月23日規則第15号

平成12年3月27日規則第24号

平成19年12月19日規則第30号

給水装置の構造及び材質に関する規則

給水装置の構造及び材質に関する規則(昭和40年規則第10号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この規則は、東根市水道給水条例(平成9年条例第34号)及び東根市工業用水道給水条例(平成4年条例第1号)の規定に基づき、条例の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(構造)

第2条 給水装置は、給水管並びにこれに直結する分水栓、止水栓及び水道メーター(以下「メーター」という。)並びに給水栓等これらに付属する用具を備えたものでなければならない。

(給水方式)

第3条 給水方式は、通常本市水道水圧で、直接に給水することを原則とする。

2 一時に多量の水を使用するとき、又は著しく水圧に影響を及ぼす恐れのある箇所、及び特別の給水装置を必要とする4階建以上の建築物その他必要がある場合は、タンク式給水によるものとする。

(設計範囲)

第4条 給水装置工事の設計は、直接給水するものは、給水せんまで、受水タンク式にするものは、受水タンクの流入口落込みまでとして、満水面と流入口の間隔は流入管の口径以上の高さとする。ただし、口径50ミリメートル以下の場合は、5センチメートル以上としなければならない。

2 受水タンクは、ボールタップ・えき流管・弁類等を設け、必要に応じて泥吐管等を設けなければならない。

(材質)

第5条 給水装置に使用するメーター及び給水栓等の材質は、水道法施行令(昭和32年政令第

336号)第4条に定める基準に適合するものでなければならない。

(給水管の種類)

第6条 分岐箇所からメーターまでの給水管の種類は、水道用鋳鉄管・水道用ステンレス鋼管・水道用ダクタイル鋳鉄管・水道用ビニールライニング鋼管及び軟質ポリエチレン管とする。

2 前項の給水管は、地質その他の理由によつて不適當であると市長が認めたときは、その使用を制限又は禁止することがある。

(給水管の口径)

第7条 給水管の口径は、その用途の所要水量及び同時使用を考慮して定め、且つ分岐しようとする配水管の口径より大であつてはならない。

2 前項の口径は、13・20・25・30・40・50・75・100・150ミリメートルの9種類とする。

(配水管の口径及び給水管の分岐方向)

第8条 給水管は配水管から分岐し、道路の端までは配水管にほぼ直角としなければならない。ただし、市長が特に必要と認めたものはこの限りでない。

(給水管の保護)

第9条 給水管には、水抜栓の設置又は断熱材を被覆すること等により適切な凍結防止の処置を講じなければならない。

2 開渠を横断するときは、原則としてその下に設置することとし、給水管をさや管(鋼管等)等で保護するとともに、流水の妨げ又は損傷のないようにしなければならない。

3 給水管埋設後において、衝撃を受ける恐れのある箇所には、必要に応じてサンドクッション・コンクリート等の防護措置を行うものとする。

4 給水管が酸・アルカリ等によつて腐しよくされる恐れのある箇所は、給水管の種類に応じてアスファルトジュート等で巻くか、その他の防しよく材料で防護しなければならない。

5 温度の影響を受けやすい箇所の配管は、必要に応じて十分なる防温措置を講ずるものとする。

6 露出配管は原則としてさけ、立上り部分等の凍結の恐れのある箇所については、防寒及び破裂防止装置を施し、地下埋設部分は、良質な土砂を十分つき固めながら埋戻しをしなければならない。

(給水管の埋設)

第10条 給水管の埋設は、公道及び私道内については60センチメートル以上とし、宅地内は50センチメートル以上としなければならない。

2 前項の規定によりがたい場合、又は定めのない箇所については、市長の承認を受けなければ

ならない。

(分水栓及び分岐)

第11条 分水栓は、サドル付分水栓とし口径50ミリメートル以下でなければならない。ただし、不断水穿孔のものは、この限りでない。

- 2 サドル分水栓の取付間隔は、30センチメートル以上としなければならない。
- 3 サドル分水栓以外による分岐の場合は、水道用鑄鉄管異型管及び水道用ダクタイト鑄鉄管異型管・塩化ビニール管用異型管等の規格に適合するものを使用しなければならない。
- 4 給水管から更に分岐しメータを取付ける場合には、分岐箇所既設給水管流出口側に新たに止水栓を設置しなければならない。

(止水栓及び仕切弁)

第12条 給水管には、宅地内に止水栓を設置し、仕切弁等は道路内に取付けなければならない。さらに、市長の指定する場所に補助止水栓を設置しなければならない。

- 2 前項の止水栓は乙型・補助止水栓は伸縮継手逆止盗水防止付丙止水栓及びバルブ等とし、仕切弁は右開き左閉じとする。
- 3 止水栓・仕切弁・補助止水栓及びバルブ等には、市長が指定する筐を取付けなければならない。
- 4 1本の給水管に多数の枝線装置があるときは、要所に、維持管理上の止水装置を設置しなければならない。

(メータの設備)

第13条 メータは、給水管に同口径のものを標準として使用し、給水栓より低位置に、且つ、水平に設置しなければならない。

- 2 設置場所は、止水栓の最も近いところに、しかも点検しやすく、且つ、汚染及び損傷の恐れのない場所に設置しなければならない。
- 3 口径75ミリメートル以上のメータは、市長が指定するメータを設置しなければならない。

(メータ前後の配管)

第14条 メータの取付け取外しを容易にするため、メータ前後は伸縮のある配管とし、メータ管内に止水、盗水防止及び逆流防止の機能を有する器具を設置しなければならない。また上記と同等の機能を有するメータユニットの設置も認めるものとする。

(メータ等の保護)

第15条 メータ・止水栓・仕切弁・バルブ類及び地下式消火栓には、市長の指定する筐及び蓋で

保護し、水及び土砂等が侵入しないようにしなければならない。

第16条 給水装置は、次の各号の要件を備えたものでなければならない。

- (1) 給水装置には、ポンプその他水衝作用を生じやすい用具又は、機械等を直結しないこと。
- (2) 給水管は、本市水道以外の水管と直結しないこと。
- (3) 浄水を入れ、又は受ける用具及び施設は流入口を落とし込みとし、満水面と流入口の間隔は、流入口管径以上の高さを保持していること。ただし、口径50ミリメートル以下の場合は、5センチメートル以上とする。
- (4) 給水装置の末端は、停滞水が生じない設備であること。
- (5) 洗浄器・ボイラー・便器等に接続するときは、タンク式による給水とする。ただし、小便器については、小便器水せん及びフラツシユバルブを取り付けることとし、大便器には、フラツシユバルブにバアツキユームブレーカ付きのものを使用して給水しなければならない。
- (6) 給水管中に停滞空気が生じる恐れのあるところには、これを排除する装置を設けること。
- (7) 受水タンク以下の給水装置は、この規則に準ずるものとする。

(施行の細目)

第17条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和63年3月31日規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年2月5日規則第2号)

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成10年3月23日規則第15号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月27日規則第24号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成19年12月19日規則第30号)

この規則は、公布の日から施行する。

○東根市指定給水装置工事事業者に関する規則

平成10年3月23日規則第14号

改正

平成12年3月27日規則第23号

平成12年12月22日規則第46号

平成21年4月1日規則第7号

平成24年7月9日規則第21号

令和2年3月13日規則第8号

東根市指定給水装置工事事業者に関する規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、東根市水道給水条例(平成9年条例第34号。以下「給水条例」という。)及び東根市工業用水道給水条例(平成4年条例第1号)の規定に基づき、東根市指定給水装置工事事業者(以下「指定工事事業者」という。)について必要な事項を定め、もって給水装置工事の適正な施工を確保することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 水道法(昭和32年法律第177号)をいう。
- (2) 政令 水道法施行令(昭和32年政令第336号)をいう。
- (3) 施行規則 水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)をいう。
- (4) 給水装置 需要者に水を供給するために東根市の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
- (5) 給水装置工事 給水装置の新設、増設、改造、変更、移転、撤去又は修繕(法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)等のための工事をいう。
- (6) 主任技術者 給水装置工事主任技術者をいう。

(業務処理の原則)

第3条 指定工事事業者は、法その他法令の定めに基づく市長の指示を遵守し、誠実にそ

の業務を行わなければならない。

第2章 指定給水装置工事事業者の指定等

(指定の申請)

第4条 給水条例第7条第1項の指定は、給水装置工事事業者の申請により行う。

2 指定工事事業者として指定を受けようとする者は、東根市指定給水装置工事事業者指定新規登録・更新登録申請書(様式第1号。以下「様式第1号」という。)に次の各号に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者及び役員の氏名

(2) 給水条例第2条に定める給水区域において給水装置工事事業者の事業を行う事業所(以下「事業所」という。)の名称及び所在地並びに第12条第1項の規定によりそれぞれの事業所において選任されることとなる主任技術者の氏名及び当該主任技術者が交付を受けている免状の交付番号

(3) 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数

(4) 事業の範囲

3 前項の申請書には、次の書類を添えなければならない。

(1) 第5条第1項第3号のアからカまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類

(2) 法人にあっては、定款及び登記簿の謄本、個人にあってはその住民票の写し

4 前項第1号に規定する書類は、機械器具調書(様式第2号)、誓約書(様式第3号)及び東根市水道指定給水装置工事事業者名簿(様式第4号)によるものとする。

(指定の更新)

第4条の2 前条の指定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前項の指定の更新を受けようとするときは、指定有効期間満了の1月前までに前条に規定する書類を添え、様式第1号を市長に提出しなければならない。

3 前項の申請があった場合において、同項の期間(以下この項及び次項において「指定の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する決定がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその決定されるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

5 前条の規定は、第1項の指定の更新について準用する。

(指定の基準)

第5条 市長は、前条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認められときは、同項の指定をしなければならない。

(1) 事業所ごとに第12条第1項の規定により主任技術者として選任されることとなる者を置くものであること。

(2) 次に定める機械器具を有する者であること。

ア 金切りのこ、その他の管の切断用の機械器具

イ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具

ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具

エ 水圧テストポンプ

(3) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 精神の機能の障がいにより給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

エ 第8条の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者

オ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

カ 法人であって、その役員のうちアからオまでのいずれかに該当するものがある者

(指定工事業業者証の交付)

第6条 市長は、第4条第1項の指定を行ったときは、速やかに指定工事業業者に東根市指定給水装置工事業業者証(様式第5号。以下「指定工事業業者証」という。)を交付する。

2 指定工事業業者は、指定工事業業者証を交付されたときは、給水条例第30条第6号に規定する所定の登録手数料を支払う。

- 3 指定工事業者は、指定工事業者証を交付されることで指定工事業者として登録されたものとする。
- 4 指定工事業者は、事業の廃止を届け出たとき又は第8条の指定の取消しを受けたときは、指定工事業者証を市長に返納するものとする。
- 5 指定工事業者は、事業の休止を届け出たとき又は第9条の指定の停止を受けたときは、指定工事業者証を市長に提出するものとする。
- 6 指定工事業者は、指定工事業者証を汚損又は紛失したときは、再交付を申請することができる。

(変更等の届出)

第7条 指定工事業者は、次の各号の一に掲げる事項に変更があったとき又は給水装置工事業の事業を廃止、休止、若しくは再開したときは、次項に定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 事業所の名称及び所在地
 - (2) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (3) 法人にあっては、役員の名
 - (4) 主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた免状の交付番号
- 2 前項の規定により変更の届出をしようとする者は、変更の日から30日以内に誓約書(様式第3号)、東根市指定給水装置工事業事業者指定事項変更届出書(様式第6号)に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。
- (1) 前項第2号に掲げる事項の変更の場合には、法人にあっては定款及び登記簿の謄本、個人にあっては住民票の写し
 - (2) 前項第3号に掲げる事項の変更の場合には、誓約書(様式第3号)及び東根市水道指定給水装置工事業事業者名簿(様式第4号)及び登記簿の謄本
- 3 第1項により事業の廃止、休止又は再開の届出をしようとする者は、事業を廃止し、又は休止したときは、当該廃止又は休止の日から30日以内に、また事業を再開したときは、当該再開の日から10日以内に、東根市指定給水装置工事業事業者廃止・休止・再開届出書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(指定の取消し)

第8条 市長は、指定工事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の

指定を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により第4条第1項の指定を受けたとき。
- (2) 第5条各号に適合しなくなったとき。
- (3) 第7条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 第12条各項の規定に違反したとき。
- (5) 第13条に規定する給水装置工事業の事業の運営に関する基準に従った適正な工事業の事業の運営をすることができないと認められるとき。
- (6) 第16条の規定による市長の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。
- (7) 第17条の規定による市長の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- (8) その施行する工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。

(指定の停止)

第9条 前条各号に該当する場合において、指定工事業者に斟酌すべき特段の事情があるときは、市長は、指定の取消しに替えて、6月を超えない期間を定め指定の効力を停止することができる。

(指定等の公示)

第10条 次の各号に該当するときは、そのつど公示する。

- (1) 第4条の規定により、指定工事業者を指定したとき。
- (2) 第7条の規定により、指定工事業者から給水装置工事業の廃止、休止又は再開の届出があったとき。
- (3) 第8条の規定により、指定工事業者の指定を取り消したとき。
- (4) 第9条の規定により、指定工事業者の指定を停止したとき。

第3章 給水装置工事主任技術者

(主任技術者の職務等)

第11条 主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

- (1) 給水装置工事に関する技術上の管理
- (2) 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
- (3) 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が政令第6条に定める基準に適

合していることの確認

(4) 給水装置工事に関し市長と次に掲げる連絡又は調整を行うこと。

ア 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施工しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整

イ 第13条第2号に掲げる工事に係る工法、工期、その他の給水装置工事上の条件に関する連絡調整

ウ 給水装置工事を完了した旨の連絡

2 給水装置工事に従事する者は、主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

(主任技術者の選任等)

第12条 指定工事業者は、第4条第1項の指定を受けた日から14日以内に、事業所ごとに、主任技術者を選任し、市長に届け出なければならない。

2 指定工事業者は、その選任した主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から14日以内に新たに主任技術者を選任し、市長に届け出なければならない。

3 指定工事業者は、主任技術者を選任又は解任したときは、東根市給水装置工事主任技術者選任・解任届出書(様式第8号)により遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

4 指定工事業者は、主任技術者の選任を行うに当たっては、一つの事業所の主任技術者が同時に他の事業所の主任技術者とならないようにしなければならない。ただし、一人の主任技術者が当該二つ以上の事業所の主任技術者となっても、その職務を行うに当たって特に支障がないときは、この限りではない。

第4章 指定給水装置工事業者の義務

(事業の運営に関する基準)

第13条 指定工事業者は、次の各号に掲げる給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な事業の運営に努めなければならない。

(1) 給水装置工事ごとに前条第1項の規定により選任した主任技術者のうちから当該工事に関して第11条第1項各号に掲げる職務を行う者を指名すること。

(2) 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管へ取付口から水道メーターまでの工事を施工する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に

変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させること。

(3) 前号に掲げる工事を施工するときは、あらかじめ市長の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施工すること。

(4) 主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施工技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

(5) 次に掲げる行為を行わないこと。

ア 政令第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置すること。

イ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。

(6) 施工した給水装置工事ごとに、第1号の規定により指名した主任技術者に次の各号に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から3年間保存すること。

ア 施主の氏名又は名称

イ 施工の場所

ウ 施工完了年月日

エ 主任技術者の氏名

オ 竣工図

カ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項

キ 第11条第1項第3号の確認の方法及びその結果

(設計審査)

第14条 指定工事業者は、給水条例第7条第2項に規定する設計審査を受けるため、設計審査に係る申請書に設計図を添えて、市長に申請しなければならない。

(工事検査)

第15条 指定工事業者は、給水条例第7条第2項に規定する給水装置工事検査を受けるため、工事完了後速やかに当該工事検査に係る申請書により市長に申請しなければならない。

2 指定工事業者は、検査の結果手直しを要求されたときは、指定された期間内にこれを

行い、改めて市長の検査を受けなければならない。

(主任技術者の立会い)

第16条 市長は、指定工事業者が施工した給水装置に関し、法第17条の給水装置の検査の必要があると認めるときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施工した指定工事業者に対し、当該工事に関し第13条第1号により指名された主任技術者又は当該工事を施工した事業所に係るその他の主任技術者の立会いを求めることができる。

(報告又は資料の提出)

第17条 市長は、指定工事業者が施工した給水装置工事に関し、当該指定工事業者に対し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

(名簿の備付)

第18条 市長は、指定給水装置工事事業者名簿を備付け、必要な事項を記載し、常に整備するものとする。

(帳簿及び書類等の様式)

第19条 この規則の規定による必要な帳簿又は書類等の様式は、別表のとおりとする。

第5章 雑則

(諮問機関)

第20条 市長は、次の各号に関して、公正の確保と透明性の向上を図ることを目的に東根市水道部指定給水装置工事事業者審査委員会(以下「指定工事業者審査委員会」という。)を設置する。

(1) 第8条の規定による指定の取消し

(2) 第9条の規定による指定の停止

2 指定工事業者審査委員会について、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

(東根市水道工事指定店に関する規則の廃止)

第2条 東根市水道工事指定店に関する規則(昭和52年規則第9号)は、廃止する。

(指定店規則に基づく東根市水道工事指定店に関する経過措置)

第3条 東根市水道工事指定店に関する規則(昭和52年規則第9号。以下「指定店規則」

という。)第4条の規定により指定を受けていた東根市水道工事指定店は、平成10年4月1日から90日間(次項の規定による届出があったときは、その届出があったときまでの間)は、給水条例第7条第1項の指定を受けた者とみなす。

2 指定店規則により指定を受けていた東根市水道工事指定店が、平成10年4月1日から90日以内に、次の各号に定める事項を市長に届け出たときは、給水条例第7条第1項の指定を受けた者とみなす。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

(2) 法人である場合には役員の氏名

(3) 事業の範囲

(4) 事業所の名称及び所在地

3 前項の届出は、改正水道法(平成8年法律第107号)附則第2条第2項の届出に関する省令により定められた別記様式による届出書を提出して行うものとする。

4 前項の届出書には、法人にあっては定款又は寄付行為及び登記簿の謄本、個人にあっては、その住民票の写し又は外国人登録証明書の写しを添えなければならない。

5 第2項の届出を行う東根市水道工事指定店は、届出と同時に指定店規則に基づく東根市水道工事指定証を市長に返納しなければならない。

6 市長は、第2項の届出の受理後、速やかに第6条第1項に定める指定工事業者証を交付するものとする。

7 第2項の規定により、給水条例第7条第1項の指定を受けたものとみなされた者についての第8条の規定の適用については、平成10年4月1日から1年間は、同条中「次の各号」とあるのは「第1号から第3号又は第5号から第8号まで」と、同条第2号中「第5条各号」とあるのは、「第5条第2号又は第3号」とする。

8 第2項の規定により、給水条例第7条第1項の指定を受けたものとみなされた者についての第13条の規定の適用については、平成10年4月1日から1年間は、同条第1号、第4号及び第6号中「主任技術者」とあるのは、「責任技術者」とする。

(指定店規則に基づく責任技術者に関する経過措置)

第4条 平成10年3月31日において次の各号の一に該当する者は、給水装置工事主任技術者試験及び水道法施行規則の一部を改正する省令(平成8年厚生省令第69号)附則第2条第1項に定める経過措置の適用並びに前条第8項に定める経過措置の適

用にあたり、指定店規則による責任技術者の資格を有するものとみなす。

(1) 指定店規則に基づく責任技術者としての登録を受けている者

(2) 指定店規則に基づく責任技術者としての登録資格を有し、登録可能期間が満了していない者

(3) その他、市長が前号の者に相当すると認める者

附 則(平成12年3月27日規則第23号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年12月22日規則第46号)

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成21年4月1日規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年7月9日規則第21号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年3月13日規則第8号)

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行し、改正後の第5条第3号の規定は、令和元年12月19日から適用する。

(指定給水装置工事事業者の指定の更新に関する経過措置)

2 この規則の施行の際、現に水道法第16条の2第1項の指定を受けている同条第2項に規定する指定給水装置工事事業者の施行日後の最初の水道法第25条の3の2第1項の更新については、同項中「5年ごと」とあるのは「水道法の一部を改正する法律(平成30年法律第92号)の施行の日(以下この項において「改正法施行日」という。)の前日から起算して5年(当該指定を受けた日が改正法施行日の前日の5年前の日以前である場合にあつては、5年を超えない範囲において「水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(平成31年政令第154号)」で定める期間)を経過するまでとする。

様式第1号（第4条、第4条の2関係）

（表面）

新規登録
東根市指定給水装置工事事業者指定 申請書
更新登録

東根市長 あて

年 月 日

申請者 氏名又は名称
住 所
代表者氏名

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、
同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
事業の範囲	
機械器具の名称、性能及び数	

（備考）この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

(裏面)

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

様式第2号（第4条関係）

機械器具調書

年 月 日現在

種 別	名 称	形式・性能	数 量	備 考

（注）種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

（備考）この用紙の大きさは、日本産業企画A列4番とすること。

様式第3号（第4条、第7条関係）

誓約書

指定給水装置工事事業者申請書及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イから
へまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者

氏名又は名称

住 所

代表者氏名

東根市長 あて

（備考）この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第4号（第4条、第7条関係）

東根市水道指定給水装置工事事業者名簿

		指定番号	
氏名又は名称			
住所			
代表者氏名			
指定年月日	年 月 日		
給水区域で給水工事の事業を行う事業所の名称	(電話)		
事業所の所在地			
給水装置工事主任技術者の氏名	主任技術者免状の交付番号	選任の年月日	解任の年月日
		年 月 日	年 月 日
		年 月 日	年 月 日
		年 月 日	年 月 日
		年 月 日	年 月 日
		年 月 日	年 月 日
		年 月 日	年 月 日
		年 月 日	年 月 日
		年 月 日	年 月 日
		年 月 日	年 月 日
		年 月 日	年 月 日
		年 月 日	年 月 日
		年 月 日	年 月 日
		年 月 日	年 月 日
		年 月 日	年 月 日

様式第5号（第6条関係）

東根市指定給水装置工事事業者証

殿

東根市指定給水装置工事事業者に関する規則第4条

の規定により指定給水装置工事事業者に指定する

指定第

号

年 月 日

東根市長

印

有効期限

年 月 日までとする

様式第6号（第7条関係）

東根市指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

東根市長 へ

年 月 日

届出者 氏名又は名称

住 所

代表者氏名

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称			
住 所			
フリガナ 代表者の氏名			
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日

（備考）この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第7号（第7条関係）

東根市指定給水装置工事事業者 廃止
休止
再開 届出書

東根市長 あて

年 月 日

届出者 氏名又は名称
住 所
代表者氏名

水道法第25条の7の規定に基づき、給水装置工事の事業の 廃止
休止
再開 の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	
住 所	
フリガナ 代表者の氏名	
(廃止・休止・再開) の年月日	
(廃止・休止・再開) の理由	

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第 8 号 (第12条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

東根市長 あて

年 月 日

届出者 氏名又は名称

住 所

代表者氏名

水道法第 25 条の 4 の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の
出をします。 選任 解任 の届

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称		
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者の交付番号	選任・解任の年月日

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

○分譲地等の給水工事に関する規則

昭和51年1月21日規則第1号

改正

平成10年3月23日規則第13号

平成12年3月27日規則第22号

平成30年10月9日規則第16号

分譲地等の給水工事に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、東根市水道給水条例(平成9年条例第34号)に定めるもののほか、分譲地等に対する給水工事に関し供給条件及び給水並びに維持管理の適正を保持するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「分譲地等」とは、個人若しくは団体等が住宅の建設及び分譲することを目的として造成された土地をいう。
- (2) 「幹線給水管」とは、市長が管理する配水管から分譲地内の区間で分譲各区分に給水するための本管となるものをいう。

(分譲地等の適格要件)

第3条 給水を受けようとする分譲地等は、次の各号に掲げる要件を備えなければならない。

- (1) 農地にあつては、農地法(昭和27年法律第229号)第4条及び第5条の許可を受けたもの
- (2) 分譲地等内の道路にあつては、建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条に基づく道路位置指定を受けたもの

(計画書等の提出及び協議)

第4条 分譲地等を計画し給水を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出し、あらかじめ協議しなければならない。

- (1) 分譲地等の事前協議書
- (2) 農地法第4条及び第5条に基づく許可書の写し並びに建築基準法第42条に基づく道路位

置指定を明らかにした書類

(3) その他利害関係書類

(工事の申込)

第5条 前条の規定により給水を受けられることが明らかになった場合は、工事を申込み、市長の承認を得なければならない。

(工事の範囲)

第6条 分譲地等に対する給水工事の範囲は、次の各号による。

(1) 工事の範囲は、市長が管理する配水管から分譲地等内までの幹線給水管に限るものとする。

(2) 幹線給水管の口径は、用途別所要推量及び同時使用率を考慮して決定する。

(3) 幹線給水管の口径が200ミリメートル以上の場合は、市長が施行する。

(工事費の負担)

第7条 前条による工事費は、申込者の負担とする。ただし、市長が必要と認めるときは、予算の範囲内で市が工事費の一部を負担することができる。

(給水管の移管及び維持管理)

第8条 第6条及び第7条により布設された幹線給水管は、市長に移管し、市長が管理するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年3月23日規則第13号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月27日規則第22号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成30年10月9日規則第16号)

この規則は、平成30年11月1日から施行する。

○臨時給水装置工事承認取扱要領

昭和48年11月21日告示第48号

改正

平成3年3月7日告示第8—1号

臨時給水装置工事承認取扱要領

(目的)

- 1 臨時給水その他工事用等のために、臨時栓を設置して給水を受けようとする者について、東根市水道給水条例(昭和63年条例第5号)第30条の規定に基づく料金の前納の計算基準について必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

- 2 この要領において「臨時給水」とは、使用期間の定めのある工事現場等で、一定期間に限り給水を受けようとする目的で施設された給水装置から給水を受けるもので、使用完了後給水装置の撤去若しくは用途の転用を要するものをいう。

(使用期間)

- 3 臨時給水装置工事を申込み場合は、臨時給水装置工事申込書(様式第1号)により使用期間を明らかにしなければならない。

(使用期間の変更)

- 4 前項の使用期間を変更しようとする場合は、臨時給水装置使用期間変更届(様式第2号。)により市長に届出なければならない。

(使用予定水量)

- 5 臨時給水に係る使用予定水量は、別表第1により算出する。ただし、特殊な利用目的がある場合は別に使用予定水量を計算する。

(水道料金の概算納入)

- 6 臨時給水に係る使用予定水量に相当する水道料金並びにメーター使用料は、承認後市長が発行する納入通知書により、給水工事施行前までに納入しなければならない。

(水道料金の精算)

- 7 前項の規定による前納に係る水道料金は、使用期間満了後精算し過不足があれば追徴若しくは還付しなければならない。

(撤去等の手続)

8 使用期間満了後は、すみやかに臨時給水装置工事申込書により撤去の申出をしなければならぬ。

(撤去工事区間)

9 撤去区間は、分水栓からメーターまでとする。

(職権による給水停止)

10 使用期間満了後、延期若しくは撤去等の申出がない場合でも市長は、給水を停止することができる。

附 則

この要領は、昭和48年10月1日から施行する。

附 則(平成3年3月7日告示第8—1号)

この要領は、平成3年4月1日から施行する。

別表第1

臨時給水に係る使用予定水量表

口径	1カ月の使用予定量	摘要
20mm	18m ³	但し、蛇口1栓当り 1栓増すごとに18m ³ を加算

臨時給水装置工事申込書

年 月 日

東根市長 殿

申込者住所
氏 名 ㊞

下記のとおり申込みいたします。

給 水 装 置 場 所	東根市大字
工 事 現 場 名	
給 水 期 間	自 年 月 日～至 年 月 日
使 用 目 的	
工 事 内 容	新設 撤去

上記給水装置工事について

- 1 私の土地家屋を使用することに同意いたします。
- 2 私所有の専（共）用給水装置から支管引用することに同意します。（1. 2. のうち該当ないものを消すこと。）

年 月 日

利害関係人氏名 ㊞

様式第2号

臨時給水施設使用期間変更届

年 月 日

東根市長 殿

申込者住所

氏 名 印

年 月 日付東水収第 号で受理された臨時給水装置工事申込について期間を変更いたしたく、下記のとおり届けます。

記

変更前	自	年	月	日	～	至	年	月	日
変更後	自	年	月	日	～	至	年	月	日